

半 期 報 告 書

(第3期中) 自 平成19年4月1日
至 平成19年9月30日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ

(501086)

第3期中（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ

目 次

	頁
第3期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	6
3 【関係会社の状況】	7
4 【従業員の状況】	8
第2 【事業の状況】	9
1 【業績等の概要】	9
2 【生産、受注および販売の状況】	35
3 【対処すべき課題】	36
4 【経営上の重要な契約等】	37
5 【研究開発活動】	41
第3 【設備の状況】	42
1 【主要な設備の状況】	42
2 【設備の新設、除却等の計画】	44
第4 【提出会社の状況】	46
1 【株式等の状況】	46
(1) 【株式の総数等】	46
(2) 【新株予約権等の状況】	53
(3) 【ライツプランの内容】	53
(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	53
(5) 【大株主の状況】	54
(6) 【議決権の状況】	56
2 【株価の推移】	58
3 【役員の状況】	58
第5 【経理の状況】	59
1 【中間連結財務諸表等】	60
(1) 【中間連結財務諸表】	60
【中間連結貸借対照表】	60
【中間連結損益計算書】	63
【中間連結株主資本等変動計算書】	64
【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	67
(2) 【その他】	163
2 【中間財務諸表等】	164
(1) 【中間財務諸表】	164
【中間貸借対照表】	164
【中間損益計算書】	167
【中間株主資本等変動計算書】	168
(2) 【その他】	183
第6 【提出会社の参考情報】	184
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	186
独立監査人の中間監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月27日

【中間会計期間】 第3期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

【英訳名】 Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 畔 柳 信 雄

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【電話番号】 (03)3240-8111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 草 間 竜太郎

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【電話番号】 (03)3240-8111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 草 間 竜太郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近 3 中間連結会計期間及び最近 2 連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度 中間連結 会計期間	平成18年度 中間連結 会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成17年度	平成18年度
		(自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)	(自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	1,401,294	2,840,247	3,250,225	4,293,950	6,094,033
連結経常利益	百万円	381,152	663,580	497,539	1,078,061	1,457,080
連結中間純利益	百万円	300,699	507,266	256,721	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	770,719	880,997
連結純資産額	百万円	5,296,081	9,659,084	10,574,436	7,727,837	10,523,700
連結総資産額	百万円	115,619,705	184,735,352	189,894,404	187,046,793	187,281,022
1株当たり純資産額	円	771,314.08	720,127.97	812.53	692,792.38	801,320.41
1株当たり中間純利益	円	45,529.68	50,454.48	24.76	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	93,263.15	86,795.07
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	—	49,669.82	24.61	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	89,842.26	86,274.70
自己資本比率	%	—	4.16	4.66	—	4.54
連結自己資本比率 (第一基準)	%	12.01	11.95	12.65	12.20	12.58
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	2,168,858	△3,887,229	△4,529,698	△7,731,543	△4,405,492
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,110,706	710,646	4,923,094	3,847,452	1,446,600
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	172,701	△286,187	△141,779	△277,474	△319,199
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	5,505,687	2,770,796	3,238,898	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	6,238,548	2,961,153
従業員数 (外、平均臨時従業員数)	人	44,326 (9,269)	78,907 (35,712)	81,253 (37,816)	79,801 (12,535)	78,282 (37,095)

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
4 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
5 潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、平成17年度中間連結会計期間は潜在株式が存在しないため記載しておりません。

- 6 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 7 連結自己資本比率は、平成18年度から、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は第一基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成10年大蔵省告示第62号に定められた算式に基づき算出しております。
- 8 当社は、平成17年10月1日に株式会社U F J ホールディングスと合併し、商号を株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループに変更しました。このため、平成17年度中間連結会計期間までは株式会社三菱東京フィナンシャル・グループの計数を記載しており、平成17年度については、平成17年9月30日までが株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ、平成17年10月1日以降は株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループからなる計数を記載しております。
- 9 当社は、平成19年6月に開催された株主総会における定款変更の決議に基づき、平成19年9月30日を効力発生日として、普通株式及び各優先株式についてそれぞれ1株を1,000株とする株式分割を行っております。当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

（参考）

		平成17年度 中間連結 会計期間	平成18年度 中間連結 会計期間	平成17年度	平成18年度
		(自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日)	(自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)
1株当たり純資産額	円	771.31	720.12	692.79	801.32
1株当たり中間純利益	円	45.52	50.45	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	93.26	86.79
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	—	49.66	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	89.84	86.27

(2) 提出会社の経営指標等の推移

回次		第5期中 (MTFG)	第2期中 (MUG)	第3期中 (MUG)	第1期 (MUG)	第2期 (MUG)
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
営業収益	百万円	188,980	163,604	197,203	1,036,746	510,809
経常利益	百万円	177,852	146,600	182,975	1,002,334	478,035
中間(当期)純利益	百万円	179,336	146,830	105,452	1,013,448	473,893
資本金	百万円	1,383,052	1,383,052	1,383,052	1,383,052	1,383,052
発行済株式総数	株	普通株式 6,545,353.37 第一回第三種 優先株式 100,000	普通株式 10,761,770.79 第一回第三種 優先株式 100,000 第八種優先株式 17,700 第十一種 優先株式 1 第十二種 優先株式 113,200	普通株式 10,861,643,790 第一回第三種 優先株式 100,000,000 第八種優先株式 17,700,000 第十一種 優先株式 1,000 第十二種 優先株式 33,700,000	普通株式 10,247,851.61 第一回第三種 優先株式 100,000 第八種優先株式 27,000 第九種優先株式 79,700 第十種優先株式 150,000 第十一種 優先株式 1 第十二種 優先株式 175,300	普通株式 10,861,643.79 第一回第三種 優先株式 100,000 第八種優先株式 17,700 第十一種 優先株式 1 第十二種 優先株式 33,700
純資産額	百万円	4,614,775	5,982,484	6,669,958	6,112,733	6,254,125
総資産額	百万円	5,659,412	7,464,574	7,677,262	7,650,898	7,494,629
1株当たり中間配当額 (1株当たり年間配当額)	円	普通株式 3,000 第一回第三種 優先株式 30,000	普通株式 5,000 第一回第三種 優先株式 30,000 第八種優先株式 7,950 第十一種 優先株式 2,650 第十二種 優先株式 5,750	普通株式 7.00 第一回第三種 優先株式 30.00 第八種優先株式 7.95 第十一種 優先株式 2.65 第十二種 優先株式 5.75	普通株式 3,000 (7,000) 第一回第三種 優先株式 30,000 (60,000) 第八種優先株式 — (15,900) 第九種優先株式 — (18,600) 第十種優先株式 — (19,400) 第十一種 優先株式 — (5,300) 第十二種 優先株式 — (11,500)	普通株式 5,000 (11,000) 第一回第三種 優先株式 30,000 (60,000) 第八種優先株式 7,950 (15,900) 第十一種 優先株式 2,650 (5,300) 第十二種 優先株式 5,750 (11,500)
自己資本比率	%	81.54	80.14	86.87	79.89	83.44
従業員数	人	488	982	945	1,089	950

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
2. 当社は、平成17年10月1日に株式会社U F J ホールディングスと合併し、商号を株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループに変更しました。このため、第5期中(平成17年9月)は株式会社三菱東京フィナンシャル・グループの計数を記載しており、第1期(平成18年3月)については、平成17年9月30日までが株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ、平成17年10月1日以降は株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループからなる計数を記載しております。
3. 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
4. 当社は、平成19年6月に開催された株主総会における定款変更の決議に基づき、平成19年9月30日を効力発生日として、普通株式及び各優先株式についてそれぞれ1株を1,000株とする株式分割と普通株式及び各優先株式についてそれぞれ100株を1単位とする単元株制度を導入しております。

2 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社252社(うち連結子会社252社)及び関連会社46社(うち持分法適用関連会社44社、持分法非適用関連会社2社)で構成され、銀行業務を中心に、信託銀行業務、証券業務、クレジットカード業務、リース業務、その他業務を行っております。

当社は当社の関係会社に係る経営管理及びこれに附帯する業務を行っております。

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容については、重要な変更はありません。

当中間連結会計期間における事業の種類別セグメントにかかる主要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

(銀行業)

- ・ 持分法適用関連会社であるダイヤモンドリース(株)は、合併に伴い商号を三菱UFJリース(株)に変更いたしました。
- ・ 持分法適用関連会社であったUFJセントラルリース(株)は、持分法適用関連会社であるダイヤモンドリース(株)との合併により消滅したため、連結の範囲から除外いたしました。

(信託銀行業)

- ・ 連結子会社であるBank of Tokyo-Mitsubishi UFJ(Luxembourg)S.A.は、商号をMitsubishi UFJ Global Custody S.A.に変更いたしました。また、出資構成の変更および事業内容を鑑み、種類別セグメントを銀行業から信託銀行業に変更いたしました。

(証券業)

- ・ 連結子会社である三菱UFJ証券(株)は、株式交換の方法により当社の完全子会社となりました。
- ・ 持分法適用関連会社であったカブドットコム証券(株)は、当社グループによる株式取得等により当社における連結子会社となりました。また、子会社化に伴い、事業内容を鑑み種類別セグメントを銀行業から証券業に変更いたしました。

(クレジットカード業)

- ・ 連結子会社であるUFJニコス(株)は、合併に伴い商号を三菱UFJニコス(株)に変更いたしました。
- ・ 連結子会社であった(株)ディーシーカードは、連結子会社であるUFJニコス(株)との合併により消滅したため、連結の範囲から除外いたしました。

(その他)

- ・ 持分法適用関連会社であるダイヤモンドコンピューターサービス(株)は、商号を三菱総研DCS(株)に変更いたしました。

3 【関係会社の状況】

(1) 当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動は「2 事業の内容」に記載のとおりであります。なお、関連会社から連結子会社に変更となったカブドットコム証券㈱の住所・資本金等は以下のとおりです。

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の 内容	議決権の 所有（又は 被所有） 割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) カブドットコム証券㈱	東京都 中央区	7,196	証券業務	40.7 (39.7)	3 (1)	—	—	—	—

注1 有価証券報告書を提出しております。

- 2 「議決権の所有（又は被所有）割合」欄の（ ）内は他の子会社による間接所有の割合（内書き）であります。なお、連結子会社の㈱三菱東京UFJ銀行が平成19年11月21日から12月19日まで実施した公開買付けの結果、議決権の所有割合は51.1%（うち間接所有51.1%）になっております。
- 3 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の（ ）内は当社役員（内書き）であります。

(2) 当中間連結会計期間において、新たに当社の関係会社となった会社のうち、重要な関係会社はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	銀行業	信託銀行業	証券業	クレジット カード業	その他	合計
従業員数(人)	54,823 [28,006]	9,051 [3,906]	7,237 [1,424]	6,675 [3,929]	3,467 [551]	81,253 [37,816]

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員44,186人を含んでおりません。
2 []内に当中間連結会計期間における臨時従業員の平均人数を外書きで記載しております。なお、臨時従業員数は、各連結子会社が算定した人数をもとに算定しており、海外の一部の連結子会社の派遣社員の人数は含まれておりません。

(2) 当社の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	945
---------	-----

- (注) 1 当社従業員は全員、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社及び三菱UFJ証券株式会社からの出向者であります。
2 従業員数には、執行役員41人及び臨時従業員17人を含んでおりません。
3 当社には従業員組合はありません。労使間において特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

業績

(金融経済環境)

当期の金融経済環境ですが、海外経済は、米国経済が住宅市場の調整から不透明感を強めたものの、欧州経済が堅調であったほか、中国経済など新興国が高成長を続けるなど、全体としては底堅く推移しました。この間、わが国経済は、個人消費が賃金の低迷等を背景に伸び悩みましたが、輸出が増加を続けたほか、企業業績が堅調に推移するなか設備投資が増加傾向を辿り、緩やかな景気拡大が続きました。また、消費者物価は小幅ながらマイナスで推移しました。

金融情勢に目を転じますと、政策金利は、米国ではサブプライム問題への対処として9月に4.75%へ0.5%引き下げられ、ユーロ圏でも4.0%まで引き上げられた後は据え置かれました。わが国では、日本銀行が政策金利を0.5%に維持しましたが、信用不安を背景に短期市場金利には幾分上昇圧力が掛かりました。また、長期市場金利は夏場にかけていったん上昇しましたが、その後は振れを伴いながら低下傾向を辿りました。一方、円の対ドル相場は、サブプライム問題をきっかけとした米国経済の先行き不透明感を背景に円高が進みました。

(経営方針)

グループ経営理念は、当社グループが経営活動を遂行するにあたっての最も基本的な姿勢を示した価値観であり、全ての活動の指針とするものです。

経営戦略や経営計画の策定など、経営の意思決定のよりどころとし、また、全役職員の精神的支柱として、諸活動の基本方針としております。

具体的には以下のとおりですが、当社グループの持株会社、普通銀行、信託銀行および証券会社等は、グループ経営理念を各社の経営理念として採用し、グループ全体で遵守してまいります。

[グループ経営理念]

- (1) お客様の信頼と信用を旨とし、国内はもとよりグローバルにお客様の多様なニーズに対し、的確かつ迅速にお応えする。
- (2) 新分野の開拓と新技術の開発に積極的に取り組み、革新的かつ高品質な金融サービスを提供する。
- (3) 法令やルールを厳格に遵守し、公明正大で透明性の高い経営を行い、広く社会からの信頼と信用を得る。
- (4) たゆまぬ事業の発展と適切なリスク管理により、企業価値の向上を実現すると共に、適時・適切な企業情報の開示を行い、株主の信頼に応える。
- (5) 地域の発展に寄与すると共に、環境に配慮した企業活動を通じ、持続可能な社会の実現に貢献する。
- (6) グループ社員が専門性を更に高め、その能力を発揮することができる、機会と職場を提供していく。

当社グループは、普通銀行・信託銀行・証券会社に加えて、トップクラスのカード会社・リース会社・消費者金融会社・資産運用会社・米国銀行(UBOC)などを傘下に擁する本格的な総合金融グループです。これらグループ会社が一体となり、お客さまのあらゆる金融ニーズに対して、最高水準の商品・サービスをご提供してまいります。「サービスNo. 1」「信頼度No. 1」「国際性No. 1」を達成することで、お客さまや社会から強く支持される「世界屈指の総合金融グループ」を目指しています。

① 「サービスNo. 1」

- ・ 当社グループは、総合金融グループとしての強みを活かし、お客さま一人ひとりのニーズに合った“MUFGならではの”の高い品質のサービスをご提供してまいります。
- ・ リテール・法人・受託財産(資産運用・管理)を「主要3事業」と位置づけ、これら主要3事業で設置している連結事業本部を最大限活用し、業態の枠を超え、グループ一体となって、お客さまの多様なニーズにスピーディーかつきめ細かく対応してまいります。

② 「信頼度No. 1」

- ・ 当社グループは、最も信頼いただける金融グループを目指し、財務健全性のさらなる向上、コンプライアンス(法令等遵守)の徹底、内部管理態勢の強化に努めます。また、お客さま満足度(CS)の向上、社会貢献活動、環境保全などを通じ、企業の社会的責任(CSR)を果たしてまいります。

③ 「国際性No. 1」

- ・ 当社グループは、邦銀随一のグローバルネットワーク、各国ビジネスに精通した豊富な人材など、グループの持つ強みを最大限活用し、「国際性No. 1」の金融機関として、お客さまのグローバルに広がるニーズに的確・迅速に対応してまいります。

(当中間連結会計期間の業績)

当中間連結会計期間の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

資産の部につきましては、前年同期比 5 兆1,590億円増加して、当中間連結会計期間末残高は189兆8,944億円となりました。主な内訳は、貸出金86兆7,510億円、有価証券42兆9,902億円、現金預け金10兆9,783億円となっております。負債の部につきましては、前年同期比 4 兆2,436億円増加して、当中間連結会計期間末残高は179兆3,199億円となりました。主な内訳は、預金・譲渡性預金124兆2,886億円となっております。

損益の状況につきましては、経常収益は前年同期比4,099億円増加して、3兆2,502億円となりました。主な内訳は、資金運用収益が1兆9,895億円、役員取引等収益が6,388億円となっております。また、経常費用は前年同期比5,760億円増加して、2兆7,526億円となりました。主な内訳は、資金調達費用が1兆240億円、営業経費が1兆771億円となっております。

この結果、経常利益は前年同期比1,660億円減少して、4,975億円となり、中間純利益は前年同期比2,505億円減少して、2,567億円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

1 銀行業

経常収益は前年同期比2,993億円増加して、2兆3,267億円となりました。経常利益は前年同期比1,026億円減少して、4,004億円となりました。

2 信託銀行業

経常収益は前年同期比38億円増加して、3,635億円となりました。経常利益は前年同期比241億円減少して、1,085億円となりました。

3 証券業

経常収益は前年同期比1,100億円増加して、2,977億円となりました。経常利益は前年同期比126億円増加して、360億円となりました。

4 クレジットカード業

経常収益は前年同期比118億円減少して、2,253億円となりました。経常損益は前年同期比1,134億円減少して、536億円の損失となりました。

5 その他

経常収益は前年同期比550億円増加して、3,326億円となりました。経常利益は前年同期比857億円増加して1,894億円となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

1 日本

経常収益は前年同期比2,346億円増加して、2兆4,137億円となりました。経常利益は前年同期比1,805億円減少して、3,720億円となりました。

2 北米

経常収益は前年同期比475億円増加して、4,802億円となりました。経常利益は前年同期比67億円減少して、640億円となりました。

3 中南米

経常収益は前年同期比187億円増加して、908億円となりました。経常利益は前年同期比70億円増加して、238億円となりました。

4 欧州・中近東

経常収益は前年同期比1,379億円増加して、3,453億円となりました。経常利益は前年同期比130億円増加して、168億円となりました。

5 アジア・オセアニア

経常収益は前年同期比132億円増加して、2,125億円となりました。経常利益は前年同期比41億円減少して、296億円となりました。

(キャッシュ・フローの状況)

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、借入金（劣後特約付借入金を除く）等の減少などにより、前年同期比6,424億円支出が増加して、4兆5,296億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出の減少および有価証券の売却による収入の増加などにより、前年同期比4兆2,124億円収入が増加して、4兆9,230億円の収入となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得による支出が減少したことなどにより、前年同期比1,444億円支出が減少して、1,417億円の支出となりました。

現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高は、前年同期比4,681億円増加して、3兆2,388億円となりました。

第一基準による連結自己資本比率は12.65%となりました。

(1) 国内・海外別収支

国内・海外別収支の内訳は次のとおりであります。

当中間連結会計期間の資金運用収支・信託報酬・役員取引等収支・特定取引収支・その他業務収支の合計は国内が1兆7,364億円で前年同期比241億円の増益、海外が3,803億円で前年同期比318億円の増益となり、合計では1兆7,968億円で前年同期比20億円の増益となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	904,750	231,713	190,798	945,665
	当中間連結会計期間	946,360	259,223	238,790	966,792
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	1,263,391	673,068	293,174	1,643,285
	当中間連結会計期間	1,459,014	891,051	360,478	1,989,587
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	358,641	441,354	102,375	697,620
	当中間連結会計期間	512,653	631,828	121,687	1,022,794
信託報酬	前中間連結会計期間	71,207	11,986	3,815	79,378
	当中間連結会計期間	69,435	12,809	3,272	78,972
役員取引等収支	前中間連結会計期間	551,382	70,990	64,951	557,420
	当中間連結会計期間	538,986	76,285	68,072	547,199
うち役員取引等収益	前中間連結会計期間	668,258	87,048	117,016	638,290
	当中間連結会計期間	661,773	94,339	117,303	638,809
うち役員取引等費用	前中間連結会計期間	116,876	16,058	52,065	80,869
	当中間連結会計期間	122,786	18,054	49,230	91,610
特定取引収支	前中間連結会計期間	117,994	21,025	5,192	133,827
	当中間連結会計期間	167,683	21,868	425	189,126
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	118,131	21,061	5,365	133,827
	当中間連結会計期間	168,610	22,391	1,874	189,126
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	137	35	173	—
	当中間連結会計期間	926	522	1,449	—
その他業務収支	前中間連結会計期間	66,915	12,806	1,237	78,484
	当中間連結会計期間	13,967	10,207	9,399	14,775
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	167,695	28,294	15,548	180,441
	当中間連結会計期間	100,590	23,377	14,493	109,474
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	100,779	15,488	14,311	101,956
	当中間連結会計期間	86,623	13,169	5,093	94,699

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内に本店を有する連結子会社(海外店を除く。以下「国内連結子会社」という。)であります。

「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

2 「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(2) 国内・海外別資金運用／調達の状況

① 国内

国内における資金運用／調達の状況は次のとおりであります。

当中間連結会計期間の国内の資金運用勘定平均残高は前年同期比2兆7,228億円減少して137兆4,976億円となりました。利回りは0.31ポイント上昇し2.11%となり、受取利息合計は1兆4,590億円で前年同期比1,956億円の増加となりました。資金調達勘定平均残高は前年同期比3兆2,177億円減少して131兆9,879億円となりました。利回りは0.24ポイント上昇し0.77%となり、支払利息合計は5,126億円で前年同期比1,540億円の増加となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	140,220,528	1,263,391	1.79
	当中間連結会計期間	137,497,628	1,459,014	2.11
うち貸出金	前中間連結会計期間	73,677,449	657,373	1.77
	当中間連結会計期間	70,467,360	723,099	2.04
うち有価証券	前中間連結会計期間	52,451,225	481,333	1.83
	当中間連結会計期間	50,124,387	574,125	2.28
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	1,110,958	4,703	0.84
	当中間連結会計期間	698,231	3,742	1.06
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	724,387	577	0.15
	当中間連結会計期間	619,758	1,515	0.48
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	5,329,131	4,529	0.16
	当中間連結会計期間	6,327,466	19,485	0.61
うち預け金	前中間連結会計期間	3,000,483	42,069	2.79
	当中間連結会計期間	3,948,293	42,464	2.14
資金調達勘定	前中間連結会計期間	135,205,730	358,641	0.52
	当中間連結会計期間	131,987,939	512,653	0.77
うち預金	前中間連結会計期間	102,368,833	124,247	0.24
	当中間連結会計期間	101,803,248	208,976	0.40
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	5,704,613	4,399	0.15
	当中間連結会計期間	5,547,101	15,983	0.57
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	4,887,946	5,894	0.24
	当中間連結会計期間	2,546,984	9,822	0.76
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	3,916,353	41,917	2.13
	当中間連結会計期間	3,989,735	62,464	3.12
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	4,727,365	9,248	0.39
	当中間連結会計期間	6,221,812	20,718	0.66
うちコマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間	249,215	332	0.26
	当中間連結会計期間	418,866	1,800	0.85
うち借入金	前中間連結会計期間	8,544,877	91,390	2.13
	当中間連結会計期間	8,324,097	105,980	2.53

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、月末毎の残高等に基づく平均残高を利用しております。

2 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

② 海外

海外における資金運用／調達の状態は次のとおりであります。

当中間連結会計期間の海外の資金運用勘定平均残高は前年同期比 8 兆 4, 754 億円増加して 36 兆 8, 327 億円となりました。利回りは 0. 09 ポイント上昇し 4. 82% となり、受取利息合計は 8, 910 億円で前年同期比 2, 179 億円の増加となりました。資金調達勘定平均残高は前年同期比 5 兆 8, 558 億円増加して 31 兆 9, 007 億円となりました。利回りは 0. 57 ポイント上昇し 3. 95% となり、支払利息合計は 6, 318 億円で前年同期比 1, 904 億円の増加となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	28, 357, 283	673, 068	4. 73
	当中間連結会計期間	36, 832, 723	891, 051	4. 82
うち貸出金	前中間連結会計期間	16, 123, 212	419, 165	5. 18
	当中間連結会計期間	19, 476, 557	522, 243	5. 34
うち有価証券	前中間連結会計期間	3, 647, 609	76, 364	4. 17
	当中間連結会計期間	4, 162, 804	98, 413	4. 71
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	383, 608	9, 184	4. 77
	当中間連結会計期間	364, 811	8, 406	4. 59
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	2, 338, 140	42, 415	3. 61
	当中間連結会計期間	5, 699, 098	101, 097	3. 53
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	267, 123	4, 455	3. 32
	当中間連結会計期間	995, 334	14, 855	2. 97
うち預け金	前中間連結会計期間	4, 873, 042	98, 583	4. 03
	当中間連結会計期間	4, 886, 816	108, 312	4. 42
資金調達勘定	前中間連結会計期間	26, 044, 902	441, 354	3. 37
	当中間連結会計期間	31, 900, 734	631, 828	3. 95
うち預金	前中間連結会計期間	15, 035, 985	216, 667	2. 87
	当中間連結会計期間	14, 988, 362	268, 900	3. 57
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	1, 590, 697	39, 927	5. 00
	当中間連結会計期間	2, 406, 096	65, 043	5. 39
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	152, 357	3, 824	5. 00
	当中間連結会計期間	589, 362	13, 368	4. 52
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	2, 126, 745	37, 969	3. 56
	当中間連結会計期間	5, 729, 706	95, 956	3. 34
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	838, 744	13, 398	3. 18
	当中間連結会計期間	901, 238	15, 776	3. 49
うちコマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間	248, 162	5, 680	4. 56
	当中間連結会計期間	312, 418	8, 106	5. 17
うち借入金	前中間連結会計期間	618, 325	10, 633	3. 43
	当中間連結会計期間	695, 492	15, 297	4. 38

- (注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、月末毎の残高等に基づく平均残高を利用しております。
- 2 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
- 3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高			利息			利回り (%)
		小計 (百万円)	相殺 消去額 (△) (百万円)	合計 (百万円)	小計 (百万円)	相殺 消去額 (△) (百万円)	合計 (百万円)	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	168,577,812	19,090,661	149,487,150	1,936,460	293,174	1,643,285	2.19
	当中間連結会計期間	174,330,352	20,108,660	154,221,692	2,350,065	360,478	1,989,587	2.57
うち貸出金	前中間連結会計期間	89,800,661	4,242,781	85,557,879	1,076,538	72,404	1,004,134	2.34
	当中間連結会計期間	89,943,918	4,699,265	85,244,653	1,245,343	83,763	1,161,579	2.71
うち有価証券	前中間連結会計期間	56,098,835	10,685,416	45,413,418	557,697	193,533	364,164	1.59
	当中間連結会計期間	54,287,191	10,432,220	43,854,971	672,539	240,882	431,656	1.96
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	1,494,567	166,713	1,327,853	13,888	1,334	12,553	1.88
	当中間連結会計期間	1,063,042	179,882	883,160	12,148	1,669	10,479	2.36
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	3,062,527	1,218,154	1,844,373	42,993	4,077	38,915	4.20
	当中間連結会計期間	6,318,856	1,204,180	5,114,675	102,613	4,423	98,190	3.82
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	5,596,254	857,949	4,738,305	8,984	1,210	7,774	0.32
	当中間連結会計期間	7,322,800	915,129	6,407,671	34,341	4,764	29,577	0.92
うち預け金	前中間連結会計期間	7,873,526	1,896,675	5,976,851	140,652	15,637	125,015	4.17
	当中間連結会計期間	8,835,110	2,562,834	6,272,275	150,777	22,440	128,336	4.08
資金調達勘定	前中間連結会計期間	161,250,633	9,155,758	152,094,875	799,995	102,375	697,620	0.91
	当中間連結会計期間	163,888,673	9,700,798	154,187,875	1,144,482	121,687	1,022,794	1.32
うち預金	前中間連結会計期間	117,404,818	1,273,700	116,131,118	340,915	16,222	324,693	0.55
	当中間連結会計期間	116,791,611	1,455,203	115,336,407	477,876	19,054	458,821	0.79
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	7,295,311	671,596	6,623,714	44,327	436	43,890	1.32
	当中間連結会計期間	7,953,198	686,421	7,266,777	81,027	1,779	79,248	2.17
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	5,040,304	126,579	4,913,724	9,719	769	8,949	0.36
	当中間連結会計期間	3,136,346	358,274	2,778,071	23,191	3,282	19,909	1.42
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	6,043,098	1,104,562	4,938,535	79,887	3,826	76,061	3.07
	当中間連結会計期間	9,719,442	1,261,729	8,457,712	158,421	4,232	154,189	3.63
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	5,566,110	733,249	4,832,861	22,646	1,112	21,534	0.88
	当中間連結会計期間	7,123,050	826,803	6,296,246	36,495	4,957	31,538	0.99
うちコマース・ ペーパー	前中間連結会計期間	497,378	126,722	370,655	6,013	157	5,856	3.15
	当中間連結会計期間	731,285	139,748	591,536	9,907	101	9,805	3.30
うち借入金	前中間連結会計期間	9,163,202	4,991,167	4,172,035	102,024	72,948	29,075	1.39
	当中間連結会計期間	9,019,589	4,775,772	4,243,816	121,278	84,292	36,986	1.73

(注) 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

国内及び海外の役務取引等収支の状況は次のとおりであります。

当中間連結会計期間の国内の役務取引は、役務取引等収益が6,617億円で前年同期比64億円減収、役務取引等費用が1,227億円で前年同期比59億円増加した結果、役務取引等収支では前年同期比123億円減少して5,389億円となりました。海外の役務取引は、役務取引等収益が943億円で前年同期比72億円増収、役務取引等費用が180億円で前年同期比19億円増加した結果、役務取引等収支では前年同期比52億円増加して762億円となりました。

この結果、役務取引等収支合計では、前年同期比102億円減少して5,471億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	668,258	87,048	117,016	638,290
	当中間連結会計期間	661,773	94,339	117,303	638,809
うち為替業務	前中間連結会計期間	83,816	4,929	123	88,621
	当中間連結会計期間	82,964	8,482	209	91,237
うちその他商業銀行業務	前中間連結会計期間	122,734	57,120	17,014	162,840
	当中間連結会計期間	118,187	54,367	13,574	158,981
うち信託関連業務	前中間連結会計期間	58,162	0	1,884	56,278
	当中間連結会計期間	56,575	—	1,422	55,153
うち保証業務	前中間連結会計期間	63,612	4,756	13,393	54,976
	当中間連結会計期間	61,658	5,118	14,090	52,687
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	90,008	9,278	13,785	85,500
	当中間連結会計期間	96,436	11,381	12,174	95,643
役務取引等費用	前中間連結会計期間	116,876	16,058	52,065	80,869
	当中間連結会計期間	122,786	18,054	49,230	91,610
うち為替業務	前中間連結会計期間	18,013	346	2,904	15,455
	当中間連結会計期間	17,878	325	597	17,606

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「その他商業銀行業務」には、預金・貸出業務、代理業務、保護預り・貸金庫業務等を含んでおります。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

国内及び海外の特定取引収支の状況は次のとおりであります。

当中間連結会計期間の国内の特定取引収益は1,686億円で前年同期比504億円増収、特定取引費用は9億円で前年同期比7億円増加した結果、特定取引収支では前年同期比496億円増加して1,676億円となりました。海外の特定取引収益は223億円で前年同期比13億円増収、特定取引費用は5億円で前年同期比4億円増加した結果、特定取引収支では前年同期比8億円増加して218億円となりました。

この結果、特定取引収支合計では前年同期比552億円増加して1,891億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	118,131	21,061	5,365	133,827
	当中間連結会計期間	168,610	22,391	1,874	189,126
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	43,829	5,878	—	49,707
	当中間連結会計期間	66,954	△600	848	65,505
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	791	△456	124	210
	当中間連結会計期間	1,137	758	53	1,842
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	69,382	15,639	5,234	79,788
	当中間連結会計期間	90,001	22,232	916	111,317
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	4,128	—	6	4,122
	当中間連結会計期間	10,516	—	55	10,460
特定取引費用	前中間連結会計期間	137	35	173	—
	当中間連結会計期間	926	522	1,449	—
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	846	—	846	—
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	137	△12	124	—
	当中間連結会計期間	79	△26	53	—
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	—	48	48	—
	当中間連結会計期間	—	535	535	—
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	13	13	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

② 特定取引資産・負債の内訳(未残)

国内及び海外の特定取引の状況は次のとおりであります。

当中間連結会計期間末の国内の特定取引資産は前年同期比1兆883億円増加して10兆505億円、特定取引負債は前年同期比2,989億円増加して4兆3,445億円となりました。海外の特定取引資産は前年同期比7,933億円増加して2兆4,100億円、特定取引負債は前年同期比6,032億円増加して1兆7,086億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	8,962,238	1,616,639	485,130	10,093,747
	当中間連結会計期間	10,050,550	2,410,001	568,717	11,891,834
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	4,367,993	1,146,844	83,131	5,431,706
	当中間連結会計期間	5,745,348	1,987,519	53,074	7,679,794
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	14,001	13,780	14,433	13,348
	当中間連結会計期間	37,287	5,328	19,769	22,847
うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間	—	24,693	—	24,693
	当中間連結会計期間	—	1,964	—	1,964
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	173	29	—	203
	当中間連結会計期間	211	5	—	217
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	1,187,128	416,771	309,461	1,294,439
	当中間連結会計期間	1,195,590	404,893	390,134	1,210,349
うちその他の特定取引資産	前中間連結会計期間	3,392,940	14,520	78,103	3,329,356
	当中間連結会計期間	3,072,111	10,289	105,739	2,976,662
特定取引負債	前中間連結会計期間	4,045,660	1,105,387	283,739	4,867,308
	当中間連結会計期間	4,344,598	1,708,645	397,686	5,655,557
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	3,058,687	574,390	—	3,633,078
	当中間連結会計期間	3,333,857	1,274,145	—	4,608,002
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	8,223	1,841	103	9,961
	当中間連結会計期間	51,410	14,088	7,750	57,748
うち特定取引売付債券	前中間連結会計期間	—	31,996	—	31,996
	当中間連結会計期間	—	10,865	—	10,865
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	32	47	—	80
	当中間連結会計期間	56	—	—	56
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	957,285	478,906	283,636	1,152,555
	当中間連結会計期間	927,026	389,305	389,936	926,395
うちその他の特定取引負債	前中間連結会計期間	21,432	18,203	—	39,635
	当中間連結会計期間	32,248	20,241	—	52,489

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	101,700,717	15,230,767	1,328,574	115,602,910
	当中間連結会計期間	102,171,270	17,069,644	1,610,082	117,630,832
うち流動性預金	前中間連結会計期間	58,265,799	6,032,175	602,754	63,695,220
	当中間連結会計期間	57,595,356	6,234,031	414,650	63,414,737
うち定期性預金	前中間連結会計期間	37,554,750	8,920,022	675,285	45,799,486
	当中間連結会計期間	39,054,442	10,505,326	1,159,736	48,400,032
うちその他	前中間連結会計期間	5,880,167	278,570	50,533	6,108,203
	当中間連結会計期間	5,521,470	330,287	35,696	5,816,062
譲渡性預金	前中間連結会計期間	5,818,734	1,789,445	727,800	6,880,379
	当中間連結会計期間	5,153,758	2,229,420	725,314	6,657,864
総合計	前中間連結会計期間	107,519,451	17,020,213	2,056,374	122,483,290
	当中間連結会計期間	107,325,028	19,299,064	2,335,396	124,288,696

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3 定期性預金＝定期預金＋定期積金

4 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	71,369,518	100.00	68,725,809	100.00
製造業	7,736,745	10.84	7,975,508	11.60
建設業	1,611,587	2.26	1,483,394	2.16
卸売・小売業	7,701,099	10.79	7,203,778	10.48
金融・保険業	6,612,809	9.27	5,793,334	8.43
不動産業	9,694,961	13.58	9,000,013	13.10
各種サービス業	6,065,050	8.50	6,097,015	8.87
その他	31,947,264	44.76	31,172,762	45.36
海外及び特別国際金融取引勘定分	14,301,662	100.00	18,025,251	100.00
政府等	270,262	1.89	283,189	1.57
金融機関	1,629,046	11.39	1,864,455	10.34
その他	12,402,353	86.72	15,877,606	88.09
合計	85,671,181	—	86,751,061	—

(注) 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

② 特定海外債権等残高

期別	国別	特定海外債権等残高(百万円)
平成18年9月30日	レバノン	1,606
	アルゼンチン	512
	その他(1カ国)	5
	合計	2,123
	(資産の総額に対する割合)	(0.00%)
平成19年9月30日	アルゼンチン	505
	イエメン	70
	合計	576
	(資産の総額に対する割合)	(0.00%)

(注) 特定海外債権等は、国内銀行連結子会社の特定海外債権引当勘定の引当対象とされる債権、並びに当該引当勘定の引当対象国に対する海外連結子会社の債権のうち、当該引当勘定の引当対象に準ずる債権であります。

(7) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	24,194,660	—	—	24,194,660
	当中間連結会計期間	19,187,185	—	—	19,187,185
地方債	前中間連結会計期間	321,016	—	—	321,016
	当中間連結会計期間	285,143	—	—	285,143
社債	前中間連結会計期間	5,604,112	—	23	5,604,089
	当中間連結会計期間	5,214,228	—	—	5,214,228
株式	前中間連結会計期間	9,384,193	833	1,452,190	7,932,836
	当中間連結会計期間	9,691,198	634	1,658,326	8,033,506
その他の証券	前中間連結会計期間	7,821,952	3,899,579	2,007,729	9,713,801
	当中間連結会計期間	8,325,683	4,111,259	2,166,743	10,270,199
合計	前中間連結会計期間	47,325,934	3,900,412	3,459,943	47,766,403
	当中間連結会計期間	42,703,438	4,111,894	3,825,069	42,990,263

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第52条の25の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件(平成10年大蔵省告示第62号。以下、「旧告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、第一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(第一基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,383,052	1,383,052
	うち非累積的永久優先株	125,000	125,000
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	1,916,314	1,865,918
	利益剰余金	3,781,944	4,286,051
	自己株式(△)	1,000,449	576,420
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	54,345	76,745
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	△56,378	9,804
	新株予約権	0	87
	連結子法人等の少数株主持分	1,943,892	1,715,123
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	1,236,315	1,272,262
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	227,784	311,590
	企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△)	4,120	26,633
	証券化取引に伴い増加した 自己資本相当額(△)	—	37,851
	期待損失額が適格引当金を 上回る額の50%相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	7,682,125	8,230,796
	繰延税金資産の控除金額(△)(注1)	—	—
計 (A)	7,682,125	8,230,796	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注2)	777,315	1,031,262	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額 から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	1,209,549	1,355,634
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額 の45%相当額	161,487	158,434
	一般貸倒引当金	878,013	196,378
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	170,607
	負債性資本調達手段等	3,827,151	3,763,605
	うち永久劣後債務(注3)	658,421	542,440
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	3,168,730	3,221,164
	計	6,076,201	5,644,659
うち自己資本への算入額 (B)	6,076,201	5,644,659	

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目(注5) (D)	296,242	415,950
自己資本額	(A)+(B)+(C)-(D) (E)	13,462,084	13,459,505
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	95,144,000	82,098,852
	オフ・バランス取引等項目	15,679,772	16,037,992
	信用リスク・アセットの額 (F)	110,823,772	98,136,845
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H)/8%) (G)	1,743,771	2,199,879
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	139,501	175,990
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J)/8%) (I)	—	6,059,565
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	—	484,765
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗 じて得た額が新所要自己資本の額を上回る 額に12.5を乗じて得た額 (K)	—	—
計((F)+(G)+(I)+(K)) (L)	112,567,543	106,396,289	
連結自己資本比率(第一基準)=(E)/(L)×100(%)		11.95	12.65
(参考)Tier 1比率=(A)/(L)×100(%)		—	7.73

(注) 1 平成18年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は549,321百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は3,072,850百万円であります。

また、平成19年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は93,205百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は2,469,238百万円であります。

- 2 告示第5条第2項(旧告示第4条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第6条第1項第4号(旧告示第5条第1項第4号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第6条第1項第5号及び第6号(旧告示第5条第1項第5号及び第6号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第8条第1項第1号から第6号(旧告示第7条第1項)に掲げるものであり、第1号(旧告示第7条第1項第1号)に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第7条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(※) 連結自己資本比率(第一基準)における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社9社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

[1]	
① 発行体	Sanwa Capital Finance 2 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有し、配当支払の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の配当優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦ 配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成21年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・変動配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。
⑤ 発行総額	1,300億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成11年3月25日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 (1) 当社がある事業年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該事業年度終了後の7月及び1月の配当支払日(以下、「強制配当支払日」という)に本優先出資証券に対する配当を行う。 (2) また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、当社はその裁量で発行体に対してその配当金額を減額させる、又は配当を停止させることができる。 配当可能金額の制限 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(1)から(3)を控除した金額を限度とする。 (1) 直前に終了した当社の事業年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (2) 当社の子会社が発行した証券で当社の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの所有者に対する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (3) 同順位株式の配当で、当社の当該事業年度末以降に、支払の宣言がされたもの。
⑧ 配当停止条件	上記「⑦ 配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先出資証券に対する配当は支払われない。 (1) 当社が「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 「支払不能状態」とは(i)破産法における支払不能、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行ったことをいう。 (2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。 (3) 「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合 「清算事由」とは、日本法に基づく清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所が、破産法に基づき当社の破産宣告を行った場合、又は、会社更生法に基づき当社の清算を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。
⑨ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

[2]			
① 発行体	UFJ Capital Finance 4 Limited		
② 発行証券の種類	シリーズA	シリーズB	シリーズC
	非累積型・変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という)	非累積型・固定配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という)	非累積型・変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という)
	本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有し、配当支払の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の配当優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦ 配当支払の内容」に記載)。		
③ 償還期限	永久 ただし、平成20年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。		永久 ただし、平成22年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・変動配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。	非累積型・固定配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。	非累積型・変動配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。
⑤ 発行総額	945億円 (1口当たり発行価額 10,000,000円)	115億円 (1口当たり発行価額 10,000,000円)	50億円 (1口当たり発行価額 10,000,000円)
⑥ 払込日	平成14年9月26日	平成14年9月26日	平成14年9月26日
⑦ 配当支払の内容	<p>配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。</p> <p>配当支払方針 (1)当社がある事業年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該事業年度終了後の7月及び1月の配当支払日(以下、「強制配当支払日」という)に本優先出資証券に対する配当を行う。 (2)また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、当社はその裁量で発行体に対してその配当金額を減額させる、又は配当を停止させることができる。</p> <p>配当可能金額の制限 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(1)から(3)を控除した金額を限度とする。 (1)直近に終了した当社の事業年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (2)当社の子会社が発行した証券で当社の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの所有者に対する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (3)同順位株式の配当で、当社の当該事業年度末以降に、支払の宣言がされたもの。</p>		
⑧ 配当停止条件	<p>上記「⑦ 配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先出資証券に対する配当は支払われない。</p> <p>(1)当社が「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 「支払不能状態」とは、(i)破産法における支払不能、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行ったことをいう。</p> <p>(2)「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。</p> <p>(3)「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合 「清算事由」とは、日本法に基づく清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所が、破産法に基づき当社の破産宣告を行った場合、又は、会社更生法に基づき当社の清算を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。</p>		
⑨ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円		

(注) UFJ Capital Finance 4 Limitedの発行する優先出資証券のうちシリーズA及びシリーズBにつきましては、平成20年1月25日付で全額償還する予定となっております。

[3]	
① 発行体	Tokai Preferred Capital Company L. L. C.
② 発行証券の種類	<p>配当非累積型優先証券 (以下、「本優先証券」という) 本優先証券の所有者は、当社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行(以下、「当行」という)の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有し、配当優先権を与えられている。</p>
③ 償還期限	<p>永久 ただし、平成20年6月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先証券の全部又は一部を償還することができる。本優先証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。</p>
④ 配当	<p>非累積型・固定配当 ただし、平成20年6月以降の配当計算期間については、非累積型・変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。</p>
⑤ 発行総額	10億米ドル(1券面当たり発行価額1,000米ドル)
⑥ 払込日	平成10年3月26日
⑦ 配当支払の内容	<p>配当支払日 毎年6月末日と12月末日 当該日が営業日でない場合は、直前の営業日とする。</p>
⑧ 配当停止条件	<p>下記のいずれかに該当する場合、本優先証券に対する配当は停止され、停止された配当は累積しない(ただし、当行が発行体に対し配当支払を指示した場合、ならびに下記強制配当支払日に該当する場合を除く)。</p> <p>(1) 発行体の普通株主である Tokai Preferred Capital Holdings Inc. (当行100%子会社)が、発行体に配当停止を指示した場合</p> <p>(2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の連結自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。</p>
⑨ 強制配当	<p>当行がある事業年度について配当を行った場合、発行体は当該事業年度の期末が属する暦年の12月、及び翌年の6月の配当支払日(強制配当支払日)に、満額配当を行わなければならない。</p>
⑩ 残余財産分配請求優先額	1券面当たり1,000米ドル

	[4]
① 発行体	MTFG Capital Finance Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有し、配当支払の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の配当優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦ 配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成23年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	1,650億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成17年8月24日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日(初回の配当支払日は平成18年7月25日) 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 (1) 一定の場合を除き、当社がある事業年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日(以下、「強制配当支払日」という)に本優先出資証券に対する配当を行う。 (2) また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、当社はその裁量で発行体に対してその配当金額を減額させる、又は配当を停止させることができる。ただし、配当支払日の直前に終了した事業年度において、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその後の1月の配当支払日における本優先出資証券の配当も、全額又は一部支払われない。 配当可能金額の制限 (1) 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)から(c)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当社の事業年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 当社の子会社が発行した証券で当社の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの所有者に対する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (c) 配当支払及び残余財産分配の順位が本優先出資証券と同順位の発行体の株式の配当で、当社の当該事業年度末以降に、支払の宣言がされたもの。 (2) 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の配当制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)及び(c)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 配当停止条件	上記「⑦ 配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先出資証券に対する配当は支払われない。 (1) 当社が「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 「支払不能状態」とは(i)破産法における支払不能、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行ったことをいう。 (2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。 (3) 「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合 「清算事由」とは、日本法に基づく清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所が、破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、又は、会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。
⑨ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

	[5]
① 発行体	MUFG Capital Finance 1 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有し、配当支払の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の配当優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦ 配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成28年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	2,300百万米ドル(1口当たり発行価額1,000米ドル)
⑥ 払込日	平成18年3月17日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)1が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000米ドル

(注) 1 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由:

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由:

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由:

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[6]	
① 発行体	MUFG Capital Finance 2 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有し、配当支払の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の配当優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦ 配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成28年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	750百万ユーロ(1口当たり発行価額1,000ユーロ)
⑥ 払込日	平成18年3月17日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 ^{(注)1} が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000ユーロ

(注) 1 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[7]	
① 発行体	MUFG Capital Finance 3 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有し、配当支払の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の配当優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦ 配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成23年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	1,200億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成18年3月17日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 ^{(注)1} が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 1 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i)日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[8]	
① 発行体	MUFG Capital Finance 4 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有し、配当支払の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の配当優先権を有する（配当優先権の詳細については後述の「⑦ 配当支払の内容」に記載）。
③ 償還期限	永久 ただし、平成29年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる（一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる）。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認（その時点で必要であれば）を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当（ただし、平成29年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。）
⑤ 発行総額	500百万ユーロ（1口当たり発行価額1,000ユーロ）
⑥ 払込日	平成19年1月19日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 ^{(注)1} が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合のみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度の末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当（ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く）。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)（当該1月の配当支払日の前日の時点において）当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000ユーロ

(注) 1 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[9]	
① 発行体	MUFG Capital Finance 5 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有し、配当支払の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の配当優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦ 配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成29年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成29年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	550百万英ポンド(1口当たり発行価額1,000英ポンド)
⑥ 払込日	平成19年1月19日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)1が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合のみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000英ポンド

(注) 1 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由:

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由:

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由:

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

2 【生産、受注および販売の状況】

「生産、受注および販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の性格上、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

平成18年度から19年度にかけて、当社グループにおいて、コンプライアンス(法令等遵守)に関し、行政当局から処分を受ける事態が複数発生しました。当社グループとしましては、これらの行政処分を厳粛に受け止め、深く反省し、態勢面の強化を進めております。今後とも、当局に提出した業務改善計画を迅速・着実に履行することで、一層の態勢面の強化・充実を図り、皆さまからの信頼の早期回復に向けて全力で取り組んでまいります。

当社グループでは、本年2月に「平成19年度版中期経営計画」を発表し、前述のコンプライアンス態勢の強化に加え、以下の3点を重点戦略として取り組んでおります。

(1) 成長戦略による時価総額グローバルトップ5の実現

平成21年度の財務目標として、連結営業純益約2.5兆円、連結当期純利益約1.1兆円、経費率40%台半ば、連結ROE15%程度の達成をめざしております。特に、今後一層の市場成長が期待されるリテール部門においては、積極的に経営資源を投入していきます。また、法人部門では、本年9月末の三菱UFJ証券の完全子会社化を契機に、銀行と証券がより一層緊密に連携し、高度なサービスを提供していくほか、成長が引き続き見込めるアジアを中心とした出資・提携戦略を展開することで、中期的には海外収益比率20%をめざします。

成長戦略を支える資本政策としては、「成長性確保・収益力強化のための資本活用」、「自己資本の充実」、「株主の皆さまへの利益還元の充実」の3つのバランスをとって推進し、当社グループの企業価値を向上させてまいります。自己資本については、連結自己資本比率12%(当中間期末12.65%)を維持しつつ、Tier I 比率8%(当中間期末7.73%)を目指すとともに、株主の皆さまへの利益還元については、配当金額の継続的な増加に努め、中期的には連結当期純利益に対する配当性向を20%程度(平成18年度12.7%)に高めるよう努力してまいります。

(2) システム本格統合の完遂と統合効果の着実な実現

引き続き、万全な態勢で統合プロジェクトを進め、安全・確実なシステム統合を実現し、統合効果の早期実現をめざしてまいります。

(3) ブランドの維持・強化

お客さまから、「信頼」「サービスの質」で高いご評価をいただけるよう、さまざまな取り組みを進めるとともに、企業の社会に対する責任をしっかりと果たしていくことで、MUFGのブランド力向上に努めてまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (China), Ltd. への一部事業譲渡

当社の連結子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行（以下、三菱東京UFJ銀行という。）は、平成19年4月27日開催の同行の取締役会にて、Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (China), Ltd. への一部事業譲渡について決議し、7月1日に実施致しました。

① 目的

三菱東京UFJ銀行は、これまで中国において6支店、2出張所、3駐在員事務所の体制で業務を行なって参りました。平成18年12月11日に施行された「中華人民共和国外資銀行管理条例」および「同実施細則」を踏まえ、日系企業をはじめとするお客さまのニーズにお応えできる体制を構築するべく、同行の6支店および2出張所の事業を、新設の同行100%出資子会社である Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (China), Ltd. に譲渡することとしたものです。

② 譲渡した事業内容

6支店（上海・北京・天津・大連・無錫・深圳）および2出張所（天津濱海・大連経済技術開発区）にて営まれる商業銀行業

③ 譲受会社の概要（平成19年9月末現在）

名称 : Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (China), Ltd.

本店所在地 : 中華人民共和国上海市浦東新区陸家嘴環路1233号AZIA中心22F

資本金 : 65億人民元

設立年月日 : 平成19年6月28日

従業員数 : 1,358名

業務内容 : 当局認可に基づく預金・貸出・内国為替・外国為替・資金取引・有価証券投資、その他金融関連業務

(2) 三菱UFJニコス株式会社の第三者割当増資引受と完全子会社化の方針決定

当社は、平成19年9月20日開催の当社取締役会において、当社の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社（以下、三菱UFJニコスという。）を、同社の株主総会の承認を前提として株式交換の方法により完全子会社化することについて方針決定し、同日付で同社との間で基本合意書を締結いたしました。

また、当社は、三菱UFJニコスが行う第三者割当増資を全額引受けることとし、同日付で、同社との間で株式引受契約書を締結し、11月6日付で払込みを完了しました。

<完全子会社化にかかる基本合意>

(目的)

三菱UFJニコスは、昨今の環境激変を踏まえつつ、クレジットカード市場の新たな発展を見据え、①利息返還請求の増加や総量規制の影響による将来リスクに備え引当を強化し、②従来の中期経営計画を上回る構造改革を断行し、③クレジットカード市場における圧倒的なプレゼンテーション確保を目指すことを内容とする、新中期経営計画を公表しました。

これを踏まえ、当社および三菱UFJニコスは次の4点を目的に、同社が実施する1,200億円の第三者割当増資について当社がその全額を引き受けること、また、別途合意予定の株式交換契約に定めるところに従い、株式交換の方法により、三菱UFJニコスを上場廃止のうえ当社の完全子会社とすることに関し、基本合意いたしました。

- ① 三菱UFJニコスの財務基盤を磐石なものとする。
- ② 三菱UFJニコスを含めた当社グループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること。
- ③ 銀行・信託・証券と並ぶ、当社グループ中核事業体としての三菱UFJニコスの位置づけを明確化すること。
- ④ 三菱UFJニコスの営むカード事業を当社のコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として、一層強化、育成すること。

(株式交換の相手会社)

商号	三菱UFJニコス株式会社
本店の所在地	東京都文京区本郷三丁目33番5号
代表者の氏名	代表取締役社長 大森 一廣
資本金	109,312百万円(平成19年9月30日現在)
純資産の額	38,058百万円(平成19年9月30日現在)
総資産の額	4,112,161百万円(平成19年9月30日現在)
事業の内容	クレジット事業

(株式交換の方法及び株式交換契約の内容)

① 株式交換の方法

当社が三菱UFJニコスの株式交換完全親会社となり、三菱UFJニコスが当社の株式交換完全子会社となるため、平成20年8月1日を目処に、株式交換を実施いたします。この株式交換により、三菱UFJニコスの株主(当社を除く。以下同じ。)が保有する同社の株式は当社に移転し、三菱UFJニコスの株主は、当社株式の割当交付を受けることにより、当社の株主となります。

② 株式交換契約の内容

株式交換契約書の締結は行っていません。

本株式交換に必要な事項は、今後協議の上決定し、株式交換比率の算定根拠とあわせて、株式交換契約書の締結が終了し次第、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

(株式交換完全親会社となる会社の資本金・事業の内容等)

商号	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
本店の所在地	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
代表者の氏名	取締役社長 畔柳 信雄
資本金	1,383,052百万円(平成19年9月30日現在)
事業の内容	銀行持株会社

<第三者割当増資にかかる株式引受契約>

(目的)

前記の<完全子会社にかかる基本合意>と同じであります。

(第三者割当増資の概要)

払込期日	平成19年11月6日
発行新株式数	普通株式400,000,000株
払込金額	1株につき300円
払込金額の総額	120,000,000,000円
増資前発行済株式総数	1,022,924,559株
増資後発行済株式総数	1,422,924,559株
割当先	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

なお、農林中央金庫(以下、農林中金という。)と当社、三菱東京UFJ銀行、三菱UFJニコスは、業務・資本提携の一環である農林中金と三菱UFJニコスの資本提携関係について、維持・発展させる方向で協議を進めることに合意しております。当社による三菱UFJニコスの完全子会社化後においても、農林中金と三菱UFJニコスの資本提携関係を維持するとともに、これを機に、業務・資本提携関係をより緊密かつ安定的なものとするを目的として、農林中金による三菱UFJニコスの持分法適用を視野に入れた協議を行ってまいります。

(3) 株式会社ジャックスとの業務・資本提携に係る基本合意

株式会社ジャックス(以下、ジャックスという。)、三菱UFJニコス、当社および三菱東京UFJ銀行は、それぞれの営業基盤を相互に活用するとともに、個品割賦市場、クレジットカード市場等において各社の強みを活かして、より信頼感のあるコンシューマーファイナンス事業を構築し、お客さまのニーズの拡大や多様化を受けた新たなビジネスチャンスに対応するべく、緊密に協働・連携するため、平成19年9月20日付で、それぞれ次の概要の基本合意書を締結いたしました。

<三菱UFJニコスの個品割賦事業部門のジャックスへの承継>

三菱UFJニコスからジャックスへ個品割賦事業を譲渡する内容の事業承継の基本合意書を締結いたしました。

① 承継する事業内容

ショッピングクレジット事業・オートローン事業・オートリース事業(いずれも信用保証を含みません。)

② 事業承継の方法

三菱UFJニコスおよび三菱UFJニコスの連結子会社の営む個品割賦事業に関する資産、負債およびこれに付随する権利・義務を、新設する完全子会社に対して吸収分割の方法により承継し、当該子会社の株式全てをジャックスに譲渡いたします。

③ 承継日(予定)

平成20年4月1日

④ 譲渡損失(見込み)

120億円(承継対象資産残高：約7,800億円※)

※平成19年3月期実績

⑤ 承継予定従業員数

340名程度

⑥ 承継拠点

5拠点

<資本提携>

三菱東京UFJ銀行がジャックスの普通株式を第三者割当増資の引受けその他の方法により取得する内容の基本合意書を両社間で締結いたしました。具体的な出資形態、ジャックスの第三者割当増資の発行条件等は未定です。なお、三菱東京UFJ銀行によるジャックスの普通株式の取得後、議決権総数に対する同行の議決権所有割合は20%となり、ジャックスは三菱東京UFJ銀行の持分法適用関連会社となる予定です。両社は、必要となる関係官庁の承認等を前提として、平成20年3月31日までに、本資本提携を完了させる予定です。

<その他の業務提携>

ジャックス、三菱UFJニコス、当社および三菱東京UFJ銀行は、クレジットカード業務、個品割賦業務、決済業務、住宅関連ローン業務における提携のため4社間で基本合意書を締結しました。各業務提携の具体的な内容については、今後「業務提携委員会」を設置し、協議を進めてまいります。

<包括的合意>

以上の各基本合意を包括的に規定する基本合意書をジャックス、三菱UFJニコス、当社および三菱東京UFJ銀行の4社間で締結いたしました。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

(1) 重要な設備計画の完了

当中間連結会計期間中に完了した新設、改修、除却・売却等は次のとおりであります。

(銀行業)

新設、改修等

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
国内連結 子会社	㈱三菱東京 UFJ銀行	戸塚支店	神奈川県横浜市戸塚区	店舗 (借室)	—	743	平成19年5月
		東京公務部	東京都千代田区	店舗 (借室)	—	689	平成19年5月
		阿倍野橋支店	大阪府大阪市阿倍野区	店舗 (借地)	460 (460)	1,219	平成19年5月
		新横浜支店	神奈川県横浜市港北区	店舗 (借室)	—	1,636	平成19年5月
		新名古屋駅前支店	愛知県名古屋市中村区	店舗 (借室)	—	1,639	平成19年6月
		金山支店	愛知県名古屋市中区	店舗 (借室)	—	2,558	平成19年7月
		ハノイ支店	ベトナム社会主義共和 国ハノイ市	店舗 (借室)	—	1,033	平成19年4月
		デュッセルドルフ 支店	ドイツ連邦共和国 デュッセルドルフ市	店舗 (借室)	—	3,118	平成19年8月
		パハレーン支店 ドバイ出張所	アラブ首長国連邦 ドバイ市	店舗 (借室)	—	34	平成19年9月
		—	—	—	—	—	—

(注) 1 敷地面積の欄の()内は、借地の面積(うち書き)であります。

2 上記のうち、パハレーン支店ドバイ出張所は新設、それ以外は全て店舗移転であります。

3 上記の他に、6店舗について近隣の店舗内への移転を実施しております。

4 営業店サーバーの更改完了予定年月は平成20年12月でありましたが、更改にあたり必要な投資支出は平成19年9月までに終了いたしましたので、当中間連結会計期間において完了したものとしております。

除却、売却等

重要なものはありません。

(信託銀行業)

重要なものはありません。

(証券業)

重要なものはありません。

(クレジットカード業)

重要なものではありません。

(その他)

重要なものではありません。

(2) 主要な設備の重要な異動

当中間連結会計期間中の主要な設備の重要な異動は次のとおりであります。

(銀行業)

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積(m ²)	帳簿価額(百万円)				
国内連結 子会社	㈱三菱東京 UFJ銀行	多摩ビジネ スセンター	東京都 多摩市	電算機等	—	—	—	2,703	2,703	—

(注) 電算機等の新たな取得によるものです。

(信託銀行業)

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積 (m ²)	帳簿価額(百万円)				
国内連結 子会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京ビル ほか 8カ所	東京都 千代田区 ほか	店舗・ 事務所	11,193	36,576	6,170	10	42,757	—
		港南センタ ーほか 1センター	東京都 港区 ほか	事務 センター	8,538	11,642	7,572	6	19,220	—
		野沢アパー トほか 50カ所	東京都 世田谷区 ほか	社宅・寮・ 厚生施設	50,856 (1,623)	9,023	5,378	10	14,412	—

(注) 1 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であります。

2 上記は、連結子会社であるエム・ユー・トラスト総合管理㈱から吸収分割の方法により承継したものであります。

(証券業)

重要なものではありません。

(クレジットカード業)

重要なものではありません。

(その他)

重要なものではありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の完了

前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、改修、除却・売却等のうち、当中間連結会計期間中に変更のあったものは次のとおりであります。

(銀行業)

新設、改修等

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	変更の内容
国内連結 子会社	㈱三菱東京 UFJ銀行	—	—	営業店移転建替	対象営業店の増加等に伴い、投資予定金額を総額12,527百万円から16,306百万円へ変更致しました。

除却、売却等

重要なものはありません。

(信託銀行業)

重要なものはありません。

(証券業)

新設、改修等

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	変更の内容
国内連結 子会社	三菱UFJ 証券㈱	本社 ほか	東京都 千代田 区ほか	次期エクイティフロ ントシステム	完了予定年月を平成19年9月から平成20年3月に、投資予定額を総額3,600百万円から4,450百万円に変更致しました。

除却、売却等

重要なものはありません。

(クレジットカード業)

重要なものはありません。

(その他)

重要なものはありません。

(2) 新たな設備計画の確定

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新設、改修、除却・売却等の計画は次のとおりであります。

(銀行業)

新設、改修等

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支 払額			
国内連結 子会社	㈱三菱東京 UFJ銀行	東銀ビルヂング	東京都 千代田区	建替	営業店建替 (注)	5,843	0	自己資金	平成19年 6月	平成23年 4月
		—	—	更改	新国際資金財 務管理システ ムの構築	6,081	296	自己資金	平成19年 5月	平成21年 3月

(注)新丸の内支店等が入居していた東銀ビルヂングを区分所有する当行を始め、隣接ビルの所有者4社が共同で、街区一体の建替再開発事業を行うものであります。

除却、売却等

重要なものはありません。

(信託銀行業)

重要なものはありません。

(証券業)

重要なものはありません。

(クレジットカード業)

新設、改修等

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支 払額			
国内連結 子会社	三菱UFJ ニコス㈱	本社(秋葉原 UDX)他	東京都 千代田区 ほか	新設・ 拡充・ 改修	各種センタ ー集約	3,344	—	自己資金	平成19年 10月	平成20年 8月

除却、売却等

重要なものはありません。

(その他)

重要なものはありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	33,000,000,000
第三種優先株式	120,000,000
第1回第五種優先株式	400,000,000(注2)
第2回第五種優先株式	400,000,000(注2)
第3回第五種優先株式	400,000,000(注2)
第4回第五種優先株式	400,000,000(注2)
第1回第六種優先株式	200,000,000(注3)
第2回第六種優先株式	200,000,000(注3)
第3回第六種優先株式	200,000,000(注3)
第4回第六種優先株式	200,000,000(注3)
第1回第七種優先株式	200,000,000(注4)
第2回第七種優先株式	200,000,000(注4)
第3回第七種優先株式	200,000,000(注4)
第4回第七種優先株式	200,000,000(注4)
第八種優先株式	27,000,000
第十一種優先株式	1,000
第十二種優先株式	129,900,000
計	34,076,901,000

(注) 1 平成19年6月27日および28日開催の定時株主総会および各種類株主総会における定款変更の決議により、第九種優先株式および第十種優先株式の発行可能株式総数79,700株および150,000株を削除し、平成19年9月30日付で当社株式1株を1,000株とする株式分割に伴う発行可能株式総数の変更が行われ、発行可能株式総数は34,042,594,399株増加し、34,076,901,000株となっております。

2 第1回ないし第4回第五種優先株式の発行可能株式総数は併せて400,000,000株を超えないものとする。

3 第1回ないし第4回第六種優先株式の発行可能株式総数は併せて200,000,000株を超えないものとする。

4 第1回ないし第4回第七種優先株式の発行可能株式総数は併せて200,000,000株を超えないものとする。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成19年12月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,861,643,790	同左(注2)	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部) ニューヨーク証券取引所	(注3)
第一回第三種優先株式	100,000,000	同左	—	(注4)
第八種優先株式	17,700,000	同左	—	(注5)
第十一種優先株式	1,000	同左	—	(注6)
第十二種優先株式	33,700,000	同左	—	(注7)
計	11,013,044,790	同左	—	—

- (注) 1 平成19年9月30日付で当社株式1株を1,000株に分割しております。
- 2 提出日現在発行数には、平成19年12月1日から半期報告書を提出する日までの優先株式の取得に伴う普通株式の発行および自己株式の消却に係る株式数は含まれておりません。
- 3 議決権を有しております。
- 4 第一回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 優先配当金
- ① 優先配当金
毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された第三種優先株式(以下「本優先株式」という。)を有する株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年60円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- ② 非累積条項
ある事業年度において、本優先株主に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項
本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。
- (2) 優先中間配当金
中間配当を行うときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき30円の優先中間配当金を支払う。
- (3) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき2,500円を支払う。本優先株主に対しては、そのほか、残余財産の分配は行わない。
- (4) 優先順位
本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、他の優先株式と同順位とする。
- (5) 取得条項
当社は、平成22年2月18日以降はいつでも、本優先株式の全部または一部を、本優先株式1株につき2,500円の金銭の交付と引換えに取得することができる。一部取得をするときは按分比例の方法または抽選により行う。
- (6) 議決権
本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。
- (7) 優先株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等
法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当て、新株予約権の無償割当ては行わない。

5 第八種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された第八種優先株式(以下「本優先株式」という。)を有する株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年15円90銭の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、本優先株主に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき7円95銭の優先中間配当金を支払う。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき3,000円を支払う。本優先株主に対しては、そのほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、他の優先株式と同順位とする。

(5) 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。

(6) 優先株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当て、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 取得請求

① 取得を請求することができる期間

本優先株式発行の日から平成20年7月31日までとする。

② 取得と引換えに交付すべき普通株式数

本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求した本優先株式数} \times 3,000\text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株の位まで算出し、1株の位を切り上げる。この結果、単元未満株式が生じたときは、単元未満株式の買取請求が行われたものとし、現金精算する。

③ 取得価額等の条件

イ 当初取得価額

当初取得価額は、1,693,500円とする。

ロ 取得価額の修正

取得価額は、平成18年8月1日および平成19年8月1日(取得価額修正日)において、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)に1.025を乗じた価額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に修正されるものとする。ただし、当該時価が1,693,500円(下限取得価額)を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記45取引日の間に、下記ハに定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は下記ハに準じて調整される。

ハ 取得価額の調整

取得価額(下限取得価額を含む。)は、当社が本優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式の発行を行った場合その他一定の場合には、次に定める算式により調整する。ただし、下記の算式により計算される取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \left(\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

また、取得価額は、合併その他一定の場合にも便宜調整される。

なお、平成19年9月30日付で本優先株1株を1,000株に分割したことにより、取得価額および下限取得価額は次のとおり調整された。

調整後取得価額 1,693円50銭

調整後下限取得価額 1,693円50銭

(8) 一斉取得

平成20年7月31日までに取得請求のなかった本優先株式は、平成20年8月1日をもって取得し、これと引換えに1株につき3,000円を平成20年8月1日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が1,209円70銭を下回るときは、3,000円を1,209円70銭で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

6 第十一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された第十一種優先株式(以下「本優先株式」という。)を有する株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年5円30銭の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、本優先株主に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき2円65銭の優先中間配当金を支払う。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき1,000円を支払う。本優先株主に対しては、そのほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、他の優先株式と同順位とする。

(5) 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。

(6) 優先株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当て、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 取得請求

① 取得を請求することができる期間

本優先株式発行の日から平成26年7月31日までとする。

② 取得と引換えに交付すべき普通株式数

本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得を請求した本優先株式数} \times 1,000\text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株の位まで算出し、その1株の位を切り上げる。この結果、単元未満株式が生じたときは、単元未満株式の買取請求が行使されたものとし、現金精算する。

③ 取得価額等の条件

イ 当初取得価額

当初取得価額は、918,700円とする。

ロ 取得価額の修正

取得価額は、平成18年7月15日以降平成25年7月15日まで毎年7月15日(決定日)に終了する、30取引日(修正計算期間)の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(1円未満は切り上げる。)が当該決定日現在有効な取得価額を1円以上下回る場合には、当該決定日直後の8月1日において、上記の計算の結果算出された金額に修正されるものとする。ただし、それぞれの算出金額が918,700円(下限取得価額)を下回る場合は、下限取得価額を修正後取得価額とする。なお、修正計算期間において、下記ハに定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は下記ハに準じて調整される。

ハ 取得価額の調整

取得価額(下限取得価額を含む。)は、当社が本優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式の発行を行った場合その他一定の場合には、次に定める算式により調整する。ただし、計算の結果取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行} \cdot \text{処分普通株式数}}{\text{1株当たり払込金額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行} \cdot \text{処分普通株式数}} \times \text{1株当たり時価}$$

また、取得価額は、合併その他一定の場合にも便宜調整される。

なお、平成19年9月30日付で本優先株1株を1,000株に分割したことにより、取得価額および下限取得価額は次のとおり調整された。

調整後取得価額 918円70銭

調整後下限取得価額 918円70銭

(8) 一斉取得

平成26年7月31日までに取得請求のなかった本優先株式は、平成26年8月1日をもって取得し、これと引換えに1株につき1,000円を平成26年8月1日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が802円60銭を下回るときは、1,000円を802円60銭で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

7 第十二種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された第十二種優先株式(以下「本優先株式」という。)を有する株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年11円50銭の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、本優先株主に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき5円75銭の優先中間配当金を支払う。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき1,000円を支払う。本優先株主に対しては、そのほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、他の優先株式と同順位とする。

(5) 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。

(6) 優先株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当て、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 取得請求

① 取得を請求することができる期間

本優先株式発行の日から平成21年7月31日までとする。

② 取得と引換えに交付すべき普通株式数

本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得を請求した本優先株式数} \times 1,000\text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株の位まで算出し、その1株の位を切り上げる。この結果、単元未満株式が生じたときは、単元未満株式の買取請求が行使されたものとし、現金精算する。

③ 取得価額の条件等

イ 当初取得価額

当初取得価額は、796,000円とする。

ロ 取得価額の修正

取得価額は、平成18年6月15日以降平成20年6月15日まで毎年6月15日(決定日)に終了する、30取引日(修正計算期間)の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の出来高加重平均株価の単純平均値が当該決定日現在有効な取得価額を1円以上下回る場合には、当該決定日直後の6月30日において、上記計算の結果算出された金額に修正されるものとする。ただし、それぞれの算出金額が796,000円(ただし、下記への調整を受ける。下限取得価額。)を下回る場合は、下限取得価額を修正後取得価額とする。上記において、当社の普通株式の出来高加重平均株価の単純平均値とは、修正計算期間の各取引日に関し、ブルームバーグ・エル・ピー(Bloomberg L.P.)が当該日の午前10時から11時の間(ロンドン時間)において提示する「ジェー・ティー・エクイティー・エークューアール」(JT Equity AQR)の画面のうち当社の普通株式の東京証券取引所における出来高加重平均株価を表示する画面としてブルームバーグ・エル・ピーが指定する画面(参照画面)で発表する東京証券取引所における当社の普通株式の売買価格の出来高加重平均値(ただし、上記取引日において当該参照画面が提示されない場合には、当該取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の最終売買価格。いずれの場合にも修正計算期間において発生する下記への調整に準じて調整される。)の算術平均値(1円未満は切り上げる。)で当社が算出したものをいう。

ハ 取得価額の調整

取得価額(下限取得価額を含む。)は、当社が本優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式の発行を行った場合その他一定の場合には、次に定める算式により調整する。ただし、計算の結果、取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

また、取得価額は、合併その他一定の場合にも便宜調整される。

なお、平成19年9月30日付で本優先株1株を1,000株に分割したことにより、取得価額および下限取得価額は次のとおり調整された。

調整後取得価額 796円

調整後下限取得価額 796円

(8) 一斉取得

平成21年7月31日までに取得請求のなかった本優先株式は、平成21年8月1日をもって取得し、これと引換えに1株につき1,000円を平成21年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が795円20銭を下回るときは、1,000円を795円20銭で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

なお、当社は平成19年12月6日に株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ第1回新株予約権を発行しており、その概要については「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 (重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年9月30日 (注)	11,002,031,745.21	11,013,044,790	—	1,383,052	—	1,383,070

(注) 発行済株式総数の増加は、平成19年9月30日付で当社株式1株を1,000株に分割したことによるものであります。

(5) 【大株主の状況】

① 普通株主

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	463,922,000	4.27
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	411,800,160	3.79
ヒーロー・アンド・カンパニー (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	C/O THE BANK OF NEW YORK 101 BARCLAYS STREET, 22ND FLOOR WEST, NEW YORK, NY10286 U. S. A. (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	399,023,000	3.67
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	280,011,699	2.57
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決済 業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	205,719,957	1.89
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (明治安田生命保険相互会社・ 退職給付信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	175,000,000	1.61
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決済 業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	155,440,150	1.43
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	149,263,153	1.37
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決済 業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	142,485,912	1.31
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	138,638,761	1.27
計		2,521,304,792	23.21

(注) 1 上記のほか、当社が保有している自己株式が374,349,647株(発行済株式総数に対する割合3.44%)あります。

2 ヒーロー・アンド・カンパニーは、ADR(米国預託証券)発行のために預託された株式の名義人でありま

② 第一回第三種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	40,000,000	40.00
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	40,000,000	40.00
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	20,000,000	20.00
計		100,000,000	100.00

③ 第八種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町一丁目13番2号	17,700,000	100.00
計		17,700,000	100.00

④ 第十一種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ユーエフジェイ トラスティー サービスズ ピーブイティ バミューダ リミテッド アズ ザ トラスティー オブ ユーエフジェイ インター ナショナル ファイナンス バミューダ トラスト (常任代理人 三菱UFJ信託 銀行株式会社)	CEDAR HOUSE, 41 CEDAR AVENUE, HAMILTON HM 12, BERMUDA (東京都千代田区丸の内一丁目4番5号)	1,000	100.00
計		1,000	100.00

⑤ 第十二種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町一丁目13番2号	22,400,000	66.46
大同生命保険株式会社	大阪市西区江戸堀一丁目2番1号	11,300,000	33.53
計		33,700,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回第三種優先株式 100,000,000 第八種優先株式 17,700,000 第十一種優先株式 1,000 第十二種優先株式 33,700,000	— — — —	1 [株式等の状況] の(1) [株式の総数等] に記載し ております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 374,349,600	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 4,342,900		
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,476,882,700	104,768,827	—
単元未満株式	普通株式 6,068,590	—	—
発行済株式総数	11,013,044,790	—	—
総株主の議決権	—	104,768,827	—

- (注) 1 当社は平成19年9月30日付で、当社株式1株を1,000株に分割し、端株制度から100株を1単元とする単元株制度に移行しております。
- 2 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が137,800株(議決権1,378個)および実質的に保有していない子会社名義の株式184,900株(議決権1,849個)が含まれております。
- 3 「単元未満株式」欄には、自己株式47株、実質的に保有していない子会社名義の株式および相互保有株式560株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内 二丁目7番1号	374,349,600	—	374,349,600	3.39
(相互保有株式) 株式会社中京銀行	名古屋市中区栄 三丁目33番13号	3,027,400	—	3,027,400	0.02
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目4番1号	619,500	—	619,500	0.00
三菱UFJトラスト保証 株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目4番5号	230,200	—	230,200	0.00
株式会社大正銀行	大阪府中央区今橋 二丁目5番8号	179,100	—	179,100	0.00
三菱UFJリサーチ&コ ンサルティング株式会社	東京都港区港南 二丁目16番4号	126,200	—	126,200	0.00
菱信ディーシーカード 株式会社	東京都渋谷区渋谷 二丁目20番12号	61,900	—	61,900	0.00
株式会社東京クレジット サービス	東京都千代田区一ツ橋 二丁目6番3号	51,000	—	51,000	0.00
三菱UFJファクター 株式会社	東京都千代田区神田佐久 間町一丁目10番地	42,100	—	42,100	0.00
ヤマガタ食品株式会社	静岡県沼津市双葉町 9-11-13	3,800	—	3,800	0.00
ニチエレ株式会社	東京都大田区平和島 一丁目2番30号	1,600	—	1,600	0.00
株式会社三菱東京UFJ 銀行	東京都千代田区丸の内 二丁目7番1号	100	—	100	0.00
計	—	378,692,500	—	378,692,500	3.43

(注) 株主名簿上は、三菱UFJ証券株式会社累積投資口、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱証券株式会社およびUFJつばさ証券株式会社の各名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が、それぞれ179,900株、3,000株、1,400株および600株あります。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

(1) 普通株式

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,380,000	1,430,000	1,430,000	1,390,000	1,240,000	1,120,000
最低(円)	1,250,000	1,240,000	1,340,000	1,270,000	1,020,000	990,000

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 当社は平成19年9月30日付で1株を1,000株に分割しております。上記の月間最高・最低株価は、株式の分割前の1株当たりの金額を記載しております。

(2) 第一回第三種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておられません。

(3) 第八種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておられません。

(4) 第十一種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておられません。

(5) 第十二種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておられません。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5 【経理の状況】

- 1 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債並びに収益及び費用については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に定める分類に準じて記載しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

- 2 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。

- 3 前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度末 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※7	8,484,545	4.59	10,978,368	5.78	8,760,240	4.68
コールローン及び買入手形		2,095,108	1.13	1,235,519	0.65	1,897,554	1.01
買現先勘定	※2	3,050,745	1.65	5,619,000	2.96	4,173,178	2.23
債券貸借取引支払保証金	※2	4,351,094	2.36	5,994,256	3.16	6,700,434	3.58
買入金銭債権	※7	3,628,498	1.96	4,856,581	2.56	4,241,859	2.26
特定取引資産	※7	10,093,747	5.46	11,891,834	6.26	9,577,974	5.11
金銭の信託		384,276	0.21	456,499	0.24	368,972	0.20
有価証券	※1, 2, 7, 15	47,766,403	25.86	42,990,263	22.64	48,207,623	25.74
投資損失引当金		△21,718	△0.01	△34,115	△0.02	△26,150	△0.01
貸出金	※2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	85,671,181	46.37	86,751,061	45.68	84,831,949	45.30
外国為替	※2	1,367,788	0.74	1,411,213	0.74	1,353,848	0.72
その他資産	※7	5,130,860	2.78	4,999,575	2.63	4,714,204	2.52
有形固定資産	※7, 9, 10, 11	1,733,180	0.94	1,717,879	0.91	1,697,105	0.91
無形固定資産	※7	651,537	0.35	906,486	0.48	741,705	0.39
繰延税金資産		643,968	0.35	271,007	0.14	259,144	0.14
支払承諾見返	※15	10,817,389	5.86	11,110,052	5.85	10,966,811	5.85
貸倒引当金		△1,113,252	△0.60	△1,261,081	△0.66	△1,185,432	△0.63
資産の部合計		184,735,352	100.00	189,894,404	100.00	187,281,022	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度末 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※7	115,602,910	62.58	117,630,832	61.94	118,708,663	63.39
譲渡性預金		6,880,379	3.73	6,657,864	3.51	7,083,233	3.78
コールマネー及び売渡手形	※7	2,512,651	1.36	2,527,558	1.33	2,546,243	1.36
売現先勘定	※7	7,248,841	3.92	8,451,563	4.45	8,214,875	4.39
債券貸借取引受入担保金	※7	5,596,344	3.03	6,609,067	3.48	5,135,235	2.74
コマースナル・ペーパー		477,920	0.26	685,459	0.36	607,902	0.32
特定取引負債		4,867,308	2.64	5,655,557	2.98	4,299,018	2.30
借入金	※2, 7,12	6,284,929	3.40	4,511,981	2.38	4,810,735	2.57
外国為替	※2	783,937	0.42	792,983	0.42	1,001,763	0.53
短期社債		764,500	0.41	593,600	0.31	326,000	0.17
社債	※7, 13	6,580,221	3.56	6,476,523	3.41	6,505,572	3.47
新株予約権付社債		49,689	0.03	—	—	49,656	0.03
信託勘定借		1,796,608	0.97	1,592,480	0.84	1,542,448	0.82
その他負債	※7	4,291,590	2.32	5,318,114	2.80	4,326,742	2.31
賞与引当金		45,440	0.03	49,308	0.03	53,427	0.03
役員賞与引当金		115	0.00	130	0.00	363	0.00
退職給付引当金		68,889	0.04	64,067	0.03	66,524	0.04
役員退職慰労引当金		—	—	1,761	0.00	—	—
偶発損失引当金		100,087	0.05	145,063	0.08	116,249	0.06
構造改革損失引当金		—	—	59,317	0.03	—	—
特別法上の引当金		2,197	0.00	4,300	0.00	2,316	0.00
繰延税金負債		94,646	0.05	177,801	0.09	187,755	0.10
再評価に係る繰延税金負債	※9	209,667	0.11	204,577	0.11	205,782	0.11
支払承諾	※7, 15	10,817,389	5.86	11,110,052	5.85	10,966,811	5.86
負債の部合計		175,076,268	94.77	179,319,967	94.43	176,757,322	94.38

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度末 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金		1,383,052	0.75	1,383,052	0.73	1,383,052	0.74
資本剰余金		1,916,314	1.04	1,865,918	0.98	1,916,300	1.02
利益剰余金		3,781,944	2.04	4,286,051	2.26	4,102,199	2.19
自己株式		△1,000,449	△0.54	△576,420	△0.31	△1,001,470	△0.53
株主資本合計		6,080,862	3.29	6,958,601	3.66	6,400,081	3.42
その他有価証券評価差額金		1,592,453	0.86	1,803,418	0.95	2,054,813	1.09
繰延ヘッジ損益		△66,887	△0.03	△60,107	△0.03	△56,429	△0.03
土地再評価差額金	※9	149,193	0.08	147,499	0.08	148,281	0.08
為替換算調整勘定		△56,378	△0.03	9,804	0.01	△26,483	△0.01
評価・換算差額等合計		1,618,381	0.88	1,900,614	1.00	2,120,183	1.13
新株予約権		0	0.00	87	0.00	0	0.00
少数株主持分		1,959,840	1.06	1,715,132	0.90	2,003,434	1.07
純資産の部合計		9,659,084	5.23	10,574,436	5.57	10,523,700	5.62
負債及び純資産の部合計		184,735,352	100.00	189,894,404	100.00	187,281,022	100.00

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		2,840,247	100.00	3,250,225	100.00	6,094,033	100.00
資金運用収益		1,643,285		1,989,587		3,514,976	
(うち貸出金利息)		(1,004,134)		(1,161,579)		(2,123,825)	
(うち有価証券利息配当金)		(364,164)		(431,656)		(778,295)	
信託報酬		79,378		78,972		152,945	
役務取引等収益		638,290		638,809		1,330,617	
特定取引収益		133,827		189,126		315,042	
その他業務収益		180,441		109,474		331,646	
その他経常収益	※1	165,023		244,254		448,805	
経常費用		2,176,666	76.64	2,752,685	84.69	4,636,953	76.09
資金調達費用		699,153		1,024,054		1,613,422	
(うち預金利息)		(324,693)		(458,821)		(732,883)	
役務取引等費用		80,869		91,610		171,993	
その他業務費用		101,956		94,699		136,050	
営業経費		1,030,306		1,077,126		2,111,754	
その他経常費用	※2	264,380		465,195		603,732	
経常利益		663,580	23.36	497,539	15.31	1,457,080	23.91
特別利益		224,534	7.91	31,212	0.96	132,123	2.17
固定資産処分益		3,805		3,900		11,008	
貸倒引当金戻入益		136,986		—		9,337	
償却債権取立益		78,765		20,326		111,229	
子会社合併に伴う持分 変動利益		—		6,985		—	
その他の特別利益		4,975		—		549	
特別損失		53,771	1.89	79,028	2.43	80,473	1.32
固定資産処分損		8,197		7,589		21,044	
減損損失		6,266		11,421		18,641	
証券取引責任準備金 繰入額		138		—		257	
金融商品取引責任準備金 繰入額		—		413		—	
子会社における構造改革損失 引当金繰入額		—		59,603		—	
システム統合に係る偶発 損失引当金繰入額		39,168		—		40,530	
税金等調整前中間(当期)純利益		834,343	29.38	449,723	13.84	1,508,730	24.76
法人税、住民税及び事業税		51,155	1.80	65,510	2.01	115,091	1.89
法人税等調整額		241,851	8.52	127,914	3.94	413,731	6.79
少数株主利益 (△は少数株主損失)		34,069	1.20	△421	△0.01	98,910	1.62
中間(当期)純利益		507,266	17.86	256,721	7.90	880,997	14.46

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

I 前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	1,383,052	1,915,855	3,325,980	△773,941	5,850,946
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			△48,808		△48,808
役員賞与			△163		△163
中間純利益			507,266		507,266
自己株式の取得				△290,610	△290,610
自己株式の処分		463		64,102	64,565
土地再評価差額金取崩額			943		943
持分法適用関連会社の減少			△2,003		△2,003
会計基準の変更による 連結子会社の増加			△1,270		△1,270
その他		△4			△4
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	459	455,964	△226,507	229,915
平成18年9月30日残高(百万円)	1,383,052	1,916,314	3,781,944	△1,000,449	6,080,862

	評価・換算差額等					新株予約権	少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成18年3月31日残高(百万円)	1,769,525	—	149,534	△42,168	1,876,891	0	2,098,512	9,826,349
中間連結会計期間中の変動額								
剰余金の配当(注)								△48,808
役員賞与								△163
中間純利益								507,266
自己株式の取得								△290,610
自己株式の処分								64,565
土地再評価差額金取崩額								943
持分法適用関連会社の減少								△2,003
会計基準の変更による 連結子会社の増加								△1,270
その他								△4
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	△177,071	△66,887	△340	△14,210	△258,509	—	△138,671	△397,181
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△177,071	△66,887	△340	△14,210	△258,509	—	△138,671	△167,265
平成18年9月30日残高(百万円)	1,592,453	△66,887	149,193	△56,378	1,618,381	0	1,959,840	9,659,084

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

Ⅱ 当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	1,383,052	1,916,300	4,102,199	△1,001,470	6,400,081
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△64,589		△64,589
中間純利益			256,721		256,721
自己株式の取得				△2,315	△2,315
自己株式の処分		△50,382		427,366	376,984
土地再評価差額金取崩額			836		836
海外連結子会社における 会計基準変更			△9,116		△9,116
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	△50,382	183,851	425,050	558,519
平成19年9月30日残高(百万円)	1,383,052	1,865,918	4,286,051	△576,420	6,958,601

	評価・換算差額等					新株予約権	少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成19年3月31日残高(百万円)	2,054,813	△56,429	148,281	△26,483	2,120,183	0	2,003,434	10,523,700
中間連結会計期間中の変動額								
剰余金の配当								△64,589
中間純利益								256,721
自己株式の取得								△2,315
自己株式の処分								376,984
土地再評価差額金取崩額								836
海外連結子会社における 会計基準変更								△9,116
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	△251,395	△3,678	△782	36,287	△219,568	87	△288,302	△507,783
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△251,395	△3,678	△782	36,287	△219,568	87	△288,302	50,736
平成19年9月30日残高(百万円)	1,803,418	△60,107	147,499	9,804	1,900,614	87	1,715,132	10,574,436

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	1,383,052	1,915,855	3,325,980	△773,941	5,850,946
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△103,150		△103,150
役員賞与			△163		△163
当期純利益			880,997		880,997
自己株式の取得				△292,199	△292,199
自己株式の処分		451		64,669	65,121
土地再評価差額金取崩額			1,311		1,311
連結子会社の減少			△16		△16
持分法適用関連会社の減少			△2,003		△2,003
会計基準の変更による 連結子会社の増加			△1,270		△1,270
英国退職給付会計基準に基づく 数理計算上の差異			515		515
その他		△6			△6
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	445	776,219	△227,529	549,135
平成19年3月31日残高(百万円)	1,383,052	1,916,300	4,102,199	△1,001,470	6,400,081

	評価・換算差額等					新株予約権	少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成18年3月31日残高(百万円)	1,769,525	—	149,534	△42,168	1,876,891	0	2,098,512	9,826,349
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△103,150
役員賞与								△163
当期純利益								880,997
自己株式の取得								△292,199
自己株式の処分								65,121
土地再評価差額金取崩額								1,311
連結子会社の減少								△16
持分法適用関連会社の減少								△2,003
会計基準の変更による 連結子会社の増加								△1,270
英国退職給付会計基準に基づく 数理計算上の差異								515
その他								△6
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	285,288	△56,429	△1,252	15,685	243,292	—	△95,077	148,214
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	285,288	△56,429	△1,252	15,685	243,292	—	△95,077	697,350
平成19年3月31日残高(百万円)	2,054,813	△56,429	148,281	△26,483	2,120,183	0	2,003,434	10,523,700

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間 (当期)純利益		834,343	449,723	1,508,730
減価償却費		158,181	161,446	318,375
減損損失		6,266	11,421	18,641
のれん償却額		4,476	5,525	9,047
負ののれん償却額		△2,134	△4,364	△3,210
持分法による投資損益(△)		39,584	△8,667	80,621
貸倒引当金の増加額 (減少:△)		△220,972	65,797	△127,843
投資損失引当金の増加額 (減少:△)		△5,466	7,964	△510
賞与引当金の増加額 (減少:△)		△5,600	△4,735	1,226
役員賞与引当金の増加額 (減少:△)		115	△233	363
退職給付引当金の増加額 (減少:△)		△12,581	△2,807	△16,266
役員退職慰労引当金の増加額		—	519	—
偶発損失引当金の増加額		58,860	28,420	75,010
構造改革損失引当金の増加額		—	59,317	—
資金運用収益		△1,643,285	△1,989,587	△3,514,976
資金調達費用		699,153	1,024,054	1,613,422
有価証券関係損益(△)		728	△43,491	△108,292
金銭の信託の運用損益(△)		△7,335	△8,924	△8,056
為替差損益(△)		△131,031	67,959	△301,193
固定資産処分損益(△)		4,391	3,688	10,036
特定取引資産の純増(△)減		△5,702	△2,218,659	573,194
特定取引負債の純増減(△)		493,112	1,304,018	△121,042
約定済未決済特定取引調整額		8,001	460,557	68,420
貸出金の純増(△)減		△18,140	△1,477,139	1,047,379
預金の純増減(△)		△3,274,285	△1,312,254	△395,600
譲渡性預金の純増減(△)		294,266	△442,261	494,550
借入金(劣後特約付借入金を 除く)の純増減(△)		3,235,497	△380,676	1,838,176
預け金(現金同等物を除く)の 純増(△)減		389,821	△1,914,051	347,774
コールローン等の純増(△)減		△2,530,353	△1,162,087	△3,953,536

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
債券貸借取引支払保証金の 純増(△)減		1,081,208	724,104	△1,245,753
コールマネー等の純増減(△)		△4,575,674	△12,461	△3,657,635
コマーシャル・ペーパーの 純増減(△)		173,138	66,898	297,116
債券貸借取引受入担保金の 純増減(△)		1,251,548	1,425,763	765,947
外国為替(資産)の純増(△)減		△99,971	△56,636	△85,974
外国為替(負債)の純増減(△)		△528,628	△208,817	△310,822
短期社債(負債)の純増減(△)		273,800	267,600	△164,700
普通社債の発行・償還による 純増減(△)		△161,529	△63,548	△428,481
信託勘定借の純増減(△)		△632,459	50,031	△886,620
資金運用による収入		1,605,456	1,933,926	3,412,011
資金調達による支出		△666,268	△990,707	△1,551,083
その他		102,945	△276,073	132,554
小計		△3,806,522	△4,459,445	△4,268,995
法人税等の支払額		△80,707	△70,253	△136,496
営業活動による キャッシュ・フロー		△3,887,229	△4,529,698	△4,405,492
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△32,606,755	△27,330,388	△62,209,264
有価証券の売却による収入		14,521,276	18,683,119	35,571,860
有価証券の償還による収入		18,943,485	13,755,057	28,426,379
金銭の信託の増加による支出		△17,666	△129,798	△46,142
金銭の信託の減少による収入		57,773	150,473	102,357
有形固定資産の取得による 支出		△124,169	△115,145	△222,603
無形固定資産の取得による 支出		△76,192	△123,376	△196,342
有形固定資産の売却による 収入		12,748	5,530	20,880
無形固定資産の売却による 収入		128	14	170
子会社株式の追加取得による 支出		△688	△822	△1,733
子会社株式の売却による収入		708	250	1,269
連結範囲の変動を伴う子会社 株式の取得による支出		—	—	△230
連結範囲の変動を伴う子会社 株式の取得による収入		—	28,179	—
投資活動による キャッシュ・フロー		710,646	4,923,094	1,446,600

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入による収入		108,000	122,000	179,000
劣後特約付借入金 の返済による支出		△40,500	△196,300	△207,500
劣後特約付社債・新株 予約権付社債の発行 による収入		297,083	210,740	582,391
劣後特約付社債・新株 予約権付社債の償還 による支出		△192,730	△165,182	△314,587
少数株主への株式等 の発行による収入		5,517	3,843	232,806
少数株主からの株式 等の取得による支出		△120,000	—	△120,000
優先株式等の償還等 による支出		—	—	△218,000
配当金支払額		△48,808	△64,589	△103,150
少数株主への配当金 支払額		△38,967	△47,494	△70,721
自己株式の取得による 支出		△290,591	△1,225	△292,181
自己株式の売却による 収入		65,060	672	67,181
子会社による当該会社 の自己株式の取得による 支出		△30,563	△4,259	△54,756
子会社による当該会社 の自己株式の売却による 収入		317	15	325
その他		△4	—	△6
財務活動による キャッシュ・フロー		△286,187	△141,779	△319,199
IV 現金及び現金同等物 に係る換算差額		△5,492	26,128	△3,138
V 現金及び現金同等物の 増加額(減少:△)		△3,468,263	277,744	△3,281,229
VI 現金及び現金同等物の 期首残高		6,238,548	2,961,153	6,238,548
VII 新規連結に伴う現金及 び現金同等物の増加額		510	—	510
VIII 連結除外に伴う現金及 び現金同等物の減少額		—	—	△191
IX 連結子会社の合併による 現金及び現金同等物の 増加額		—	—	3,514
X 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		2,770,796	3,238,898	2,961,153

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 265社 主要な会社名 株式会社三菱東京UFJ銀行 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ証券株式会社 なお、ZAO Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Eurasia) 他23社は、新規設立等により、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。 また、近畿日本信販株式会社他6社は、清算等により子会社でなくなったため、当中間連結会計期間より連結の範囲から除いております。</p>	<p>(1) 連結子会社 252社 主要な会社名 株式会社三菱東京UFJ銀行 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ証券株式会社 株式会社泉州銀行 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 カブドットコム証券株式会社 三菱UFJニコス株式会社 三菱UFJファクター株式会社 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社 三菱UFJキャピタル株式会社 国際投信投資顧問株式会社 三菱UFJ投信株式会社 エム・ユー投資顧問株式会社 三菱UFJ不動産販売株式会社 UnionBanCal Corporation Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corporation(U.S.A.) Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. Mitsubishi UFJ Securities International plc Mitsubishi UFJ Securities (USA), Inc. Mitsubishi UFJ Trust International Limited Mitsubishi UFJ Securities (HK) Holdings, Limited BTMU Capital Corporation BTMU Leasing & Finance, Inc. PT U Finance Indonesia PT UFJ-BRI Finance</p>	<p>(1) 連結子会社 253社 主要な会社名 株式会社三菱東京UFJ銀行 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ証券株式会社 株式会社泉州銀行 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 UFJニコス株式会社 株式会社ディーシーカード 三菱UFJファクター株式会社 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社 三菱UFJキャピタル株式会社 国際投信投資顧問株式会社 三菱UFJ投信株式会社 エム・ユー投資顧問株式会社 三菱UFJ不動産販売株式会社 UnionBanCal Corporation Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corporation(U.S.A.) Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. Mitsubishi UFJ Securities International plc Mitsubishi UFJ Securities (USA), Inc. Mitsubishi UFJ Trust International Limited Mitsubishi UFJ Securities (HK) Holdings, Limited BTMU Capital Corporation BTMU Leasing & Finance, Inc. PT U Finance Indonesia PT UFJ-BRI Finance</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(3) 他の会社等の議決権 (業務執行権)の過半数を 自己の計算において所有 しているにもかかわらず 子会社としなかった当該 他の会社等の名称 ニチエレ株式会社 (子会社としなかった理 由) 投資事業を営む連結子 会社による企業価値向上 を目的とした株式の所有 であって、傘下に入れる 目的ではないことから、 子会社として取り扱って おりません。</p>	<p>なお、カブドットコム 証券株式会社他5社は、 関連会社からの異動、新 規設立により、当中間連 結会計期間より連結の範 囲に含めております。</p> <p>また、株式会社ディー シーカード他6社は、合 併、清算により子会社で なくなったため、当中間 連結会計期間より連結の 範囲から除いております。</p> <p>UFJニコス株式会社 と株式会社ディーシーカ ードは、平成19年4月1 日付で合併し、会社名を 三菱UFJニコス株式会 社に変更しております。</p> <p>Bank of Tokyo- Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A.は、 平成19年4月2日付で会 社名をMitsubishi UFJ Global Custody S.A.に 変更しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。 (追加情報) 財務諸表等規則第8条 7項の規定により出資者 等の子会社に該当しない ものと推定された特別目 的会社10社は、連結の範 囲から除外しておりま す。当該会社の概要等 は、「(開示対象特別目 的会社関係)」の注記に 掲げております。</p> <p>なお、企業会計基準適 用指針第15号「一定の特 別目的会社に係る開示に 関する適用指針」(平成 19年3月29日 企業会計 基準委員会)が平成19年 4月1日以後開始する連 結会計年度から適用され ることになったことに伴 い、当中間連結会計期間 から同適用指針を適用し ております。</p> <p>(3) 他の会社等の議決権 (業務執行権)の過半数を 自己の計算において所有 しているにもかかわらず 子会社としなかった当該 他の会社等の名称 ニチエレ株式会社 (子会社としなかった理 由) 投資事業を営む連結子 会社による企業価値向上 を目的とした株式の所有 であって、傘下に入れる 目的ではないことから、 子会社として取り扱って おりません。</p>	<p>なお、ZA0 Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Eurasia) 他31社は、新 規設立等により、当連結 会計年度より連結の範囲 に含めております。</p> <p>また、近畿日本信販株 式会社他26社は、清算、 合併等により子会社でな くなったため、当連結会 計年度より連結の範囲か ら除いております。</p> <p>UFJニコス株式会社 と株式会社ディーシーカ ードは、平成19年4月1 日付で合併し、会社名を 三菱UFJニコス株式会 社に変更しております。</p> <p>Bank of Tokyo- Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A.は、 平成19年4月2日付で会 社名をMitsubishi UFJ Global Custody S.A.に 変更しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(3) 他の会社等の議決権 (業務執行権)の過半数を 自己の計算において所有 しているにもかかわらず 子会社としなかった当該 他の会社等の名称 ニチエレ株式会社 (子会社としなかった理 由) 投資事業を営む連結子 会社による企業価値向上 を目的とした株式の所有 であって、傘下に入れる 目的ではないことから、 子会社として取り扱って おりません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>株式会社ハイジア (子会社としなかった理由)</p> <p>土地信託事業において信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、委託者及び共同受託者の意向の制約を受けるため、子会社として取り扱っておりません。</p> <p>ティ・エイチ・シー・エー・ピー投資事業有限責任組合 投資事業有限責任組合 しょうなん産学連携事業化支援ファンド 投資事業有限責任組合 ぐんまチャレンジファンド</p> <p>(子会社としなかった理由)</p> <p>いずれも、ベンチャーキャピタル事業を営む連結子会社が、主たる営業として組合の管理業務に準ずる業務を行うために無限責任組合員の地位を有するものであることから、子会社として取り扱っておりません。</p>	<p>株式会社ハイジア (子会社としなかった理由)</p> <p>土地信託事業において受益者のために信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、傘下に入れる目的で設立されたものではないことから、子会社として取り扱っておりません。</p> <p>ティ・エイチ・シー・エー・ピー投資事業有限責任組合 投資事業有限責任組合 しょうなん産学連携事業化支援ファンド 投資事業有限責任組合 ぐんまチャレンジファンド 株式会社フーズネット ヤマガタ食品株式会社 株式会社グリーン・ベル</p> <p>(子会社としなかった理由)</p> <p>ベンチャーキャピタル事業を営む連結子会社が、主たる営業として組合の管理業務に準ずる業務を行うために無限責任組合員の地位を有するものであること、あるいは投資育成目的等による株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。</p>	<p>株式会社ハイジア (子会社としなかった理由)</p> <p>土地信託事業において信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、委託者及び共同受託者の意向の制約を受けるため、子会社として取り扱っておりません。</p> <p>ティ・エイチ・シー・エー・ピー投資事業有限責任組合 投資事業有限責任組合 しょうなん産学連携事業化支援ファンド 投資事業有限責任組合 ぐんまチャレンジファンド 株式会社フーズネット ヤマガタ食品株式会社 株式会社グリーン・ベル</p> <p>(子会社としなかった理由)</p> <p>ベンチャーキャピタル事業を営む連結子会社が、主たる営業として組合の管理業務に準ずる業務を行うために無限責任組合員の地位を有するものであること、あるいは投資育成目的等による株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社 44社</p> <p>主要な会社名 アコム株式会社 ダイヤモンドリース株式会社 ダイヤモンドコンピューターサービス株式会社 株式会社DCキャッシュワン 東銀リース株式会社 三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社 株式会社中京銀行 株式会社岐阜銀行 株式会社大正銀行 カブドットコム証券株式会社 株式会社モビット UFJセントラルリース株式会社</p> <p>なお、三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社他4社は、新規設立により、当中間連結会計期間より持分法を適用しております。</p> <p>また、日中架け橋ファンド他2社は、子会社への異動等により関連会社でなくなったため、当中間連結会計期間より持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 44社</p> <p>主要な会社名 株式会社中京銀行 株式会社岐阜銀行 三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社 三菱UFJリース株式会社 東銀リース株式会社 アコム株式会社 株式会社モビット 三菱総研DCS株式会社</p> <p>なお、カブドットコム証券株式会社他3社は、子会社への異動、合併等により関連会社でなくなったため、当中間連結会計期間より持分法の対象から除いております。</p> <p>ダイヤモンドリース株式会社とUFJセントラルリース株式会社は、平成19年4月1日付で合併し、会社名を三菱UFJリース株式会社に変更しております。</p> <p>ダイヤモンドコンピューターサービス株式会社は、平成19年4月1日付で会社名を三菱総研DCS株式会社に変更しております。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 48社</p> <p>主要な会社名 株式会社中京銀行 株式会社岐阜銀行 カブドットコム証券株式会社 三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社 ダイヤモンドリース株式会社 UFJセントラルリース株式会社 東銀リース株式会社 アコム株式会社 株式会社モビット ダイヤモンドコンピューターサービス株式会社</p> <p>なお、三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社他9社は、新規設立等により、当連結会計年度より持分法を適用しております。</p> <p>また、日中架け橋ファンド他3社は、子会社への異動等により関連会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法の対象から除いております。</p> <p>ダイヤモンドリース株式会社とUFJセントラルリース株式会社は、平成19年4月1日付で合併し、会社名を三菱UFJリース株式会社に変更しております。</p> <p>ダイヤモンドコンピューターサービス株式会社は、平成19年4月1日付で会社名を三菱総研DCS株式会社に変更しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 持分法非適用の非連結 子会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の関連会 社 主要な会社名 SCB Leasing Public Company Limited MU Japan Fund PLC 持分法非適用の関連会 社は、中間純損益(持分 に見合う額)、利益剰余 金(持分に見合う額)及び 繰延ヘッジ損益(持分 に見合う額)等からみて、 持分法の対象から除いて も中間連結財務諸表に重 要な影響を与えないた め、持分法の対象から除 いております。なお、MU Japan Fund PLCは、出資 金の拠出に伴い、当中間 連結会計期間より、関連 会社となりましたが、上 記により持分法の対象か ら除いております。</p>	<p>(2) 持分法非適用の非連結 子会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の関連会 社 主要な会社名 SCB Leasing Public Company Limited MU Japan Fund PLC 持分法非適用の関連会 社は、中間純損益(持分 に見合う額)、利益剰余 金(持分に見合う額)及び 繰延ヘッジ損益(持分 に見合う額)等からみて、 持分法の対象から除いて も中間連結財務諸表に重 要な影響を与えないた め、持分法の対象から除 いております。</p>	<p>(2) 持分法非適用の非連結 子会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の関連会 社 主要な会社名 SCB Leasing Public Company Limited MU Japan Fund PLC 持分法非適用の関連会 社は、当期純損益(持分 に見合う額)、利益剰余 金(持分に見合う額)及び 繰延ヘッジ損益(持分 に見合う額)等からみて、 持分法の対象から除いて も連結財務諸表に重要な 影響を与えないため、持 分法の対象から除いてお ります。 なお、MU Japan Fund PLC は、出資金の拠出に 伴い、当連結会計年度よ り、関連会社となりまし たが、上記により持分法 の対象から除いておりま す。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(4) 他の会社等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称</p> <p>Cswitch Corporation 株式会社ストリートデザイン NBA株式会社 株式会社ネット・タイム ファルマフロンティア株式会社 メディカルトライアルズ株式会社 株式会社フルスロットルズ 株式会社インキュビズ マーズ株式会社 株式会社アシストコンピュータシステムズ 株式会社サンキ 日本スーパーマップ株式会社 株式会社ティーケーエス クラブツーリズム株式会社 (関連会社としなかった理由)</p> <p>ベンチャーキャピタル事業等を営む連結子会社による投資育成目的等による株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。</p> <p>株式会社両国シティコア (関連会社としなかった理由)</p> <p>土地信託事業において信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、委託者及び共同受託者の意向の制約を受けするため、関連会社として取り扱っておりません。</p>	<p>(4) 他の会社等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称</p> <p>株式会社京都レメディ ス ブイ・エル・アイ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社スーパーインデックス 株式会社パスト ファルマフロンティア株式会社 メディカルトライアルズ株式会社 マーズ株式会社 株式会社アシストコンピュータシステムズ S S I 株式会社 株式会社サンキ 日本スーパーマップ株式会社 N B A 株式会社 株式会社医療情報総合研究所 株式会社ストリートデザイン 株式会社シフ ラ Centillion II Venture Capital Corporation (関連会社としなかった理由)</p> <p>ベンチャーキャピタル事業等を営む連結子会社による投資育成目的等による株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。</p> <p>株式会社両国シティコア (関連会社としなかった理由)</p> <p>土地信託事業において受益者のために信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、傘下に入れる目的で設立されたものではないことから、関連会社として取り扱っておりません。</p>	<p>(4) 他の会社等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称</p> <p>株式会社京都レメディ ス Cswitch Corporation 株式会社スーパーインデックス 株式会社ストリートデザイン 株式会社パスト 株式会社ネット・タイム ファルマフロンティア株式会社 S S I 株式会社 メディカルトライアルズ株式会社 マーズ株式会社 ブイ・エル・アイ・コミュニケーションズ株式会社 N B A 株式会社 株式会社アシストコンピュータシステムズ 株式会社サンキ 日本スーパーマップ株式会社 株式会社シンクパワー 株式会社ティーケーエス 株式会社シフ ラ (関連会社としなかった理由)</p> <p>ベンチャーキャピタル事業等を営む連結子会社による投資育成目的等による株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。</p> <p>株式会社両国シティコア (関連会社としなかった理由)</p> <p>土地信託事業において信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、委託者及び共同受託者の意向の制約を受けするため、関連会社として取り扱っておりません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																														
3 連結子会社の中間 決算日(決算日)等 に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>11月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>4社</td></tr> <tr><td>4月末日</td><td>3社</td></tr> <tr><td>5月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>144社</td></tr> <tr><td>7月24日</td><td>15社</td></tr> <tr><td>7月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>8月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>93社</td></tr> </table> <p>(2) 11月末日を中間決算日とする連結子会社は、8月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>3月末日を中間決算日とする連結子会社、4月末日を中間決算日とする連結子会社のうち1社、5月末日を中間決算日とする連結子会社、及び6月末日を中間決算日とする連結子会社のうち1社は、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>4月末日を中間決算日とする連結子会社のうち2社は、7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>また、その他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>なお、中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	11月末日	2社	3月末日	4社	4月末日	3社	5月末日	1社	6月末日	144社	7月24日	15社	7月末日	1社	8月末日	2社	9月末日	93社	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>11月末日</td><td>3社</td></tr> <tr><td>4月末日</td><td>3社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>140社</td></tr> <tr><td>7月24日</td><td>18社</td></tr> <tr><td>7月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>8月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>85社</td></tr> </table> <p>(2) 11月末日を中間決算日とする連結子会社のうち2社は、8月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>11月末日を中間決算日とする連結子会社のうち1社、4月末日を中間決算日とする連結子会社のうち1社、6月末日を中間決算日とする連結子会社のうち1社は、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>4月末日を中間決算日とする連結子会社のうち1社は、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>4月末日を中間決算日とする連結子会社のうち1社は、7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>また、その他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>なお、中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	11月末日	3社	4月末日	3社	6月末日	140社	7月24日	18社	7月末日	1社	8月末日	2社	9月末日	85社	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>5月末日</td><td>3社</td></tr> <tr><td>10月末日</td><td>3社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>137社</td></tr> <tr><td>1月24日</td><td>18社</td></tr> <tr><td>1月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>2月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>89社</td></tr> </table> <p>(2) 5月末日を決算日とする連結子会社のうち2社は、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>5月末日を決算日とする連結子会社のうち1社、10月末日を決算日とする連結子会社のうち1社、12月末日を決算日とする連結子会社のうち1社は、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>10月末日を決算日とする連結子会社のうち2社は、1月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>また、その他の連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>なお、連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	5月末日	3社	10月末日	3社	12月末日	137社	1月24日	18社	1月末日	1社	2月末日	2社	3月末日	89社
11月末日	2社																																																
3月末日	4社																																																
4月末日	3社																																																
5月末日	1社																																																
6月末日	144社																																																
7月24日	15社																																																
7月末日	1社																																																
8月末日	2社																																																
9月末日	93社																																																
11月末日	3社																																																
4月末日	3社																																																
6月末日	140社																																																
7月24日	18社																																																
7月末日	1社																																																
8月末日	2社																																																
9月末日	85社																																																
5月末日	3社																																																
10月末日	3社																																																
12月末日	137社																																																
1月24日	18社																																																
1月末日	1社																																																
2月末日	2社																																																
3月末日	89社																																																

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(追加情報)</p> <p>当社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成19年6月28日に Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (China), Ltd. を設立し、同行の中国における6支店2出張所は平成19年7月1日付で同社の支店・出張所となりました。上記支店・出張所の移管については、重要な取引として調整を行っております。同社の平成19年7月1日から同年9月30日までの期間の損益は中間連結損益計算書に反映されておりませんが、その影響は軽微であります。</p> <p>なお、同社は「アジア・オセアニア」セグメントに属しております。</p>	

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息配当金、売却損益及び評価損益)を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息配当金、売却損益及び評価損益)を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(A) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(A) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(A) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社が保有する、その他有価証券に区分されるクレジット・リンク債並びにシンセティック債務担保証券及びシンセティックローン担保証券については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上しておりましたが、企業会計基準適用指針第12号「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(平成18年3月30日 企業会計基準委員会)が公表されたことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、前連結会計年度末の連結貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これによる中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書に与える影響は軽微であります。</p>		<p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社が保有する、その他有価証券に区分されるクレジット・リンク債並びにシンセティック債務担保証券及びシンセティックローン担保証券については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上しておりましたが、企業会計基準適用指針第12号「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(平成18年3月30日 企業会計基準委員会)が公表されたことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、前連結会計年度末の連結貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これによる連結貸借対照表及び連結損益計算書に与える影響は軽微であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(B) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(A)と同じ方法により行っております。</p> <p>なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(B) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(A)と同じ方法によっております。</p> <p>なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	(B) 同左
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、原則として時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当社、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 15年～50年 動産 2年～20年</p> <p>また、その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当社、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 15年～50年 動産 2年～20年</p> <p>その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当社、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 15年～50年 動産 2年～20年</p> <p>また、その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として3年から10年)に対応して定額法により償却しております。</p>	<p>② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、主として定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として3年から10年)に対応して定額法により償却しております。</p>	<p>② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として3年から10年)に対応して定額法により償却しております。</p>
	<p>(5) 繰延資産の処理方法 株式交付費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。 (会計方針の変更) 平成18年3月31日に終了した連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、企業会計基準実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。これにより、従来の方法と比較して「その他資産」中の社債発行差金及び「社債」が1,805百万円減少するとともに「その他負債」中の社債発行差金が524百万円減少し、「新株予約権付社債」は同額増加しております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 株式交付費及び社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。 なお、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としておりますが、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 株式交付費及び社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。 (会計方針の変更) 平成18年3月31日に終了した連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、企業会計基準実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。これにより、従来の方法によった場合と比較して「その他資産」中の社債発行差金及び「社債」が1,619百万円減少するとともに「その他負債」中の社債発行差金が491百万円減少し、「新株予約権付社債」は同額増加しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は978,581百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は796,115百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は844,161百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(7) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(7) 投資損失引当金の計上基準 同左	(7) 投資損失引当金の計上基準 同左
	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(8) 賞与引当金の計上基準 同左	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(9) 役員賞与引当金の計上基準 一部の国内連結子会社は、役員賞与の支出に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員賞与は利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、企業会計基準第4号「役員賞与に関する会計基準」(平成17年11月29日 企業会計基準委員会)が会社法施行日以後終了する事業年度の中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、一部の国内連結子会社においては、その支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比較して営業経費は115百万円増加し、税金等調整前中間純利益は同額減少しております。	(9) 役員賞与引当金の計上基準 一部の国内連結子会社は、役員賞与の支出に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(9) 役員賞与引当金の計上基準 一部の国内連結子会社は、役員賞与の支出に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員賞与は利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、企業会計基準第4号「役員賞与に関する会計基準」(平成17年11月29日 企業会計基準委員会)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、一部の国内連結子会社においては、その支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比較して営業経費は366百万円増加し、税金等調整前当期純利益は366百万円減少しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(10)退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>(A) 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理</p> <p>(B) 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ主として発生の翌連結会計年度から費用処理</p>	<p>(10)退職給付引当金の計上基準</p> <p>同左</p> <p>(A) 過去勤務債務 同左</p> <p>(B) 数理計算上の差異 同左</p>	<p>(10)退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>(A) 過去勤務債務 同左</p> <p>(B) 数理計算上の差異 同左</p>
	—————	<p>(11)役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p>	—————

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(11) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>旧株式会社東京三菱銀行と旧株式会社UFJ銀行のシステム統合の計画が具体化したことに伴い、旧株式会社UFJ銀行のシステム開発・運用に係るアウトソーシング契約を解除する方針を決定しましたので、将来発生する可能性のある損失の見込額39,168百万円を偶発損失引当金として計上しております。なお、当中間連結会計期間より、偶発損失引当金には、従来貸倒引当金又はその他負債に含めて表示していたものを含めて表示しております。前連結会計年度末に貸倒引当金に含めて表示していたものは、25,746百万円、その他負債に含めて表示していたものは14,937百万円、前中間連結会計期間末に貸倒引当金に含めて表示していたものは、11,661百万円、その他負債に含めて表示していたものは10,197百万円であります。</p>	<p>(12) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。</p>	<p>(11) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>旧株式会社東京三菱銀行と旧株式会社UFJ銀行のシステム統合の計画が具体化したことに伴い、旧株式会社UFJ銀行のシステム開発・運用に係るアウトソーシング契約を解除する方針を決定しましたので、将来発生する可能性のある損失の見込額40,530百万円を偶発損失引当金として計上しております。なお、当連結会計年度より、偶発損失引当金には、従来貸倒引当金又はその他負債に含めて表示していたものを含めて表示しております。前連結会計年度末に貸倒引当金に含めて表示していたものは25,746百万円、その他負債に含めて表示していたものは14,937百万円であります。</p>
	—————	<p>(13) 構造改革損失引当金の計上基準</p> <p>連結子会社における業務構造改革に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失見積額を計上しております。</p>	—————

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(12)特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金31百万円及び証券取引責任準備金2,165百万円であり、次のとおり計上しております。</p> <p>(A) 金融先物取引責任準備金</p> <p>金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第81条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>(B) 証券取引責任準備金</p> <p>証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、国内証券連結子会社は、証券取引法第51条の規定に基づき、証券会社に関する内閣府令第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(14)特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金4,300百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>なお、従来、金融先物取引法第81条及び証券取引法第51条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当中間連結会計期間から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>	<p>(12)特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金31百万円及び証券取引責任準備金2,284百万円であり、次のとおり計上しております。</p> <p>(A) 金融先物取引責任準備金</p> <p>金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第81条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>(B) 証券取引責任準備金</p> <p>証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、国内証券連結子会社は、証券取引法第51条の規定に基づき、証券会社に関する内閣府令第35条の定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
	<p>(13)外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(15)外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p>	<p>(13)外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(14)リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(16)リース取引の処理方法 国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(14)リース取引の処理方法 同左
	(15)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。 固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してしております。そ	(17)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。 固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してしております。そ	(15)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。 固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してしております。そ

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>の他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p>	<p>の他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p>	<p>の他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年2月15日 日本公認会計士協会）を適用して実施しておりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は56,683百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は84,072百万円（同前）であります。</p>	<p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年2月15日 日本公認会計士協会）を適用して実施しておりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は33,622百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は55,135百万円（同前）であります。</p>	<p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年2月15日 日本公認会計士協会）を適用して実施しておりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は42,127百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は67,092百万円（同前）であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計について、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>また、外貨建関連会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジを行っており、外貨建関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計について、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっております。</p> <p>また、外貨建関連会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジを行っており、外貨建関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(ハ)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間連結会計期間の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。</p>	<p>(ハ)連結会社間取引等 同左</p>	<p>(ハ)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当連結会計年度の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(16)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した連結会計期間の費用として計上しております。	(18)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した連結会計年度の費用に計上しております。	(16)消費税等の会計処理 同左
	(17)税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、国内信託銀行連結子会社の決算期において予定している剰余金の処分による海外投資等損失準備金の取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。	(19)税効果会計に関する事項 同左	—————
	(18)手形割引及び再割引の会計処理 手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。	(20)手形割引及び再割引の会計処理 同左	(18)手形割引及び再割引の会計処理 同左
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、定期性預け金と譲渡性預け金以外のものではありません。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち定期性預け金と譲渡性預け金以外のものではありません。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部合計」に相当する金額は7,766,130百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(平成18年9月8日 企業会計基準委員会)が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は8,576,694百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(平成18年9月8日 企業会計基準委員会)が公表日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(企業結合及び事業分離に関する会計基準)</p> <p>「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成15年10月31日 企業会計審議会)、企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)が平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から各会計基準及び同適用指針を適用しております。(信託報酬の計上基準)</p> <p>従来、国内信託銀行連結子会社の信託報酬については、原則として信託計算期間終了時に収益として計上しておりましたが、情報開示制度の拡充を踏まえ、より適正な期間損益計算を行うため、当中間連結会計期間より、信託報酬の算定において信託計算期間・受託資産残高を基礎としないものを除き、信託計算期間の経過に応じて計上する方法に変更しております。この変更は当中間連結会計期間に管理システムが整備され、信託計算期間・受託資産残高を基礎として信託報酬を計算することが可能となったことに伴うものであります。</p> <p>なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、経常収益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ13,248百万円増加しております。</p>		<p>(企業結合及び事業分離に関する会計基準)</p> <p>「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成15年10月31日 企業会計審議会)、企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)が平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から各会計基準及び同適用指針を適用しております。(信託報酬の計上基準)</p> <p>従来、国内の連結される信託銀行子会社の信託報酬については、原則として信託計算期間終了時に収益として計上しておりましたが、情報開示制度の拡充を踏まえ、より適正な期間損益計算を行うため、当連結会計年度より、信託報酬の算定において信託計算期間・受託資産残高を基礎としないものを除き、信託計算期間の経過に応じて計上する方法に変更しております。この変更は当連結会計年度に管理システムが整備され、信託計算期間・受託資産残高を基礎として信託報酬を計算することが可能となったことに伴うものであります。</p> <p>なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、経常収益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ7,811百万円増加しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はございません。</p>	
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピングの方法の変更)</p> <p>当社の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社は、株式会社ディーシーカードとの合併を契機として、資産のグルーピング単位を、クレジット事業に係る資産全体についてクレジット事業グループとするグルーピングから、管理会計上の区分として継続的な収支の管理・把握を実施している各事業単位を基本としたグルーピングに変更しております。この変更は合併に伴い業務システムの選別を行ったこと及び構造改革の実施を行うことなどに伴う変更であります。</p> <p>なお、この変更により経常利益は542百万円増加し、税金等調整前中間純利益及び中間純利益は、4,717百万円減少しております。</p>	

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>中間連結財務諸表規則の改正、及び「無尽業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成18年4月28日内閣府令第60号)による「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式の改正が行われ、平成18年4月1日以降開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上しておりましたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 「その他負債」に含めて表示していた新株予約権は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(5) 「その他資産」に含めて表示していたリース資産及びソフトウェアは、「有形固定資産」及び「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(6) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	

<p style="text-align: center;">前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>従来、資産の部に計上された連結調整勘定の償却額と負債の部に計上された連結調整勘定の償却額が生ずる場合には、これらを相殺し、「経常費用」中「その他経常費用」又は「経常収益」中「その他経常収益」に含めて表示していましたが、当中間連結会計期間から「無形固定資産」に含めて表示されている連結調整勘定の当期償却額は無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に、負債の部に計上された連結調整勘定の当期償却額は「経常収益」中「その他経常収益」にそれぞれ含めております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 「連結調整勘定償却」は「のれん償却額」又は「負債のれん償却額」に含めて表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p> <p>(3) 営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示してございましたリース資産及びソフトウェアの取得による支出、並びに売却による収入は、中間連結貸借対照表の「その他資産」に含めて表示してございましたリース資産及びソフトウェアが、「有形固定資産」及び「無形固定資産」に含めて表示されたことに伴い、投資活動によるキャッシュ・フローの「有形固定資産の取得による支出」及び「無形固定資産の取得による支出」、並びに「有形固定資産の売却による収入」及び「無形固定資産の売却による収入」に含めて表示しております。また、上記に伴い、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示してございましたリース資産に係る減価償却費につきましては、「減価償却費」に含めて表示しております。</p>	

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
	<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成19年9月28日内閣府令第76号)による「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式の改正が行なわれ、平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、「その他負債」に含めて計上しておりました「役員退職慰労引当金」は、当中間連結会計期間から区分して表示しております。</p> <p>なお、前連結会計年度末の「その他負債」に含まれる「役員退職慰労引当金」の金額は1,241百万円、前中間連結会計期間末の「その他負債」に含まれる「役員退職慰労引当金」の金額は952百万円であります。</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成19年8月8日)により改正され、平成19年9月30日から施行されることになったことに伴い、「特別損失」に計上しておりました金融先物取引責任準備金繰入額及び証券取引責任準備金繰入額は、当中間連結会計期間から金融商品取引責任準備金繰入額として計上しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>中間連結貸借対照表の「その他負債」に含めて計上しておりました役員退職慰労引当金が「役員退職慰労引当金」に区分して表示されたことに伴い、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて計上しておりました役員退職慰労引当金の純増減は、「役員退職慰労引当金の増加額」として表示しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「役員退職慰労引当金の増加額」は161百万円、前中間連結会計期間の「その他」に含まれる「役員退職慰労引当金の増加額」は△128百万円であります。</p>

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(事業区分の追加)</p> <p>平成17年10月にUFJニコス株式会社が連結子会社になったことに伴い、当中間連結会計期間より、従来「その他」に含まれていた「クレジットカード業」を区分して開示しております。</p>	<p>—</p>	<p>(事業区分の追加)</p> <p>平成17年10月にUFJニコス株式会社(現 三菱UFJニコス株式会社)が連結子会社となったことに伴い、当連結会計年度より、従来「その他」の区分に含まれていた「クレジットカード業」を区分して開示しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 有価証券には、関連会社の株式256,694百万円及び出資金2,119百万円を含んでおります。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に1,669百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は3,898,380百万円、再貸付に供している有価証券は959,303百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは4,906,203百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差し入れという方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,192,639百万円であります。</p> <p>この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は9,211百万円であります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式209,910百万円及び出資金2,331百万円を含んでおります。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に538百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は6,044,205百万円、再貸付に供している有価証券は574,469百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは9,083,538百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差し入れという方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,093,616百万円であります。</p> <p>この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は10,680百万円であります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式225,401百万円及び出資金1,785百万円を含んでおります。</p> <p>なお、上記に含まれる共同支配企業に対する投資の金額は6,577百万円であります。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に819百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は4,786,418百万円、再貸付に供している有価証券は663,855百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは11,162,561百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差し入れという方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,173,639百万円であります。</p> <p>この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は18,193百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は52,401百万円、延滞債権額は686,209百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は85百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は20,370百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は739,278百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は36,878百万円、延滞債権額は897,477百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は17,866百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は449,472百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は40,924百万円、延滞債権額は822,160百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は19,691百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は648,054百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																																																																										
<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,498,260百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は85百万円でありませぬ。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>現金預け金</td><td>1,392百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>516,270百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>1,732,206百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>2,342,221百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>9,920百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>1,248百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>253,388百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>784,200百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>3,053,267百万円</td></tr> <tr><td>社債</td><td>22,983百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>108百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>1,392百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金328,569百万円、特定取引資産499百万円、有価証券8,693,052百万円、貸出金5,147,446百万円及びその他資産66,930百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は4,421,048百万円、有価証券は6,078,684百万円であり、対応する売現先勘定は5,075,136百万円、債券貸借取引受入担保金は5,151,459百万円であります。</p>	現金預け金	1,392百万円	特定取引資産	516,270百万円	有価証券	1,732,206百万円	貸出金	2,342,221百万円	その他資産	9,920百万円	有形固定資産	1,248百万円	預金	253,388百万円	コールマネー及び売渡手形	784,200百万円	借入金	3,053,267百万円	社債	22,983百万円	その他負債	108百万円	支払承諾	1,392百万円	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,401,694百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>現金預け金</td><td>1,124百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>846,698百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>1,312,667百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>208,993百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>2,475百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>662百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>374百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>293,359百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>612,000百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>1,632,801百万円</td></tr> <tr><td>社債</td><td>11,217百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>1,124百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金158,369百万円、買入金銭債権662,081百万円、特定取引資産26,839百万円、有価証券5,213,729百万円、貸出金6,042,207百万円及びその他資産6,163百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は5,063,594百万円、有価証券は5,334,575百万円であり、対応する売現先勘定は4,166,266百万円、債券貸借取引受入担保金は5,758,665百万円であります。</p>	現金預け金	1,124百万円	特定取引資産	846,698百万円	有価証券	1,312,667百万円	貸出金	208,993百万円	その他資産	2,475百万円	有形固定資産	662百万円	無形固定資産	374百万円	預金	293,359百万円	コールマネー及び売渡手形	612,000百万円	借入金	1,632,801百万円	社債	11,217百万円	支払承諾	1,124百万円	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,530,830百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>現金預け金</td><td>1,257百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>644,175百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>1,710,696百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>793,539百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>2,553百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>745百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>283百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>247,879百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>968,300百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>1,586,442百万円</td></tr> <tr><td>社債</td><td>20,051百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>65百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>1,257百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金241,635百万円、買入金銭債権11,911百万円、特定取引資産81,511百万円、有価証券4,911,174百万円、貸出金5,593,551百万円及びその他資産81,340百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は3,836,634百万円、有価証券は5,987,298百万円であり、対応する売現先勘定は4,719,519百万円、債券貸借取引受入担保金は4,899,746百万円であります。</p>	現金預け金	1,257百万円	特定取引資産	644,175百万円	有価証券	1,710,696百万円	貸出金	793,539百万円	その他資産	2,553百万円	有形固定資産	745百万円	無形固定資産	283百万円	預金	247,879百万円	コールマネー及び売渡手形	968,300百万円	借入金	1,586,442百万円	社債	20,051百万円	その他負債	65百万円	支払承諾	1,257百万円
現金預け金	1,392百万円																																																																											
特定取引資産	516,270百万円																																																																											
有価証券	1,732,206百万円																																																																											
貸出金	2,342,221百万円																																																																											
その他資産	9,920百万円																																																																											
有形固定資産	1,248百万円																																																																											
預金	253,388百万円																																																																											
コールマネー及び売渡手形	784,200百万円																																																																											
借入金	3,053,267百万円																																																																											
社債	22,983百万円																																																																											
その他負債	108百万円																																																																											
支払承諾	1,392百万円																																																																											
現金預け金	1,124百万円																																																																											
特定取引資産	846,698百万円																																																																											
有価証券	1,312,667百万円																																																																											
貸出金	208,993百万円																																																																											
その他資産	2,475百万円																																																																											
有形固定資産	662百万円																																																																											
無形固定資産	374百万円																																																																											
預金	293,359百万円																																																																											
コールマネー及び売渡手形	612,000百万円																																																																											
借入金	1,632,801百万円																																																																											
社債	11,217百万円																																																																											
支払承諾	1,124百万円																																																																											
現金預け金	1,257百万円																																																																											
特定取引資産	644,175百万円																																																																											
有価証券	1,710,696百万円																																																																											
貸出金	793,539百万円																																																																											
その他資産	2,553百万円																																																																											
有形固定資産	745百万円																																																																											
無形固定資産	283百万円																																																																											
預金	247,879百万円																																																																											
コールマネー及び売渡手形	968,300百万円																																																																											
借入金	1,586,442百万円																																																																											
社債	20,051百万円																																																																											
その他負債	65百万円																																																																											
支払承諾	1,257百万円																																																																											

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、63,323,385百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内(行内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は68,604,086百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は68,564,920百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日 法律第34号)に基づき、国内連結子会社3社(国内銀行連結子会社、国内信託銀行連結子会社及びその他の国内連結子会社1社)の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>なお、「土地再評価差額金」には、上記のほか、平成14年3月31日に土地再評価法に基づく事業用の土地の再評価を行った持分法適用関連会社の純資産の部に計上された土地再評価差額金のうち親会社持分相当額を含んでおります。</p> <p>再評価を行った年月日 国内銀行連結子会社 平成10年3月31日 国内信託銀行連結子会社 平成14年3月31日及び平成10年3月31日(合併による受入分) その他の国内連結子会社 平成13年12月31日</p>	<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日 法律第34号)に基づき、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額に、持分法適用関連会社の純資産の部に計上された土地再評価差額金のうち親会社持分相当額を加えた金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 国内銀行連結子会社 平成10年3月31日 国内信託銀行連結子会社 平成10年3月31日、平成13年12月31日及び平成14年3月31日</p>	<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日 法律第34号)に基づき、国内連結子会社3社(国内銀行連結子会社、国内信託銀行連結子会社及びその他の国内連結子会社1社)の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額に、持分法適用関連会社の純資産の部に計上された土地再評価差額金のうち親会社持分相当額を加えた金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 国内銀行連結子会社 平成10年3月31日 国内信託銀行連結子会社 平成14年3月31日及び平成10年3月31日(合併による受入分) その他の国内連結子会社 平成13年12月31日</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 68,046百万円</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 1,409,002百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 94,824百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,348,800百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債には、劣後特約付社債3,096,434百万円が含まれております。</p> <p>14 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,653,965百万円、貸付信託498,179百万円であります。</p>	<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。</p> <p>なお、一部の持分法適用関連会社は、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 1,383,524百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 91,738百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,178,500百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債には、劣後特約付社債3,293,896百万円が含まれております。</p> <p>14 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,386,986百万円、貸付信託293,603百万円であります。</p> <p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,352,216百万円であります。</p>	<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。</p> <p>なお、一部の持分法適用関連会社は、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 1,386,158百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 92,986百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,252,800百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債には、劣後特約付社債3,285,464百万円が含まれております。</p> <p>14 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,594,472百万円、貸付信託378,556百万円であります。</p> <p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,516,970百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>※1 その他経常収益には、リース子会社に係る受取リース料71,307百万円及び株式等売却益32,431百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却67,662百万円、リース子会社に係るリース原価52,669百万円及び株式等償却17,816百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益105,818百万円及びリース業を営む連結子会社に係る受取リース料76,995百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額163,776百万円、貸出金償却87,010百万円、リース業を営む連結子会社に係るリース原価66,711百万円及び株式等償却45,010百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益169,738百万円及びリース業を営む連結子会社に係る受取リース料156,856百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他の経常費用には、貸出金償却193,368百万円、リース業を営む連結子会社に係るリース原価115,118百万円、持分法投資損失80,621百万円及び株式等償却38,731百万円を含んでおります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	10,247	513	—	10,761	注1
第一回第三種優先株式	100	—	—	100	
第八種優先株式	27	—	9	17	注2
第九種優先株式	79	—	79	—	注3
第十種優先株式	150	—	150	—	注4
第十一種優先株式	0	—	—	0	
第十二種優先株式	175	—	62	113	注5
合計	10,779	513	301	10,992	
自己株式					
普通株式	506	189	42	653	注6
第八種優先株式	—	9	9	—	注7
第九種優先株式	—	79	79	—	注8
第十種優先株式	—	150	150	—	注9
第十二種優先株式	—	16	16	—	注10
合計	506	445	298	653	

(注) 1 普通株式数の増加513千株は、第十二種優先株式の普通株式への転換、第八種優先株式、第九種優先株式、第十種優先株式及び第十二種優先株式の取得請求による普通株式の交付によるものであります。

2 第八種優先株式数の減少9千株は、取得請求によるものであります。

3 第九種優先株式数の減少79千株は、取得請求によるものであります。

4 第十種優先株式数の減少150千株は、取得請求によるものであります。

5 第十二種優先株式数の減少62千株は、普通株式への転換及び取得請求によるものであります。

6 普通株式の自己株式数の増加189千株は、公的資金返済に係る株式会社整理回収機構からの取得請求により交付した普通株式の市場取引による取得、端株の買取り、及び子会社及び関連会社の持分に相当する株式数の増加等によるものであります。また、普通株式の自己株式数の減少42千株は、前記の市場取引により取得した株式の処分、端株の買増請求に応じたもの、及び子会社及び関連会社の持分に相当する株式数の減少等によるものであります。

7 第八種優先株式の自己株式数の増加9千株は、公的資金返済に係る株式会社整理回収機構からの取得請求により取得したものであり、自己株式数の減少9千株は消却によるものであります。

8 第九種優先株式の自己株式数の増加79千株は、公的資金返済に係る株式会社整理回収機構からの取得請求により取得したものであり、自己株式数の減少79千株は消却によるものであります。

9 第十種優先株式の自己株式数の増加150千株は、公的資金返済に係る株式会社整理回収機構からの取得請求により取得したものであり、自己株式数の減少150千株は消却によるものであります。

10 第十二種優先株式の自己株式数の増加16千株は、公的資金返済に係る株式会社整理回収機構からの取得請求により取得したものであり、自己株式数の減少16千株は消却によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
			前連結会計年度末	当中間連結会計期間		当中間連結会計期間末		
				増加	減少			
当社	新株予約権(自己新株予約権)	—	(—)	(—)	(—)	(—)		
	ストック・オプションとしての新株予約権	—				—		
連結子会社(自己新株予約権)		—				0 (—)		
合計		—				0 (—)		

3 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	38,978	4,000	平成18年3月31日	平成18年6月29日
	第一回第三種優先株式	3,000	30,000	平成18年3月31日	平成18年6月29日
	第八種優先株式	429	15,900	平成18年3月31日	平成18年6月29日
	第九種優先株式	1,482	18,600	平成18年3月31日	平成18年6月29日
	第十種優先株式	2,910	19,400	平成18年3月31日	平成18年6月29日
	第十一種優先株式	0	5,300	平成18年3月31日	平成18年6月29日
	第十二種優先株式	2,015	11,500	平成18年3月31日	平成18年6月29日

なお、配当金の総額のうち、7百万円は、連結子会社への支払であります。

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月20日 取締役会	普通株式	50,553	その他利益剰余金	5,000	平成18年9月30日	平成18年12月8日
	第一回第三種優先株式	3,000	その他利益剰余金	30,000	平成18年9月30日	平成18年12月8日
	第八種優先株式	140	その他利益剰余金	7,950	平成18年9月30日	平成18年12月8日
	第十一種優先株式	0	その他利益剰余金	2,650	平成18年9月30日	平成18年12月8日
	第十二種優先株式	650	その他利益剰余金	5,750	平成18年9月30日	平成18年12月8日

II 当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	10,861	10,850,782	—	10,861,643	注1
第一回第三種優先株式	100	99,900	—	100,000	注2
第八種優先株式	17	17,682	—	17,700	注3
第十一種優先株式	0	0	—	1	注4
第十二種優先株式	33	33,666	—	33,700	注5
合計	11,013	11,002,031	—	11,013,044	
自己株式					
普通株式	654	654,379	277,165	377,867	注6
合計	654	654,379	277,165	377,867	

(注) 1 普通株式数の増加10,850,782千株は、株式分割によるものであります。

2 第一回第三種優先株式数の増加99,900千株は、株式分割によるものであります。

3 第八種優先株式数の増加17,682千株は、株式分割によるものであります。

4 第十一種優先株式数の増加0千株は、株式分割によるものであります。

5 第十二種優先株式数の増加33,666千株は、株式分割によるものであります。

6 普通株式の自己株式数の増加654,379千株は、株式分割によるもの、端株の買取請求に応じたもの、及び子会社及び関連会社の持分に相当する株式数の増加等によるものであります。また、普通株式の自己株式数の減少277,165千株は、株式交換によるもの、端株の買増請求に応じたもの、及び関連会社の持分に相当する株式数の減少等によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
			前連結会計年度末	当中間連結会計期間		当中間連結会計期間末		
				増加	減少			
当社	新株予約権(自己新株予約権)	—	(—)	(—)	(—)	(—)		
	ストック・オプションとしての新株予約権	—				—		
連結子会社(自己新株予約権)		—				87 (—)		
合計		—				87 (—)		

3 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	61,259	6,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第一回第三種優先株式	3,000	30,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第八種優先株式	140	7,950	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第十一種優先株式	0	2,650	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第十二種優先株式	193	5,750	平成19年3月31日	平成19年6月28日

なお、配当金の総額のうち、3百万円は、連結子会社への支払であります。

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月21日 取締役会	普通株式	73,411	その他利益剰余金	7	平成19年9月30日	平成19年12月10日
	第一回第三種優先株式	3,000	その他利益剰余金	30	平成19年9月30日	平成19年12月10日
	第八種優先株式	140	その他利益剰余金	7.95	平成19年9月30日	平成19年12月10日
	第十一種優先株式	0	その他利益剰余金	2.65	平成19年9月30日	平成19年12月10日
	第十二種優先株式	193	その他利益剰余金	5.75	平成19年9月30日	平成19年12月10日

なお、平成19年9月30日をもって、当社の普通株式及び各優先株式についてそれぞれ1株を1,000株に分割しております。

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	10,247	613	—	10,861	注1
第一回第三種優先株式	100	—	—	100	
第八種優先株式	27	—	9	17	注2
第九種優先株式	79	—	79	—	注3
第十種優先株式	150	—	150	—	注4
第十一種優先株式	0	—	—	0	
第十二種優先株式	175	—	141	33	注5
合計	10,779	613	380	11,013	
自己株式					
普通株式	506	190	43	654	注6
第八種優先株式	—	9	9	—	注7
第九種優先株式	—	79	79	—	注8
第十種優先株式	—	150	150	—	注9
第十二種優先株式	—	96	96	—	注10
合計	506	525	378	654	

注1 普通株式数の増加613千株は、第十二種優先株式の普通株式への転換、第八種優先株式、第九種優先株式、第十種優先株式及び第十二種優先株式の取得請求による普通株式の交付によるものであります。

注2 第八種優先株式数の減少9千株は、取得請求により取得した後、消却したものであります。

注3 第九種優先株式数の減少79千株は、取得請求により取得した後、消却したものであります。

注4 第十種優先株式数の減少150千株は、取得請求により取得した後、消却したものであります。

注5 第十二種優先株式数の減少141千株は、普通株式への転換によるもの、及び取得請求により取得した後、消却したものであります。

注6 普通株式の自己株式数の増加190千株は、公的資金返済に係る株式会社整理回収機構からの取得請求により交付した普通株式の市場取引による取得、端株の買取り、及び関連会社の持分に相当する株式数の増加等によるものであります。また、普通株式の自己株式数の減少43千株は、前記の市場取引により取得した株式の処分、端株の買増請求に応じたもの、及び子会社及び関連会社の持分に相当する株式数の減少等によるものであります。

注7 第八種優先株式の自己株式数の増加9千株は、公的資金返済に係る株式会社整理回収機構からの取得請求により取得したものであり、自己株式数の減少9千株は消却によるものであります。

注8 第九種優先株式の自己株式数の増加79千株は、公的資金返済に係る株式会社整理回収機構からの取得請求により取得したものであり、自己株式数の減少79千株は消却によるものであります。

注9 第十種優先株式の自己株式数の増加150千株は、公的資金返済に係る株式会社整理回収機構からの取得請求により取得したものであり、自己株式数の減少150千株は消却によるものであります。

注10 第十二種優先株式の自己株式数の増加96千株は、公的資金返済に係る株式会社整理回収機構からの取得請求、及びその他の優先株主からの取得請求により取得したものであり、自己株式数の減少96千株は消却によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			前連結会計年度末	当連結会計年度		当連結会計年度末		
				増加	減少			
当社	新株予約権(自己新株予約権)	—	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
	ストック・オプションとしての新株予約権	—				—		
連結子会社(自己新株予約権)		—				0 (—)		
合計		—				0 (—)		

3 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	38,978	4,000	平成18年3月31日	平成18年6月29日
	第一回第三種優先株式	3,000	30,000	平成18年3月31日	平成18年6月29日
	第八種優先株式	429	15,900	平成18年3月31日	平成18年6月29日
	第九種優先株式	1,482	18,600	平成18年3月31日	平成18年6月29日
	第十種優先株式	2,910	19,400	平成18年3月31日	平成18年6月29日
	第十一種優先株式	0	5,300	平成18年3月31日	平成18年6月29日
	第十二種優先株式	2,015	11,500	平成18年3月31日	平成18年6月29日
平成18年11月20日 取締役会	普通株式	50,553	5,000	平成18年9月30日	平成18年12月8日
	第一回第三種優先株式	3,000	30,000	平成18年9月30日	平成18年12月8日
	第八種優先株式	140	7,950	平成18年9月30日	平成18年12月8日
	第十一種優先株式	0	2,650	平成18年9月30日	平成18年12月8日
	第十二種優先株式	650	5,750	平成18年9月30日	平成18年12月8日

なお、配当金の総額のうち、10百万円は、連結子会社への支払であります。

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	61,259	その他利益剰余金	6,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第一回第三種優先株式	3,000	その他利益剰余金	30,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第八種優先株式	140	その他利益剰余金	7,950	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第十一種優先株式	0	その他利益剰余金	2,650	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第十二種優先株式	193	その他利益剰余金	5,750	平成19年3月31日	平成19年6月28日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																								
<p>現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成18年9月30日現在</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">8,484,545百万円</td> </tr> <tr> <td>定期性預け金及び譲渡性預け金</td> <td style="text-align: right;">△5,713,749百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">2,770,796百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	8,484,545百万円	定期性預け金及び譲渡性預け金	△5,713,749百万円	<hr/>		現金及び現金同等物	2,770,796百万円	<p>現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成19年9月30日現在</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">10,978,368百万円</td> </tr> <tr> <td>定期性預け金及び譲渡性預け金</td> <td style="text-align: right;">△7,739,470百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">3,238,898百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	10,978,368百万円	定期性預け金及び譲渡性預け金	△7,739,470百万円	<hr/>		現金及び現金同等物	3,238,898百万円	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成19年3月31日現在</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">8,760,240百万円</td> </tr> <tr> <td>定期性預け金及び譲渡性預け金</td> <td style="text-align: right;">△5,799,087百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">2,961,153百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	8,760,240百万円	定期性預け金及び譲渡性預け金	△5,799,087百万円	<hr/>		現金及び現金同等物	2,961,153百万円
現金預け金勘定	8,484,545百万円																									
定期性預け金及び譲渡性預け金	△5,713,749百万円																									
<hr/>																										
現金及び現金同等物	2,770,796百万円																									
現金預け金勘定	10,978,368百万円																									
定期性預け金及び譲渡性預け金	△7,739,470百万円																									
<hr/>																										
現金及び現金同等物	3,238,898百万円																									
現金預け金勘定	8,760,240百万円																									
定期性預け金及び譲渡性預け金	△5,799,087百万円																									
<hr/>																										
現金及び現金同等物	2,961,153百万円																									

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																								
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>209,086百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>147,286百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>356,373百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>107,711百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>52,271百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>159,982百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>101,374百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>95,015百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>196,390百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p>	有形固定資産	209,086百万円	無形固定資産	147,286百万円	合計	356,373百万円	有形固定資産	107,711百万円	無形固定資産	52,271百万円	合計	159,982百万円	有形固定資産	101,374百万円	無形固定資産	95,015百万円	合計	196,390百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>187,054百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>152,611百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>339,666百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>93,503百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>74,653百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>168,156百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>301百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>37百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>338百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>93,249百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>77,921百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>171,170百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p>	有形固定資産	187,054百万円	無形固定資産	152,611百万円	合計	339,666百万円	有形固定資産	93,503百万円	無形固定資産	74,653百万円	合計	168,156百万円	有形固定資産	301百万円	無形固定資産	37百万円	合計	338百万円	有形固定資産	93,249百万円	無形固定資産	77,921百万円	合計	171,170百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr><td>建物</td><td>63百万円</td></tr> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td>198,861百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td>149,639百万円</td></tr> <tr><td>その他の無形固定資産</td><td>136百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>348,700百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>建物</td><td>42百万円</td></tr> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td>101,099百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td>63,142百万円</td></tr> <tr><td>その他の無形固定資産</td><td>52百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>164,338百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table> <tr><td>建物</td><td>20百万円</td></tr> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td>97,761百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td>86,496百万円</td></tr> <tr><td>その他の無形固定資産</td><td>84百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>184,362百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、ソフトウェアのうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p>	建物	63百万円	その他の有形固定資産	198,861百万円	ソフトウェア	149,639百万円	その他の無形固定資産	136百万円	合計	348,700百万円	建物	42百万円	その他の有形固定資産	101,099百万円	ソフトウェア	63,142百万円	その他の無形固定資産	52百万円	合計	164,338百万円	建物	20百万円	その他の有形固定資産	97,761百万円	ソフトウェア	86,496百万円	その他の無形固定資産	84百万円	合計	184,362百万円
有形固定資産	209,086百万円																																																																									
無形固定資産	147,286百万円																																																																									
合計	356,373百万円																																																																									
有形固定資産	107,711百万円																																																																									
無形固定資産	52,271百万円																																																																									
合計	159,982百万円																																																																									
有形固定資産	101,374百万円																																																																									
無形固定資産	95,015百万円																																																																									
合計	196,390百万円																																																																									
有形固定資産	187,054百万円																																																																									
無形固定資産	152,611百万円																																																																									
合計	339,666百万円																																																																									
有形固定資産	93,503百万円																																																																									
無形固定資産	74,653百万円																																																																									
合計	168,156百万円																																																																									
有形固定資産	301百万円																																																																									
無形固定資産	37百万円																																																																									
合計	338百万円																																																																									
有形固定資産	93,249百万円																																																																									
無形固定資産	77,921百万円																																																																									
合計	171,170百万円																																																																									
建物	63百万円																																																																									
その他の有形固定資産	198,861百万円																																																																									
ソフトウェア	149,639百万円																																																																									
その他の無形固定資産	136百万円																																																																									
合計	348,700百万円																																																																									
建物	42百万円																																																																									
その他の有形固定資産	101,099百万円																																																																									
ソフトウェア	63,142百万円																																																																									
その他の無形固定資産	52百万円																																																																									
合計	164,338百万円																																																																									
建物	20百万円																																																																									
その他の有形固定資産	97,761百万円																																																																									
ソフトウェア	86,496百万円																																																																									
その他の無形固定資産	84百万円																																																																									
合計	184,362百万円																																																																									

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																								
<ul style="list-style-type: none"> ・ 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1年内</td><td style="text-align: right;">54,115百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td style="text-align: right;">144,664百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">198,779百万円</td></tr> </table> (注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。 ・ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>支払リース料</td><td style="text-align: right;">29,987百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td style="text-align: right;">29,495百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td style="text-align: right;">735百万円</td></tr> </table> ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 	1年内	54,115百万円	1年超	144,664百万円	合計	198,779百万円	支払リース料	29,987百万円	減価償却費相当額	29,495百万円	支払利息相当額	735百万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1年内</td><td style="text-align: right;">52,074百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td style="text-align: right;">121,794百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">173,868百万円</td></tr> </table> (注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。 ・ リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 271百万円 ・ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>支払リース料</td><td style="text-align: right;">29,290百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td style="text-align: right;">67百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td style="text-align: right;">28,620百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td style="text-align: right;">624百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">338百万円</td></tr> </table> ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 	1年内	52,074百万円	1年超	121,794百万円	合計	173,868百万円	支払リース料	29,290百万円	リース資産減損勘定の取崩額	67百万円	減価償却費相当額	28,620百万円	支払利息相当額	624百万円	減損損失	338百万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未経過リース料年度末残高相当額 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1年内</td><td style="text-align: right;">52,808百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td style="text-align: right;">134,001百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">186,809百万円</td></tr> </table> (注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、ソフトウェアのうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。 ・ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>支払リース料</td><td style="text-align: right;">59,626百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td style="text-align: right;">58,462百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td style="text-align: right;">1,419百万円</td></tr> </table> ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 	1年内	52,808百万円	1年超	134,001百万円	合計	186,809百万円	支払リース料	59,626百万円	減価償却費相当額	58,462百万円	支払利息相当額	1,419百万円
1年内	54,115百万円																																									
1年超	144,664百万円																																									
合計	198,779百万円																																									
支払リース料	29,987百万円																																									
減価償却費相当額	29,495百万円																																									
支払利息相当額	735百万円																																									
1年内	52,074百万円																																									
1年超	121,794百万円																																									
合計	173,868百万円																																									
支払リース料	29,290百万円																																									
リース資産減損勘定の取崩額	67百万円																																									
減価償却費相当額	28,620百万円																																									
支払利息相当額	624百万円																																									
減損損失	338百万円																																									
1年内	52,808百万円																																									
1年超	134,001百万円																																									
合計	186,809百万円																																									
支払リース料	59,626百万円																																									
減価償却費相当額	58,462百万円																																									
支払利息相当額	1,419百万円																																									

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸手側)</p> <p>・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高</p> <p>取得価額</p> <p>有形固定資産 554,296百万円 無形固定資産 915百万円 合計 555,211百万円</p> <p>減価償却累計額</p> <p>有形固定資産 237,120百万円 無形固定資産 587百万円 合計 237,707百万円</p> <p>中間連結会計期間末残高</p> <p>有形固定資産 317,175百万円 無形固定資産 327百万円 合計 317,503百万円</p> <p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>1年内 112,108百万円 1年超 242,328百万円 合計 354,436百万円</p> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料及び見積残存価額の合計額の中間連結会計期間末残高が営業債権の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法によっております。</p> <p>・受取リース料 59,530百万円 ・減価償却費 52,498百万円</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <p>・未経過リース料</p> <p>1年内 38,082百万円 1年超 164,915百万円 合計 202,998百万円</p> <p>(貸手側)</p> <p>・未経過リース料</p> <p>1年内 7,477百万円 1年超 18,692百万円 合計 26,170百万円</p>	<p>(貸手側)</p> <p>・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高</p> <p>取得価額</p> <p>有形固定資産 512,665百万円 無形固定資産 66,094百万円 合計 578,760百万円</p> <p>減価償却累計額</p> <p>有形固定資産 225,598百万円 無形固定資産 28,203百万円 合計 253,801百万円</p> <p>中間連結会計期間末残高</p> <p>有形固定資産 287,066百万円 無形固定資産 37,891百万円 合計 324,958百万円</p> <p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>1年内 115,858百万円 1年超 242,853百万円 合計 358,712百万円</p> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料及び見積残存価額の合計額の中間連結会計期間末残高が営業債権の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法によっております。</p> <p>・受取リース料 61,519百万円 ・減価償却費 52,792百万円</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <p>・未経過リース料</p> <p>1年内 40,753百万円 1年超 163,519百万円 合計 204,273百万円</p> <p>(貸手側)</p> <p>・未経過リース料</p> <p>1年内 4,917百万円 1年超 26,357百万円 合計 31,275百万円</p>	<p>(貸手側)</p> <p>・有形固定資産及び無形固定資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高</p> <p>取得価額</p> <p>その他の有形固定資産 508,387百万円 その他の無形固定資産 61,147百万円 合計 569,534百万円</p> <p>減価償却累計額</p> <p>その他の有形固定資産 221,843百万円 その他の無形固定資産 26,330百万円 合計 248,174百万円</p> <p>年度末残高</p> <p>その他の有形固定資産 286,543百万円 その他の無形固定資産 34,816百万円 合計 321,360百万円</p> <p>・未経過リース料年度末残高相当額</p> <p>1年内 114,353百万円 1年超 239,984百万円 合計 354,338百万円</p> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料及び見積残存価額の合計額の年度末残高が営業債権の年度末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法によっております。</p> <p>・受取リース料 119,582百万円 ・減価償却費 102,568百万円</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <p>・未経過リース料</p> <p>1年内 42,385百万円 1年超 160,061百万円 合計 202,446百万円</p> <p>(貸手側)</p> <p>・未経過リース料</p> <p>1年内 9,369百万円 1年超 23,580百万円 合計 32,949百万円</p>

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の商品投資受益権等も含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
債券	2,791,676	2,794,166	2,489
国債	2,621,523	2,621,554	30
地方債	82,944	84,272	1,327
社債	87,208	88,339	1,131
その他	409,621	409,922	301
外国債券	41,950	42,260	309
その他	367,670	367,662	△8
合計	3,201,298	3,204,088	2,790

(注) 時価は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	4,457,466	7,039,582	2,582,116
債券	23,727,263	23,656,257	△71,005
国債	21,635,961	21,573,137	△62,824
地方債	228,421	228,235	△186
社債	1,862,880	1,854,885	△7,995
その他	11,198,612	11,354,315	155,702
外国株式	91,339	184,772	93,432
外国債券	7,175,227	7,130,069	△45,157
その他	3,932,045	4,039,473	107,427
合計	39,383,342	42,050,155	2,666,813

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 当社及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当中間連結会計期間末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落

要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落

正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

- 3 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は40百万円(費用)であります。

3 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(1を除く)(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
外国債券	27,287
その他有価証券	
国内株式	642,731
社債	3,661,995
外国株式	117,675
外国債券	117,672

II 当中間連結会計期間末

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の商品投資受益権等も含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国内債券	3,007,124	3,009,330	2,205
国債	2,697,587	2,697,965	377
地方債	75,694	76,592	898
社債	233,842	234,772	929
外国債券	31,998	32,383	385
その他	164,967	164,966	△0
合計	3,204,090	3,206,681	2,590

(注) 時価は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
国内株式	4,393,579	7,413,850	3,020,271
国内債券	18,073,311	17,994,368	△78,942
国債	16,563,424	16,489,597	△73,827
地方債	202,000	201,734	△265
社債	1,307,886	1,303,036	△4,850
外国株式	108,209	239,629	131,420
外国債券	7,530,373	7,443,250	△87,122
その他	5,252,540	5,247,630	△4,910
合計	35,358,013	38,338,729	2,980,716

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 当社及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当中間連結会計期間末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落

要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落

正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

- 3 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は245百万円(費用)であります。

3 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(1を除く)(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
外国債券	14,495
その他有価証券	
国内株式	420,750
社債	3,677,349
外国株式	73,181
外国債券	143,771

Ⅲ 前連結会計年度

※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の有価証券、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の有価証券及び商品投資受益権等を含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	8,534,402	31,890

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国内債券	2,972,899	2,973,163	264	7,825	7,561
国債	2,707,097	2,705,087	△2,010	5,506	7,516
地方債	78,121	79,189	1,067	1,070	3
社債	187,680	188,887	1,206	1,248	41
外国債券	35,845	36,538	693	1,259	566
その他	247,096	247,095	△0	—	0
合計	3,255,841	3,256,798	957	9,085	8,128

(注) 1 時価は、連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国内株式	4,440,300	7,661,609	3,221,309	3,322,569	101,260
国内債券	22,132,341	22,061,951	△70,390	17,401	87,792
国債	20,276,028	20,210,220	△65,807	12,539	78,347
地方債	231,721	231,683	△38	893	932
社債	1,624,591	1,620,047	△4,544	3,968	8,512
外国株式	85,293	201,967	116,673	118,574	1,900
外国債券	8,057,763	8,009,637	△48,125	22,515	70,641
その他	4,691,458	4,856,222	164,763	212,232	47,468
合計	39,407,156	42,791,388	3,384,231	3,693,293	309,062

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
- 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
- 3 当社及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当連結会計年度末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。
- 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落
- 要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落
- 正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落
- なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。
- 4 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は2百万円(収益)であります。

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	35,293,542	252,343	104,266

5 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(2を除く)(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
外国債券	24,223
その他有価証券	
国内株式	524,424
社債	3,799,134
外国株式	73,860
外国債券	136,827

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成19年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
国内債券	10,596,001	12,664,261	3,125,002	2,455,035
国債	9,895,337	8,755,617	2,145,338	2,121,023
地方債	37,778	209,271	66,686	4,054
社債	662,885	3,699,372	912,976	329,958
外国債券	884,004	2,994,537	1,423,215	2,159,932
その他	303,124	304,854	1,113,004	2,573,742
合計	11,783,130	15,963,653	5,661,222	7,188,710

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	244,721	245,606	885

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

II 当中間連結会計期間末

運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	339,957	340,716	759

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

III 前連結会計年度

1 運用目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	140,139	1,584

2 運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	227,934	228,832	898	921	23

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,682,145
その他有価証券	2,681,260
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	885
繰延税金負債	△1,078,139
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,604,006
少数株主持分相当額	△15,016
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	3,463
その他有価証券評価差額金	1,592,453

- (注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額40百万円(費用)を除いております。
2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額14,406百万円(益)を含めております。

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	3,007,857
その他有価証券	3,007,098
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	759
繰延税金負債	△1,208,323
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,799,534
少数株主持分相当額	1,654
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	2,229
その他有価証券評価差額金	1,803,418

- (注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額245百万円(費用)を除いております。
2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額26,136百万円(益)を含めております。

Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	3,413,371
その他有価証券	3,412,473
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	898
繰延税金負債	△1,364,040
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,049,330
少数株主持分相当額	△1,416
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	6,899
その他有価証券評価差額金	2,054,813

- (注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額2百万円(収益)を除いております。
- 2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額28,244百万円(益)を含めております。

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	22,360,769	1,681	1,681
	金利オプション	12,928,578	137	△65
店頭	金利先渡契約	3,687,550	155	155
	金利スワップ	398,949,235	177,309	176,543
	スワップション	20,715,914	△7,483	10,915
	その他	7,964,273	△1,094	1,331
	合計	—	170,706	190,561

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	12,631	△89	△89
店頭	通貨スワップ	39,069,776	83,858	83,858
	為替予約	61,443,960	75,014	75,014
	通貨オプション	21,899,891	△181,263	△16,081
	合計	—	△22,480	142,701

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第25号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物	510,875	527	527
	株式指数オプション	51,531	396	△280
店頭	有価証券 店頭オプション	220,477	1,234	2,119
	有価証券 店頭指数等スワップ	58,201	△1,626	△1,626
	有価証券 店頭指数等先渡取引	10,480	△58	△58
	合計	—	473	680

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	2,853,418	△852	△852
	債券先物オプション	572,467	230	102
店頭	債券店頭オプション	4,805,145	△859	1,958
	合計	—	△1,482	1,207

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	商品先物	4,813	675	675
店頭	商品スワップ	793,561	94,097	56,769
	商品オプション	288,393	△2,088	△2,072
	合計	—	92,685	55,372

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	5,197,972	△1,748	△1,748

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(7) その他(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	ウェザー・デリバティブ	251	△17	1

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	17,947,289	△1,876	△1,876
	金利オプション	23,208,038	177	△266
店頭	金利先渡契約	3,616,306	179	179
	金利スワップ	509,670,483	264,518	264,723
	金利スワップション	40,172,663	1,477	7,638
	その他	7,704,037	7,341	9,046
	合計	—	271,818	279,444

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	13,263	△45	△45
店頭	通貨スワップ	38,395,170	64,614	64,614
	為替予約	88,901,187	214,430	214,430
	通貨オプション	32,063,611	△158,048	1,104
	合計	—	120,950	280,103

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第25号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物	577,640	△25,778	△25,778
	株式指数オプション	155,365	497	367
店頭	有価証券 店頭オプション	664,845	△12,666	△6,157
	有価証券 店頭指数等スワップ	61,100	△2,995	△2,995
	有価証券 店頭指数等先渡取引	4,531	10	△3,412
	合計	—	△40,933	△37,977

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	2,549,614	2,450	2,450
	債券先物オプション	515,321	△913	73
店頭	債券店頭オプション	558,654	△743	△802
	合計	—	793	1,721

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	商品先物	11,766	203	203
	商品オプション	3,466	34	164
店頭	商品スワップ	1,092,133	85,096	85,096
	商品オプション	308,111	△4,897	△4,570
	合計	—	80,437	80,894

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	5,767,221	△126	△126

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(7) その他(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	ウェザー・デリバティブ	353	△13	17

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当社グループの行っているデリバティブ取引は、以下の通りです。

- ・金利関連取引：金利スワップ、金利先物、金利オプション、金利先渡契約等
- ・通貨関連取引：通貨スワップ、通貨先物、通貨オプション、為替予約等
- ・株式関連取引：株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション等
- ・債券関連取引：債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション等
- ・その他：商品先物、商品オプション、商品スワップ、クレジットデリバティブ等

(2) 利用目的並びに取組方針

デリバティブ取引の主な目的は、以下の通りであり、リスク管理・運営方針に基づき、積極的に取り組んでおります。

- ・顧客の資金運用調達の効率化や各種金融リスクのヘッジ手段の提供
- ・当社グループの短期的な為替・金利見通しに基づくトレーディング
- ・当社グループの資産・負債に係わる為替・金利リスク等の調整

なお、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社は、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いてヘッジを実施しております。ヘッジ会計では預貸金、有価証券等のヘッジ対象と、金利スワップ、先物等のヘッジ手段との間の関係が、一定基準の範囲内に収まることの検証が必要となっており、各グループ銀行ではこれに対応するための適切な管理体制を構築し、ヘッジの有効性を検証しております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は市場リスク及び信用リスクを内包しております。

市場リスクとは金利、有価証券の価格、為替レート等の様々な市場の変動により損失を生じるリスクであり、当社グループでは、バリュー・アット・リスク(過去の市場変動を基にして、保有期間中に一定の確率でポートフォリオに発生する最大損失額を統計的に推定したリスク指標)を共通の尺度としてリスク量の計測を行っています。

また、信用リスクにつきましては、グループ会社にて取引相手毎の取引含み損益を、原則日次で市場実勢を基に算出し、これに将来の予想損失額を加えた金額を与信額として計測を行っております。

(4) 取引に係るリスク管理体制

当社グループでは、持株会社がリスク管理に関するグループ全体の基本的な方針を決定し、主要なグループ会社はその基本方針に則って、それぞれ管理体制を整備し、リスク管理を行っております。

持株会社ではリスク管理委員会、主要なグループ会社ではALM委員会・ALM審議会・リスク管理会議等を設置し、市場リスク管理・運営に関する重要事項を協議・決定しています。

また、主要なグループ会社では、市場リスク限度額をリミットとして設けるとともに、損失額の上限についてもリミットを設定することにより、リスク量や損失額を一定の範囲に抑えるよう運営しています。当社グループ全体のリスクの状況及びリミット等の遵守状況は日次で経営陣に報告しています。

なお、信用リスクにつきましては、グループ会社において、個々の取引内容の妥当性の検証、リスク量・損益状況の把握、取引相手ごとのクレジットラインのチェックを、運用担当部署から独立した与信所管部署やリスク管理部署が実施し、適正なリスク管理に努めております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	売建	10,861,724	1,840,712	△8,172	△8,172
		買建	8,870,858	1,400,758	7,788	7,788
	金利オプション	売建	7,483,636	147,562	△515	129
		買建	7,937,527	306,930	1,096	△76
店頭	金利先渡契約	売建	501,635	—	△17	△17
		買建	1,212,266	—	6	6
	金利スワップ	受取固定・ 支払変動	235,880,509	162,070,086	556,800	551,198
		受取変動・ 支払固定	204,971,917	149,343,549	△344,171	△336,743
		受取変動・ 支払変動	18,530,061	13,768,900	38,579	38,245
		受取固定・ 支払固定	841,017	701,662	△18,577	△18,577
	金利スワップ ション	売建	18,476,843	6,324,957	△34,460	△12,123
		買建	12,475,067	4,643,706	92,359	24,502
	その他	売建	4,170,021	2,740,163	△7,620	1,019
		買建	3,824,412	2,252,334	19,127	2,276
合計			—	—	302,222	249,455

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	売建	10,968	169	△105	△105
		買建	334	334	—	—
店頭	通貨スワップ		40,149,277	30,362,284	76,644	76,644
	為替予約	売建	40,968,743	415,551	△332,021	△332,021
		買建	46,632,670	507,467	521,313	521,313
	通貨オプション	売建	14,535,749	7,285,268	△518,962	△30,064
		買建	12,807,716	6,584,088	338,506	△8,080
合計			—	—	85,374	227,685

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、業種別監査委員会報告第25号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物	売建	395,657	288	△8,722	△8,722
		買建	63,704	—	808	808
	株式指数 オプション	売建	98,287	—	1,479	519
		買建	264,988	—	1,046	△343
店頭	有価証券 店頭オプション	売建	295,267	77,733	13,569	△6,659
		買建	286,528	24,813	6,295	63
	有価証券店頭 指数等スワップ	株価指数変化率 受取・金利支払	56,100	56,100	△1,854	△1,854
		金利受取・株価 指数変化率支払	5,500	5,500	92	92
	有価証券店頭 指数等先渡取引	売建	1,729	—	22	22
		買建	5,734	—	△223	△223
合計			—	—	12,513	△16,297

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物	売建	979,828	225,809	3,963	3,963
		買建	1,030,924	95,936	△2,159	△2,159
	債券先物 オプション	売建	319,638	—	220	△4
		買建	90,808	—	306	61
店頭	債券店頭 オプション	売建	176,953	—	248	63
		買建	670,329	—	1,060	△590
合計			—	—	3,640	1,334

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	商品先物	売建	2,555	1,019	165	165
		買建	4,344	3,034	116	116
店頭	商品スワップ	商品指数変化率 受取・短期変動 金利支払	528,452	392,206	△102,680	△102,680
		短期変動金利 受取・商品指数 変化率支払	553,725	415,961	195,269	195,269
	商品オプション	売建	183,486	81,419	3,131	△10,646
		買建	139,358	34,953	7,412	6,412
合計			—	—	103,414	88,636

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2 時価の算定
取引所取引については、国際石油取引所等における最終の価格によっております。
店頭取引については、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・ デフォルト・ オプション	売建	1,732,745	1,557,023	2,596	2,596
		買建	2,845,823	2,668,302	△4,295	△4,295
合計			—	—	△1,698	△1,698

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2 時価の算定
割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。
3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(7) その他(平成19年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザー・ デリバティブ	売建	121	55	△17	△5
		買建	—	—	—	—
合計			—	—	△17	△5

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2 時価の算定
オプション価格計算モデル等により算定しております。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当ありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当ありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当ありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	銀行業 (百万円)	信託銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	クレジット カード業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	1,992,054	348,919	173,983	229,934	95,355	2,840,247	—	2,840,247
(2) セグメント間の 内部経常収益	35,319	10,748	13,671	7,236	182,185	249,161	(249,161)	—
計	2,027,373	359,667	187,655	237,170	277,540	3,089,408	(249,161)	2,840,247
経常費用	1,524,291	227,032	164,174	177,416	173,851	2,266,765	(90,099)	2,176,666
経常利益	503,082	132,635	23,481	59,754	103,688	822,642	(159,062)	663,580

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 その他には、リース業等が属しております。

3 その他における経常利益には、当社が国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社から受け取った配当金156,531百万円が含まれております。

4 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、企業会計基準第4号「役員賞与に関する会計基準」(平成17年11月29日 企業会計基準委員会)が会社法施行日以降終了する事業年度の中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、一部の連結子会社においてはその支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比較して経常利益は115百万円減少しておりますが、この影響はそれぞれ銀行業によるものが62百万円、証券業によるものが53百万円であります。

5 従来、国内信託銀行連結子会社の信託報酬については、原則として信託計算期間終了時に収益として計上しておりましたが、情報開示制度の拡充を踏まえ、より適正な期間損益計算を行うため、当中間連結会計期間より、信託報酬の算定において信託計算期間・受託資産残高を基礎としないものを除き、信託計算期間の経過に応じて計上する方法に変更しております。この変更は当中間連結会計期間に管理システムが整備され、信託計算期間・受託資産残高を基礎として信託報酬を計算することが可能となったことに伴うものであります。なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、信託銀行業の経常利益は13,248百万円増加しております。

6 事業区分の変更

平成17年10月にUFJニコス株式会社が連結子会社になったことに伴い、当中間連結会計期間より、従来「その他」に含まれていた「クレジットカード業」を区分して開示しております。なお、前中間連結会計期間及び前連結会計年度における「クレジットカード業」の経常収益、経常費用並びに経常利益は、それぞれ以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間	前連結会計年度
経常収益	48,649百万円	283,836百万円
経常費用	46,697百万円	235,992百万円
経常利益	1,951百万円	47,844百万円

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業 (百万円)	信託銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	クレジット カード業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	2,288,908	349,822	283,909	219,213	108,371	3,250,225	—	3,250,225
(2) セグメント間の 内部経常収益	37,859	13,679	13,832	6,104	224,263	295,739	(295,739)	—
計	2,326,767	363,502	297,742	225,317	332,635	3,545,964	(295,739)	3,250,225
経常費用	1,926,353	254,997	261,654	279,009	143,186	2,865,201	(112,516)	2,752,685
経常利益 (△経常損失)	400,414	108,505	36,087	△ 53,692	189,448	680,763	(183,223)	497,539

- (注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
- 2 その他には、リース業等が属しております。
- 3 その他における経常利益には、当社が国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社から受け取った配当金186,421百万円が含まれております。
- 4 固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピングの方法の変更
当社の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社は、株式会社ディーシーカードとの合併を契機として、資産のグルーピング単位を、クレジット事業に係る資産全体についてクレジット事業グループとするグルーピングから、管理会計上の区分として継続的な収支の管理・把握を実施している各事業単位を基本としたグルーピングに変更しております。この変更は合併に伴い業務システムの選別を行ったこと及び構造改革の実施を行うことなどに伴う変更であります。
なお、この変更により、「クレジットカード業」の経常利益は542百万円増加しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	銀行業 (百万円)	信託銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	クレジット カード業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	4,285,963	702,682	427,305	476,874	201,208	6,094,033	—	6,094,033
(2) セグメント間の 内部経常収益	66,664	19,275	25,476	13,283	546,173	670,872	(670,872)	—
計	4,352,628	721,957	452,781	490,157	747,381	6,764,906	(670,872)	6,094,033
経常費用	3,225,178	448,892	382,259	480,916	362,528	4,899,775	(262,822)	4,636,953
経常利益	1,127,449	273,065	70,522	9,240	384,852	1,865,130	(408,050)	1,457,080

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 その他には、リース業等が属しております。

3 その他における経常利益には、当社が国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社から受け取った配当金488,899百万円が含まれております。

4 従来、一部の連結子会社の役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理していましたが、企業会計基準第4号「役員賞与に関する会計基準」(平成17年11月29日 企業会計基準委員会)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理しております。これにより、従来の方法によった場合と比較して経常利益は366百万円減少しておりますが、この影響はそれぞれ銀行業によるものが125百万円、信託業によるものが90百万円、証券業によるものが151百万円であります。

5 従来、国内信託銀行連結子会社の信託報酬については、原則として信託計算期間終了時に収益として計上しておりましたが、情報開示制度の拡充を踏まえ、より適正な期間損益計算を行うため、当連結会計年度より、信託報酬の算定において信託計算期間・受託資産残高を基礎としないものを除き、信託計算期間の経過に応じて計上する方法に変更しております。この変更は当連結会計年度に管理システムが整備され、信託計算期間・受託資産残高を基礎として信託報酬を計算することが可能となったことに伴うものであります。なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、信託銀行業の経常利益は7,811百万円増加しております。

6 事業区分の変更

平成17年10月にUFJニコス株式会社(現 三菱UFJニコス株式会社)が連結子会社になったことに伴い、当連結会計年度より、従来「その他」に含まれていた「クレジットカード業」を区分して開示しております。なお、前連結会計年度における「クレジットカード業」の経常収益、経常費用ならびに経常利益は、それぞれ以下のとおりであります。

前連結会計年度

経常収益	283,836百万円
経常費用	235,992百万円
経常利益	47,844百万円

7 「クレジットカード業」の経常費用には、UFJニコス株式会社(現 三菱UFJニコス株式会社)における利息返還請求による損失にかかる偶発損失引当金の期首時点における見積もり方法変更差額14,076百万円が含まれております。

8 従来、貸倒引当金繰入額は、連結全体で貸倒引当金戻入益と相殺の上、貸倒引当金繰入額が上回る場合にのみ、各セグメントの経常費用として計上しておりましたが、「銀行業」以外のセグメントの貸倒引当金繰入額の重要性が増したことに伴い、当連結会計年度より各セグメント毎に貸倒引当金繰入額と貸倒引当金戻入益を相殺の上、貸倒引当金繰入額が上回るセグメントについては、当該セグメントの経常費用として計上しております。

なお、当連結会計年度の表示方法を適用した場合の当中間連結会計期間における「クレジットカード業」、「計」、「消去又は全社」並びに前連結会計年度における「証券業」、「その他」、「計」、「消去又は全社」の経常費用及び経常利益は、それぞれ以下のとおりであります。

当中間連結会計期間	クレジットカード業	計	消去又は全社
経常費用	234,046百万円	2,323,395百万円	(146,728百万円)
経常利益	3,124百万円	766,013百万円	(102,432百万円)

前連結会計年度	証券業	その他	計	消去又は全社
経常費用	252,310百万円	346,958百万円	3,360,911百万円	(145,022百万円)
経常利益	80,589百万円	1,062,711百万円	2,173,729百万円	(1,095,668百万円)

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア ・オセ アニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	2,334,076	444,688	3,724	295,169	172,566	3,250,225	—	3,250,225
(2) セグメント間の 内部経常収益	79,697	35,544	87,171	50,181	39,989	292,584	(292,584)	—
計	2,413,773	480,232	90,896	345,351	212,555	3,542,809	(292,584)	3,250,225
経常費用	2,041,702	416,140	67,037	328,512	182,904	3,036,296	(283,611)	2,752,685
経常利益	372,071	64,092	23,859	16,838	29,651	506,513	(8,973)	497,539

- (注) 1 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
- 2 北米には米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中国等が属しております。
- 3 固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピングの方法の変更
当社の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社は、株式会社ディーシーカードとの合併を契機として、資産のグルーピング単位を、クレジット事業に係る資産全体についてクレジット事業グループとするグルーピングから、管理会計上の区分として継続的な収支の管理・把握を実施している各事業単位を基本としたグルーピングに変更しております。この変更は合併に伴い業務システムの選別を行ったこと及び構造改革の実施を行うことなどに伴う変更であります。
なお、この変更により、経常利益は542百万円増加しておりますが、この影響は日本におけるものであります。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア ・オセ アニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	4,485,303	841,123	12,017	414,513	341,075	6,094,033	—	6,094,033
(2) セグメント間の 内部経常収益	135,907	80,995	147,044	79,690	87,916	531,554	(531,554)	—
計	4,621,210	922,118	159,061	494,204	428,992	6,625,587	(531,554)	6,094,033
経常費用	3,413,721	772,709	116,579	479,244	356,335	5,138,590	(501,637)	4,636,953
経常利益	1,207,489	149,409	42,482	14,960	72,656	1,486,997	(29,917)	1,457,080

- (注) 1 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
- 2 北米には米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中国等が属しております。
- 3 従来、一部の連結子会社の役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理していましたが、企業会計基準第4号「役員賞与に関する会計基準」(平成17年11月29日 企業会計基準委員会)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理しております。これにより、従来の方法によった場合と比較して経常利益は366百万円減少しておりますが、この影響は日本におけるものであります。
- 4 従来、国内信託銀行連結子会社の信託報酬については、原則として信託計算期間終了時に収益として計上しておりましたが、情報開示制度の拡充を踏まえ、より適正な期間損益計算を行うため、当連結会計年度より、信託報酬の算定において信託計算期間・受託資産残高を基礎としないものを除き、信託計算期間の経過に応じて計上する方法に変更しております。この変更は当連結会計年度に管理システムが整備され、信託計算期間・受託資産残高を基礎として信託報酬を計算することが可能となったことに伴うものであります。なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、経常利益は7,811百万円増加しておりますが、この影響は日本におけるものであります。
- 5 日本における経常費用には、UFJニコス株式会社(現 三菱UFJニコス株式会社)における利息返還請求による損失にかかる偶発損失引当金の期首時点における見積もり方法変更差額14,076百万円が含まれております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	727,431
II 連結経常収益	2,840,247
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	25.6

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2 海外経常収益は、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	916,149
II 連結経常収益	3,250,225
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	28.1

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2 海外経常収益は、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	1,608,723
II 連結経常収益	6,094,033
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	26.3

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2 海外経常収益は、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

(開示対象特別目的会社関係)

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社では、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、総合あっせん債権、個品あっせん債権、融資債権の流動化を実施しております。当該流動化にあたり、特別目的会社(主にケイマンに設立された会社)を利用しております。当該流動化においては、三菱UFJニコス株式会社は、まず総合あっせん債権、個品あっせん債権、融資債権に対してそれぞれ信託資産の設定を行ったのち優先部分と劣後部分等の異なる受益権に分割します。その後、優先受益権のみを特別目的会社に譲渡し、譲渡した優先受益権を裏付けとして特別目的会社が社債の発行や借入を行い、調達した資金を売却代金として三菱UFJニコス株式会社は受領します。

さらに、三菱UFJニコス株式会社は、特別目的会社に対し回収サービス業務を行い、また、信託資産における劣後受益権等および優先受益権の売却代金の一部を留保しています。このため、当該信託資産が見込みより回収不足となった劣後的な残存部分については、適正に貸倒引当金が設定されております。

流動化の結果、平成19年9月末において、三菱UFJニコス株式会社と取引残高のある特別目的会社は7社あり、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は145,328百万円、負債総額(単純合算)は145,037百万円です。なお、いずれの特別目的会社についても、当社及び当社の連結子会社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

2. 当中間連結会計期間における特別目的会社との取引金額等

(単位:百万円)

	主な取引の金額 又は当中間連結会計 期間末残高	主な損益	
		(項目)	(金額)
譲渡した優先受益権			
総合あっせん債権	—	売却益	—
個品あっせん債権	—	売却益	—
融資債権	—	売却益	—
残存売却代金残高(未収入金)	228	分配益	6
回収サービス業務取引高((注)2)	2,277	回収サービス業務収益	2,277

(注) 1 平成19年9月末現在、特別目的会社へ譲渡していない劣後受益権等の残高は、185,459百万円であります。また、当該劣後受益権等に係る分配益(24,243百万円)は、「資金運用収益」等に計上されております。

2 回収サービス業務収益は、「役務取引等収益」等に計上されております。

3 「1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要」にて記載した特別目的会社との取引金額等について記載しております。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(共通支配下の取引等)</p> <p>当社の連結子会社であるUFJニコス株式会社は、平成18年12月20日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ディーシーカードとの合併契約書締結を決議し、平成19年4月1日、合併いたしました。当該合併は共通支配下の取引等であり、その概要は次のとおりであります。</p> <p>1. 各結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要</p> <p>(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容</p> <p>① 結合企業 名称 UFJニコス株式会社 事業の内容 クレジットカード業</p> <p>② 被結合企業 名称 株式会社ディーシーカード 事業の内容 クレジットカード業</p> <p>(2) 企業結合日 平成19年4月1日</p> <p>(3) 企業結合の法的形式 UFJニコス株式会社を存続会社、株式会社ディーシーカードを消滅会社とする吸収合併</p> <p>(4) 結合後企業の名称 三菱UFJニコス株式会社</p> <p>(5) 取引の目的を含む取引の概要 MUFグループの中核カード会社であるUFJニコス株式会社は、更なる企業価値向上の実現を目的として、同じくMUFグループの中核カード会社である株式会社ディーシーカードと合併いたしました。この合併により、最先端のソリューション提供力に加え、業界トップクラスの事業基盤と収益力も兼ね備えたクレジットカード会社となります。</p> <p>2. 実施した会計処理の概要 「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日 企業会計審議会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)に規定する会計処理を適用した結果、のれん及び持分変動損益が発生しております。</p> <p>(1) 発生したのれんの金額 3,244百万円</p> <p>(2) 発生原因 被取得企業に係る当社持分増加額と取得原価との差額による。</p> <p>(3) 償却方法及び償却期間 20年間で均等償却</p> <p>(4) 持分変動利益の金額 6,985百万円</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(パーチェス法を適用した場合)</p> <p>当社の銀行連結子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行(以下、三菱東京UFJ銀行という)は、平成19年3月5日開催の取締役会において、当社の持分法適用関連会社であるカブドットコム証券株式会社(以下、カブドットコム証券という)の株式に対する公開買付けの開始を決議し、平成19年3月20日から平成19年4月18日まで実施し、同社の株式94,000株を取得いたしました。本公開買付けにより、当社及びその子会社が保有するカブドットコム証券の普通株式に係る議決権の合計の、カブドットコム証券の総株主の議決権に占める保有比率は、40.36%となりました。</p> <p>平成19年6月24日に開催されたカブドットコム証券の定時株主総会決議により、当社又は当社の子会社の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであった者でカブドットコム証券の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、カブドットコム証券の取締役の過半数を占めたため、カブドットコム証券は当社の連結子会社となりました。</p> <p>1. 被取得企業の名称、事業の内容、規模、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式及び取得した議決権比率</p> <p>(1) 被取得企業の名称 カブドットコム証券株式会社</p> <p>(2) 事業の内容 証券業</p> <p>(3) 規模 資本金 7,195百万円 (平成19年3月期末実績) 総資産 363,771百万円 (平成19年3月期末実績) 従業員数 81名 (平成19年3月31日現在)</p> <p>(4) 企業結合を行った主な理由 カブドットコム証券を当社グループにおける総合金融サービス実現の中核として位置づけ、インターネットを通じた付加価値の高い総合リテール金融分野におけるシナジーをさらに高めること</p> <p>(5) 企業結合日 平成19年6月24日</p> <p>(6) 企業結合の法的形式 株式取得</p> <p>(7) 取得した議決権比率 9.50%</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>2. 中間連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間 平成19年4月1日から平成19年9月30日まで</p> <p>3. 被取得企業の取得原価及びその内訳 取得原価 22,653百万円 (内訳) 株式取得代価 22,560百万円 取得に直接要した支出額 93百万円 計 22,653百万円</p> <p>4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間 (1) 発生したのれん 14,681百万円 (2) 発生原因 被取得企業に係る当社持分増加額と取得原価との差額による。 (3) 償却方法及び償却期間 20年間で均等償却</p> <p>5. 企業結合日に受入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳 (1) 資産の額 資産合計 388,728百万円 うち信用取引資産 177,455百万円 うち預託金 108,746百万円 (2) 負債の額 負債合計 326,203百万円 うち受入保証金 122,695百万円 うち信用取引負債 120,394百万円</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(共通支配下の取引等)</p> <p>当社と当社の連結子会社である三菱UFJ証券株式会社は、平成19年9月30日付けで当社を株式交換完全親会社、三菱UFJ証券株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。当該株式交換は共通支配下の取引等であり、その概要は次のとおりであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要 <ol style="list-style-type: none"> (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容 <ul style="list-style-type: none"> 名称 三菱UFJ証券株式会社 事業の内容 証券業 (2) 企業結合の法的形式 株式交換 (3) 結合後企業の名称 三菱UFJ証券株式会社 (4) 取引の目的を含む取引の概要 MUFJグループは、これまで、既存の業態の枠を超え、グループ各社が一体となって付加価値の高い金融商品・サービスをタイムリーに提供する連結経営を展開してきましたが、間接金融から直接金融への流れが加速し、また規制緩和に伴う業態間の垣根が一段と低下するなど大きく変動する金融情勢に、よりスピーディーに、効果的に対応するため、この連結経営体制を高度化し、法令等を遵守しつつ、総合金融グループとしてさらに一体的、融合的な経営を実践するべく、当社を完全親会社、三菱UFJ証券株式会社を完全子会社とする株式交換を実施いたしました。 <p>2. 実施した会計処理の概要 「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日 企業会計審議会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)に規定する会計処理を適用した結果、のれんが発生しております。</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>3. 子会社株式の追加取得に関する事項</p> <p>(1) 取得原価及びその内訳</p> <p>取得原価 375,719百万円</p> <p>(内訳)</p> <p>自己株式 375,526百万円</p> <p>取得に直接要した支出額 192百万円</p> <p>計 375,719百万円</p> <p>(2) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額</p> <p>① 株式の種類別の交換比率</p> <p>普通株式 当社 1 : 三菱UFJ証券株式会社 1.02</p> <p>② 交換比率の算定方法</p> <p>当該株式交換にあたり、当社及び三菱UFJ証券株式会社は、各々、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関を選定し、当該第三者算定機関からそれぞれ提出を受けた株式交換比率案の算定についての専門家としての分析結果及び意見を慎重に検討し、これらも踏まえ当事会社間で交渉、協議を重ねた結果、上記の通り合意・決定いたしました。なお、第三者算定機関は、市場株価法、類似取引比較法、ディスカунテッド・キャッシュフロー法等による分析を行い、それらの結果を総合的に勘案して株式交換比率にかかる分析及び意見の提出を行っております。</p> <p>③ 交付株式数及びその評価額</p> <p>交付株式数 277,857,563株 評価額 375,719百万円</p> <p>(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間</p> <p>① 発生したのれん 96,335百万円</p> <p>② 発生原因 結合当事企業に係る当社持分増加額と取得原価との差額による。</p> <p>③ 償却方法及び償却期間 20年間で均等償却</p>	

(1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)								
1株当たり純資産額	720,127円97銭	812円53銭	801,320円41銭								
1株当たり中間(当期)純利益	50,454円48銭	24円76銭	86,795円7銭								
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益	49,669円82銭	24円61銭	86,274円70銭								
		<p>当社は、平成19年9月30日付で株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前中間連結会計期間および前連結会計年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前中間連結会計期間</th> <th>前連結会計年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産 720円12銭</td> <td>1株当たり純資産 801円32銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり中間純利益 50円45銭</td> <td>1株当たり当期純利益 86円79銭</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後1株当たり中間純利益 49円66銭</td> <td>潜在株式調整後1株当たり当期純利益 86円27銭</td> </tr> </tbody> </table>	前中間連結会計期間	前連結会計年度	1株当たり純資産 720円12銭	1株当たり純資産 801円32銭	1株当たり中間純利益 50円45銭	1株当たり当期純利益 86円79銭	潜在株式調整後1株当たり中間純利益 49円66銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益 86円27銭	
前中間連結会計期間	前連結会計年度										
1株当たり純資産 720円12銭	1株当たり純資産 801円32銭										
1株当たり中間純利益 50円45銭	1株当たり当期純利益 86円79銭										
潜在株式調整後1株当たり中間純利益 49円66銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益 86円27銭										

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益	百万円 507,266	256,721	880,997
普通株主に帰属しない金額	百万円 3,829	3,949	8,376
うち優先配当額	百万円 3,829	3,949	8,376
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円 503,437	252,772	872,621
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株 9,978	10,208,340	10,053
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額	百万円 791	330	1,126
うち優先配当額	百万円 791	334	1,126
うち連結子会社の潜在株式による調整額	百万円 -	△3	-
普通株式増加数	千株 173	73,692	73
うち優先株式	千株 173	73,692	73
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式等の概要	優先株式1種類(発行済株式数100千株) なお、上記優先株式の概要は「第4 提出会社の状況」に記載のとおり。	第一回第三種優先株式(発行済株式総数100,000千株) 連結子会社の発行する新株予約権 カブドットコム証券株式会社 新株予約権(ストック・オプション)	第一回第三種優先株式(発行済株式総数100千株)

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<ul style="list-style-type: none"> ・付与日 平成18年3月31日 ・行使期限 平成24年6月30日 ・権利行使価格 327,022円 ・当初付与個数 1,438個 ・19年9月末現在個数 1,214個 エム・ユー・ハンズオン ンキャピタル株式会社 ① 新株引受権（成功 報酬型ワラント） <ul style="list-style-type: none"> ・付与日 平成12年12月18日 ・行使期限 平成22年12月1日 ・権利行使価格 65,000円 ・当初付与個数 1,200個 ・19年9月末現在個数 375個 ② 新株予約権（スト ック・オプション） <ul style="list-style-type: none"> ・付与日 平成15年5月20日 ・行使期限 平成22年12月1日 ・権利行使価格 120,000円 ・当初付与個数 585個 ・19年9月末現在個数 245個 パレス・キャピタル・ パートナーズA株式会 社 ① 新株予約権（スト ック・オプション） <ul style="list-style-type: none"> ・付与日 平成19年9月1日 ・行使期限 平成24年8月31日 ・権利行使価格 1円 ・当初付与個数 1,450個 ・19年9月末現在個数 1,450個 ② 新株予約権（スト ック・オプション） <ul style="list-style-type: none"> ・付与日 平成19年9月1日 ・行使期限 平成24年8月31日 ・権利行使価格 99,972円 ・当初付与個数 1,130個 ・19年9月末現在個数 1,130個 	

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	9,659,084	10,574,436	10,523,700
純資産の部の合計額 から控除する金額	百万円	2,379,971	2,055,970	2,344,108
うち少数株主持分	百万円	1,959,840	1,715,132	2,003,434
うち優先株式	百万円	416,301	336,801	336,801
うち優先配当額	百万円	3,829	3,949	3,872
うち新株予約権	百万円	0	87	0
普通株式に係る 中間期末の純資産額	百万円	7,279,112	8,518,466	8,179,591
1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末の普通株 式の数	千株	10,108	10,483,776	10,207

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																
<p>当社は、平成18年11月20日開催の取締役会において、以下のとおり、当社の子会社である海外特別目的会社3社の発行した優先出資証券の全額償還について決議いたしました。</p> <p>(償還する優先出資証券の概要)</p> <table border="1" data-bbox="172 488 563 1272"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 488 252 577">発行体</th> <th data-bbox="252 488 347 577">UFJ Capital Finance 1 Limited</th> <th data-bbox="347 488 443 577">UFJ Capital Finance 2 Limited</th> <th data-bbox="443 488 563 577">UFJ Capital Finance 3 Limited</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 577 252 790">証券の種類</td> <td colspan="2" data-bbox="252 577 443 790">非累積型・変動配当・優先出資証券</td> <td data-bbox="443 577 563 790">非累積型・固定配当・優先出資証券</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 790 252 925">償還期限</td> <td colspan="3" data-bbox="252 790 563 925">永久 ただし、平成19年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部または一部を償還することができる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 925 252 992">配当</td> <td data-bbox="252 925 347 992">非累積型・変動配当</td> <td data-bbox="347 925 443 992">非累積型・変動配当</td> <td data-bbox="443 925 563 992">非累積型・固定配当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 992 252 1037">発行総額</td> <td data-bbox="252 992 347 1037">900億円</td> <td data-bbox="347 992 443 1037">1,180億円</td> <td data-bbox="443 992 563 1037">100億円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1037 252 1081">払込日</td> <td data-bbox="252 1037 347 1081">平成13年10月24日</td> <td data-bbox="347 1037 443 1081">平成13年11月8日</td> <td data-bbox="443 1037 563 1081">平成13年11月8日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1081 252 1126">償還対象総額</td> <td data-bbox="252 1081 347 1126">900億円</td> <td data-bbox="347 1081 443 1126">1,180億円</td> <td data-bbox="443 1081 563 1126">100億円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1126 252 1272">償還金額</td> <td data-bbox="252 1126 347 1272">1証券につき1,000万円 (払込金額相当額)</td> <td data-bbox="347 1126 443 1272">1証券につき1,000万円 (払込金額相当額)</td> <td data-bbox="443 1126 563 1272">1証券につき1,000万円 (払込金額相当額)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(償還予定日) 平成19年1月25日</p>	発行体	UFJ Capital Finance 1 Limited	UFJ Capital Finance 2 Limited	UFJ Capital Finance 3 Limited	証券の種類	非累積型・変動配当・優先出資証券		非累積型・固定配当・優先出資証券	償還期限	永久 ただし、平成19年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部または一部を償還することができる。			配当	非累積型・変動配当	非累積型・変動配当	非累積型・固定配当	発行総額	900億円	1,180億円	100億円	払込日	平成13年10月24日	平成13年11月8日	平成13年11月8日	償還対象総額	900億円	1,180億円	100億円	償還金額	1証券につき1,000万円 (払込金額相当額)	1証券につき1,000万円 (払込金額相当額)	1証券につき1,000万円 (払込金額相当額)	<p>(三菱UFJニコス株式会社の第三者割当増資引受)</p> <p>当社は、平成19年9月20日開催の取締役会において、三菱UFJニコス株式会社が行う第三者割当増資を全額引受けることを決議し、平成19年11月6日に同社普通株式400,000,000株を取得いたしました。</p> <p>第三者割当増資の概要</p> <p>払込期日 平成19年11月6日</p> <p>払込資金の総額 120,000百万円</p> <p>増資前発行済株式数 1,022,924,559株</p> <p>当該増資における発行株式数 400,000,000株</p> <p>増資後発行済株式数 1,422,924,559株</p> <p>割当先 株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ</p> <p>なお、本増資引受に伴って当社は連結財務諸表上、のれんを認識する予定ではありますが、その金額は現時点では未定であります。また、三菱UFJニコス株式会社の株主総会の承認を前提に、当社が株式交換(効力発生日は平成20年8月1日)により三菱UFJニコス株式会社を株式交換完全子会社とすることを予定しております。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>当社は、資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、平成19年10月31日開催の取締役会において、自己株式を取得することを決議いたしました。</p> <p>自己株式取得の概要</p> <p>株式の種類 普通株式</p> <p>株式の総数 上限150,000,000株</p> <p>取得価額の総額 上限150,000百万円</p> <p>取得する期間 平成19年12月3日から 平成20年3月24日</p> <p>なお、上記決議に基づき平成19年12月13日に取得を終了いたしました。取得状況は以下のとおりとなっております。</p> <p>取得した株式の総数 126,513,900株</p> <p>取得した株式の取得価額の総額 149,999,921,400円</p> <p>取得期間 平成19年12月3日から 平成19年12月13日</p>	<p>(重要な合併)</p> <p>当社の連結子会社であるUFJニコス株式会社は、平成18年12月20日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ディーシーカードとの合併契約書締結を決議し、平成19年4月1日、合併いたしました。当該合併は共通支配下の取引等であり、その概要は次のとおりであります。</p> <p>1. 各結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要</p> <p>(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容</p> <p>① 結合企業 名称 UFJニコス株式会社 事業の内容 クレジットカード業</p> <p>② 被結合企業 名称 株式会社ディーシーカード 事業の内容 クレジットカード業</p> <p>(2) 企業結合日 平成19年4月1日</p> <p>(3) 企業結合の法的形式 UFJニコス株式会社を存続会社、株式会社ディーシーカードを消滅会社とする吸収合併</p> <p>(4) 結合後企業の名称 三菱UFJニコス株式会社</p> <p>(5) 取引の目的を含む取引の概要 MUFGグループの中核カード会社であるUFJニコス株式会社は、更なる企業価値向上の実現を目的として、同じくMUFGグループの中核カード会社である株式会社ディーシーカードと合併いたしました。この合併により、最先端のソリューション提供力に加え、業界トップクラスの事業基盤と収益力も兼ね備えたクレジットカード会社となります。</p> <p>2. 実施した会計処理の概要 「企業結合に係る会計基準 三企業結合に係る会計基準 4 共通支配下の取引等の会計処理」に規定する会計処理を適用いたしました。</p>
発行体	UFJ Capital Finance 1 Limited	UFJ Capital Finance 2 Limited	UFJ Capital Finance 3 Limited																															
証券の種類	非累積型・変動配当・優先出資証券		非累積型・固定配当・優先出資証券																															
償還期限	永久 ただし、平成19年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部または一部を償還することができる。																																	
配当	非累積型・変動配当	非累積型・変動配当	非累積型・固定配当																															
発行総額	900億円	1,180億円	100億円																															
払込日	平成13年10月24日	平成13年11月8日	平成13年11月8日																															
償還対象総額	900億円	1,180億円	100億円																															
償還金額	1証券につき1,000万円 (払込金額相当額)	1証券につき1,000万円 (払込金額相当額)	1証券につき1,000万円 (払込金額相当額)																															

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>(新株予約権証券の発行) 当社は、平成19年11月21日開催の取締役会において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ第1回新株予約権を発行することを決議し、11月29日に諸条件を確定し、12月6日に発行いたしました。新株予約権証券の発行要領は以下のとおりとなっております。 新株予約権証券の発行要領 (1) 新株予約権の名称 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ第1回新株予約権 (2) 新株予約権の総数 27,980個 (3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。 ただし、下記(10)に定める新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後 調整前 株式分割 付与 = 付与 × 又は株式 株式数 株式数 併合の比率 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。 また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。</p>	<p>(連結範囲の変更を伴う株式取得) 当社の銀行連結子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行(以下、三菱東京UFJ銀行という)は、平成19年3月5日開催の取締役会において、当社の関連会社であるカブドットコム証券株式会社(以下、カブドットコム証券という)の株式に対する公開買付けの開始を決議し、平成19年3月20日から平成19年4月18日まで実施し、同社の株式94,000株を取得いたしました。本公開買付けにより、当社及びその子会社が保有するカブドットコム証券の普通株式に係る議決権の合計の、カブドットコム証券の総株主の議決権に占める保有比率は、40.36%となりました。 本年6月24日に開催されたカブドットコム証券の定時株主総会決議により、当社又は当社の子会社の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであった者でカブドットコム証券の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、カブドットコム証券の取締役の過半数を占めたため、カブドットコム証券は当社の連結子会社となりました。 (1) 被取得企業の名称、事業の内容、規模、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式及び取得した議決権比率 ① 被取得企業の名称 カブドットコム証券株式会社 ② 事業内容 証券業 ③ 規模 資本金 7,195百万円 (平成19年3月期実績) 総資産 363,771百万円 (平成19年3月期実績) 従業員数 81名 (平成19年3月31日現在) ④ 企業結合を行った主な理由 カブドットコム証券を当社グループにおける総合金融サービス実現の中核として位置づけ、インターネットを通じた付加価値の高い総合リテール金融分野における両者のシナジーをさらに高めること ⑤ 企業結合日 平成19年6月24日 ⑥ 企業結合の法的形式 株式取得 ⑦ 取得した議決権比率 9.50% (2) 被取得企業の取得原価及びその内訳 ① カブドットコム証券の株式 22,560百万円 ② 取得に直接要した支出額 93百万円</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 平成19年12月6日から平成49年12月5日まで</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(7) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。</p> <p>(8) 新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、又は三菱UFJ信託銀行株式会社の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。また、新株予約権者は、当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、又は三菱UFJ信託銀行株式会社の監査役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の監査役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。</p> <p>(9) 新株予約権の払込金額（発行価額） 1株当たり1,032円</p> <p>(10) 新株予約権を割り当てる日 平成19年12月6日</p> <p>(11) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日 払込みの期日は平成19年12月6日とする。</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																										
(12)新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="577 320 826 365">対象者</th> <th data-bbox="826 320 890 365">人数</th> <th data-bbox="890 320 999 365">新株予約権数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="577 365 826 421">当社の取締役、監査役及び執行役員</td> <td data-bbox="826 365 890 421">59名</td> <td data-bbox="890 365 999 421">2,876個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="577 421 826 488">株式会社三菱東京UFJ銀行の取締役、監査役及び執行役員</td> <td data-bbox="826 421 890 488">80名</td> <td data-bbox="890 421 999 488">15,908個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="577 488 826 555">三菱UFJ信託銀行株式会社の取締役、監査役及び執行役員</td> <td data-bbox="826 488 890 555">50名</td> <td data-bbox="890 488 999 555">9,196個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="577 555 826 600">上記の合計</td> <td data-bbox="826 555 890 600">189名</td> <td data-bbox="890 555 999 600">27,980個</td> </tr> </tbody> </table>			対象者	人数	新株予約権数	当社の取締役、監査役及び執行役員	59名	2,876個	株式会社三菱東京UFJ銀行の取締役、監査役及び執行役員	80名	15,908個	三菱UFJ信託銀行株式会社の取締役、監査役及び執行役員	50名	9,196個	上記の合計	189名	27,980個											
対象者	人数	新株予約権数																										
当社の取締役、監査役及び執行役員	59名	2,876個																										
株式会社三菱東京UFJ銀行の取締役、監査役及び執行役員	80名	15,908個																										
三菱UFJ信託銀行株式会社の取締役、監査役及び執行役員	50名	9,196個																										
上記の合計	189名	27,980個																										
<p>(優先出資証券の償還)</p> <p>当社は、平成19年11月21日開催の取締役会において、当社の子会社であるUFJ Capital Finance 4 Limitedの発行した優先出資証券について、全額償還されることを承認する決議をいたしました。</p> <p>償還される優先出資証券の概要は以下のとおりです。なお、償還予定日は平成20年1月25日です。</p>																												
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="577 891 710 947">発行体</td> <td colspan="2" data-bbox="710 891 999 947">UFJ Capital Finance 4 Limited</td> </tr> <tr> <td data-bbox="577 947 710 1171" rowspan="2">証券の種類</td> <td data-bbox="710 947 853 1048">シリーズA 非累積型・ 変動配当・ 優先出資証券</td> <td data-bbox="853 947 999 1048">シリーズB 非累積型・ 固定配当・ 優先出資証券</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="710 1048 999 1171">本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="577 1171 710 1305">償還期限</td> <td colspan="2" data-bbox="710 1171 999 1305">永久 ただし、平成20年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる</td> </tr> <tr> <td data-bbox="577 1305 710 1361">配当</td> <td data-bbox="710 1305 853 1361">非累積型・ 変動配当</td> <td data-bbox="853 1305 999 1361">非累積型・ 固定配当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="577 1361 710 1395">発行総額</td> <td data-bbox="710 1361 853 1395">945億円</td> <td data-bbox="853 1361 999 1395">115億円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="577 1395 710 1451">払込日</td> <td data-bbox="710 1395 853 1451">平成14年9月26日</td> <td data-bbox="853 1395 999 1451">平成14年9月26日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="577 1451 710 1507">償還対象総額</td> <td data-bbox="710 1451 853 1507">945億円</td> <td data-bbox="853 1451 999 1507">115億円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="577 1507 710 1563">償還金額</td> <td colspan="2" data-bbox="710 1507 999 1563">1証券につき1,000万円 (払込金額相当額)</td> </tr> </tbody> </table>			発行体	UFJ Capital Finance 4 Limited		証券の種類	シリーズA 非累積型・ 変動配当・ 優先出資証券	シリーズB 非累積型・ 固定配当・ 優先出資証券	本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する		償還期限	永久 ただし、平成20年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる		配当	非累積型・ 変動配当	非累積型・ 固定配当	発行総額	945億円	115億円	払込日	平成14年9月26日	平成14年9月26日	償還対象総額	945億円	115億円	償還金額	1証券につき1,000万円 (払込金額相当額)	
発行体	UFJ Capital Finance 4 Limited																											
証券の種類	シリーズA 非累積型・ 変動配当・ 優先出資証券	シリーズB 非累積型・ 固定配当・ 優先出資証券																										
	本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する																											
償還期限	永久 ただし、平成20年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる																											
配当	非累積型・ 変動配当	非累積型・ 固定配当																										
発行総額	945億円	115億円																										
払込日	平成14年9月26日	平成14年9月26日																										
償還対象総額	945億円	115億円																										
償還金額	1証券につき1,000万円 (払込金額相当額)																											

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																				
	<p>(優先出資証券の発行) 当社は、平成19年11月29日開催の取締役会において、将来の資本政策の柔軟性を高めるために、優先出資証券の発行を目的として、ケイマン諸島に当社の100%出資子会社MUFG Capital Finance 6 Limitedを設立することを決議し、平成19年12月13日付けで同社普通株式への払込みを完了いたしました。 発行した優先出資証券の概要は以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="584 562 997 1249"> <tr> <td data-bbox="584 562 708 696">発行体</td> <td data-bbox="708 562 997 696">MUFG Capital Finance 6 Limited ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に新たに設立した当社が議決権を100%所有する特別目的子会社</td> </tr> <tr> <td data-bbox="584 696 708 790">証券の種類</td> <td data-bbox="708 696 997 790">円建 配当金非累積型 永久優先出資証券 当社普通株式への交換権は付与されません</td> </tr> <tr> <td data-bbox="584 790 708 831">発行総額</td> <td data-bbox="708 790 997 831">1,500億円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="584 831 708 902">配当率</td> <td data-bbox="708 831 997 902">年3.52% (平成30年1月まで固定) 平成30年1月以降は変動</td> </tr> <tr> <td data-bbox="584 902 708 943">発行価額</td> <td data-bbox="708 902 997 943">1証券あたり10百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="584 943 708 983">払込日</td> <td data-bbox="708 943 997 983">平成19年12月13日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="584 983 708 1043">資金使途</td> <td data-bbox="708 983 997 1043">当社の連結子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行の資本増強に充当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="584 1043 708 1160">優先順位</td> <td data-bbox="708 1043 997 1160">本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、実質的に、当社の一般債権者・劣後債権者に劣後し、普通株式に優先し、優先株式と同順位</td> </tr> <tr> <td data-bbox="584 1160 708 1200">発行形態</td> <td data-bbox="708 1160 997 1200">国内私募 (適格機関投資家限定)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="584 1200 708 1249">引受金融商品取引業者</td> <td data-bbox="708 1200 997 1249">三菱UFJ証券株式会社 野村証券株式会社</td> </tr> </table>	発行体	MUFG Capital Finance 6 Limited ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に新たに設立した当社が議決権を100%所有する特別目的子会社	証券の種類	円建 配当金非累積型 永久優先出資証券 当社普通株式への交換権は付与されません	発行総額	1,500億円	配当率	年3.52% (平成30年1月まで固定) 平成30年1月以降は変動	発行価額	1証券あたり10百万円	払込日	平成19年12月13日	資金使途	当社の連結子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行の資本増強に充当	優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、実質的に、当社の一般債権者・劣後債権者に劣後し、普通株式に優先し、優先株式と同順位	発行形態	国内私募 (適格機関投資家限定)	引受金融商品取引業者	三菱UFJ証券株式会社 野村証券株式会社	
発行体	MUFG Capital Finance 6 Limited ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に新たに設立した当社が議決権を100%所有する特別目的子会社																					
証券の種類	円建 配当金非累積型 永久優先出資証券 当社普通株式への交換権は付与されません																					
発行総額	1,500億円																					
配当率	年3.52% (平成30年1月まで固定) 平成30年1月以降は変動																					
発行価額	1証券あたり10百万円																					
払込日	平成19年12月13日																					
資金使途	当社の連結子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行の資本増強に充当																					
優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、実質的に、当社の一般債権者・劣後債権者に劣後し、普通株式に優先し、優先株式と同順位																					
発行形態	国内私募 (適格機関投資家限定)																					
引受金融商品取引業者	三菱UFJ証券株式会社 野村証券株式会社																					

(追加情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>1. 株式分割及び単元株制度の導入について</p> <p>当社は、平成19年6月28日に開催された定時株主総会における定款変更の承認可決に基づき、平成19年9月30日を効力発生日として株式分割を行い、単元株制度を導入いたします。</p> <p>具体的には、個人投資家の当社株式に対する投資機会を拡大するため、普通株式1株を1,000株に分割すると同時に、普通株式100株を1単元とする単元株制度を導入することにより、当社の普通株式の投資単位を現在の10分の1に引下げることにいたします。</p> <p>2. 三菱UFJ証券株式会社の完全子会社化について</p> <p>当社は、三菱UFJ証券株式会社の平成19年6月28日に開催予定の定時株主総会及び関係当局の承認等を前提として、当社の連結経営体制の高度化と、総合金融グループとしてさらに一体的・融合的な経営を実践するために、株式交換に基づく三菱UFJ証券株式会社の完全子会社化に関する株式交換契約を、平成19年3月28日付けで締結しております。</p> <p>当該株式交換契約は、平成19年9月30日を株式交換の効力発生日(予定日)とし、株式交換比率は三菱UFJ証券株式会社の普通株式1株に対して当社の普通株式1.02株(上記1.に記載した、当社の株式分割を前提とした交換比率であり、株式分割前の比率では0.00102株)を交付することといたします。なお、当社が保有する三菱UFJ証券株式会社の株式については、株式交換による株式の交付は行わず、当社が三菱UFJ証券株式会社の株主に交付する当社の普通株式は、当社保有の自己株式を用いるため、新株の発行は行わない予定であります。</p> <p>なお、平成19年6月28日に開催された当社定時株主総会において上記1.に記載した定款変更は承認可決されました。</p> <p>3. 1株当たり情報について</p> <p>当期首において、上記1.の株式分割及び上記2.の株式交換が行われたと仮定した場合における「1株当たり情報」の各数値は以下の通りであります。</p> <p>1株当たり純資産額 780円5銭</p> <p>1株当たり 当期純利益 84円45銭</p> <p>潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 83円96銭</p>

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		35,005		6,141		42,224	
2 有価証券		—		107,900		—	
3 未収入金		32,068		43,898		100,540	
4 その他		3,850		1,908		11,329	
流動資産合計		70,923	1.0	159,849	2.1	154,094	2.1
II 固定資産							
1 有形固定資産	※1	294		241		242	
2 無形固定資産		561		979		828	
3 投資その他の資産		7,392,794		7,516,190		7,339,463	
(1) 関係会社株式	※2	7,397,181		7,519,277		7,346,602	
投資損失引当金		△7,138		△3,087		△7,138	
(2) その他	※2	3,000		—		—	
貸倒引当金		△248		—		—	
固定資産合計		7,393,650	99.0	7,517,412	97.9	7,340,534	97.9
資産合計		7,464,574	100.0	7,677,262	100.0	7,494,629	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 短期借入金		286,900		—		57,380	
2 1年以内返済予定 長期借入金	※2	32,400		19,900		32,400	
3 1年以内償還予定 社債		—		200,000		100,000	
4 未払金		432		847		821	
5 未払法人税等		—		1		3	
6 引当金		205		254		211	
7 その他		2,383		2,535		5,341	
流動負債合計			322,320 4.3		223,539 2.9		196,159 2.6
II 固定負債							
1 社債		650,000		450,000		550,000	
2 長期借入金	※2	503,498		328,575		488,818	
3 その他		6,270		5,189		5,524	
固定負債合計			1,159,769 15.6		783,764 10.2		1,044,343 14.0
負債合計			1,482,089 19.9		1,007,304 13.1		1,240,503 16.6

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		1,383,052	18.5	1,383,052	18.0	1,383,052	18.4
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		1,383,070		1,383,070		1,383,070	
(2) その他 資本剰余金		2,549,089		2,497,889		2,549,056	
資本剰余金合計		3,932,159	52.7	3,880,959	50.6	3,932,126	52.5
3 利益剰余金							
(1) その他 利益剰余金							
別途積立金		150,000		150,000		150,000	
繰越利益剰余金		1,516,957		1,830,534		1,789,675	
利益剰余金合計		1,666,957	22.3	1,980,534	25.8	1,939,675	25.9
4 自己株式		△999,684	△13.4	△574,587	△7.5	△1,000,728	△13.4
株主資本合計		5,982,484	80.1	6,669,958	86.9	6,254,125	83.4
純資産合計		5,982,484	80.1	6,669,958	86.9	6,254,125	83.4
負債・純資産合計		7,464,574	100.0	7,677,262	100.0	7,494,629	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)			
I 営業収益			163,604	100.0		197,203	100.0		510,809	100.0
II 営業費用	※4		4,625	2.8		6,433	3.3		9,080	1.8
営業利益			158,979	97.2		190,769	96.7		501,728	98.2
III 営業外収益	※1		332	0.2		284	0.1		489	0.1
IV 営業外費用	※2		12,712	7.8		8,078	4.1		24,183	4.7
経常利益			146,600	89.6		182,975	92.7		478,035	93.6
V 特別利益			47	0.0		4,051	2.1		295	0.1
VI 特別損失	※3		11	0.0		85,516	43.4		2,532	0.5
税引前中間(当期) 純利益			146,636	89.6		101,511	51.4		475,798	93.2
法人税、住民税及び 事業税		1			1			3		
法人税等調整額		△196	△194	△0.1	△3,943	△3,941	△2.0	1,900	1,904	0.4
中間(当期)純利益			146,830	89.7		105,452	53.4		473,893	92.8

③ 【中間株主資本等変動計算書】

I 前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本							評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	その他 資本剰余金	その他利益剰余金					
				別途積立金	繰越利益 剰余金				
平成18年3月31日残高 (百万円)	1,383,052	3,577,570	356,167	150,000	1,418,943	△773,135	6,112,598	135	6,112,733
中間会計期間中の 変動額									
利益処分による 剰余金の配当					△48,816		△48,816		△48,816
資本準備金から その他資本剰余金 への振替		△2,194,500	2,194,500				—		—
中間純利益					146,830		146,830		146,830
自己株式の取得						△290,591	△290,591		△290,591
自己株式の処分			△1,574			64,042	62,467		62,467
その他			△4				△4		△4
株主資本以外の 項目の中間会計 期間中の変動額 (純額)								△135	△135
中間会計期間中の 変動額合計(百万円)	—	△2,194,500	2,192,921	—	98,014	△226,549	△130,113	△135	△130,249
平成18年9月30日残高 (百万円)	1,383,052	1,383,070	2,549,089	150,000	1,516,957	△999,684	5,982,484	—	5,982,484

II 当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	その他利益剰余金				
				別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成19年3月31日残高 (百万円)	1,383,052	1,383,070	2,549,056	150,000	1,789,675	△1,000,728	6,254,125	6,254,125
中間会計期間中の 変動額								
剰余金の配当					△64,593		△64,593	△64,593
中間純利益					105,452		105,452	105,452
自己株式の取得						△1,225	△1,225	△1,225
自己株式の処分 (株式交換を除く)			△182			854	672	672
株式交換			△50,985			426,511	375,526	375,526
中間会計期間中の 変動額合計(百万円)	—	—	△51,167	—	40,859	426,140	415,832	415,832
平成19年9月30日残高 (百万円)	1,383,052	1,383,070	2,497,889	150,000	1,830,534	△574,587	6,669,958	6,669,958

Ⅲ 前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本							評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	その他 資本剰余金	その他利益剰余金					
				別途積立金	繰越利益 剰余金			その他 有価証券 評価差額金	
平成18年3月31日残高 (百万円)	1,383,052	3,577,570	356,167	150,000	1,418,943	△773,135	6,112,598	135	6,112,733
事業年度中の 変動額									
利益処分による 剰余金の配当					△48,816		△48,816		△48,816
剰余金の配当					△54,345		△54,345		△54,345
資本準備金から その他資本剰余金 への振替		△2,194,500	2,194,500				—		—
当期純利益					473,893		473,893		473,893
自己株式の取得						△292,181	△292,181		△292,181
自己株式の処分			△1,604			64,588	62,984		62,984
その他			△6				△6		△6
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額 (純額)								△135	△135
事業年度中の 変動額合計(百万円)	—	△2,194,500	2,192,888	—	370,731	△227,593	141,527	△135	141,392
平成19年3月31日残高 (百万円)	1,383,052	1,383,070	2,549,056	150,000	1,789,675	△1,000,728	6,254,125	—	6,254,125

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	子会社株式及び関連会社株式の評価基準及び評価方法は移動平均法による原価法によっております。	満期保有目的の債券の評価基準及び評価方法は移動平均法による償却原価法(定額法)によっております。子会社株式及び関連会社株式の評価基準及び評価方法は移動平均法による原価法によっております。	子会社株式及び関連会社株式の評価基準及び評価方法は移動平均法による原価法によっております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 5年～15年 器具及び備品 4年～15年	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 10年～15年 器具及び備品 4年～15年 (会計方針の変更) 所得税法等の一部を改正する法律(平成19年3月30日 法律第6号)及び法人税法施行令の一部を改正する政令(平成19年3月30日 政令第83号)に基づく法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得したのものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 平成19年度の法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 5年～15年 器具及び備品 4年～15年

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 同左	(2) 無形固定資産 同左
3 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、特定の債権について、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 (3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 ————— (2) 投資損失引当金 同左 (3) 賞与引当金 同左	(1) 貸倒引当金 ————— (2) 投資損失引当金 同左 (3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しており、換算差額は損益として処理しております。	同左	外貨建の資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しており、換算差額は損益として処理しております。
5 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	—————	—————
6 その他(中間)財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当中間会計期間より企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)を適用しております。これまでの「資本の部」の合計に相当する金額は5,982,484百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間財務諸表の純資産の部については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年8月30日 大蔵省令第38号。以下、「中間財務諸表等規則」という)の改正により、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当事業年度より企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)を適用しております。これまでの「資本の部」の合計に相当する金額は6,254,125百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年11月27日 大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という)の改正により、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>—————</p>	<p>前中間会計期間末において「流動資産」中の「現金及び預金」に含めておりました譲渡性預金は、改正後の「「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について」に基づき「有価証券」として表示しております。なお、前中間会計期間末における譲渡性預金の金額は31,800百万円であります。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 323百万円</p> <p>※2 担保提供資産 担保に供している資産 子会社株式 72,360百万円 担保資産に対応する債務 1年以内返済予定 長期借入金 25,000百万円 長期借入金 12,500百万円 上記のほか、供託金として「投資その他の資産」中の「その他」から3,000百万円を差し入れております。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 411百万円</p> <p>※2 担保提供資産 担保に供している資産 子会社株式 83,283百万円 担保資産に対応する債務 1年以内返済予定 長期借入金 12,500百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 360百万円</p> <p>※2 担保提供資産 担保に供している資産 子会社株式 72,360百万円 担保資産に対応する債務 1年以内返済予定 長期借入金 25,000百万円</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)																								
<p>3 保証債務等</p> <p>(1) 当社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行のドイツ国内支店の預金に対し、ドイツ預金保険機構の定款の定めにより、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れております。</p> <p style="text-align: right;">147,064百万円</p> <p>(2) 当社の子会社であるMUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド、MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド及びMUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド(以下、「発行会社」という)が発行する優先出資証券に関し、当社は発行会社及び支払代理人との間で劣後保証契約を締結しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">保証先</th> <th style="text-align: right;">発行額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド</td> <td style="text-align: right;">271,170百万円</td> </tr> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド</td> <td style="text-align: right;">112,327百万円</td> </tr> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド</td> <td style="text-align: right;">120,000百万円</td> </tr> </tbody> </table>	保証先	発行額	MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド	271,170百万円	MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド	112,327百万円	MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド	120,000百万円	<p>3 保証債務等</p> <p>(1) 当社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行のドイツ国内支店の預金に対し、ドイツ預金保険機構の定款の定めにより、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れております。</p> <p style="text-align: right;">166,931百万円</p> <p>(2) 当社の子会社であるMUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド、MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド及びMUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド(以下、「発行会社」という)が発行する優先出資証券に関し、当社は発行会社及び支払代理人との間で劣後保証契約を締結しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">保証先</th> <th style="text-align: right;">発行額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド</td> <td style="text-align: right;">265,489百万円</td> </tr> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド</td> <td style="text-align: right;">122,535百万円</td> </tr> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド</td> <td style="text-align: right;">120,000百万円</td> </tr> </tbody> </table>	保証先	発行額	MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド	265,489百万円	MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド	122,535百万円	MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド	120,000百万円	<p>3 保証債務等</p> <p>(1) 当社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行のドイツ国内支店の預金に対し、ドイツ預金保険機構の定款の定めにより、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れております。</p> <p style="text-align: right;">192,705百万円</p> <p>(2) 当社の子会社であるMUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド、MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド及びMUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド(以下、「発行会社」という)が発行する優先出資証券に関し、当社は発行会社及び支払代理人との間で劣後保証契約を締結しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">保証先</th> <th style="text-align: right;">発行額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド</td> <td style="text-align: right;">271,515百万円</td> </tr> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド</td> <td style="text-align: right;">117,997百万円</td> </tr> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド</td> <td style="text-align: right;">120,000百万円</td> </tr> </tbody> </table>	保証先	発行額	MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド	271,515百万円	MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド	117,997百万円	MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド	120,000百万円
保証先	発行額																									
MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド	271,170百万円																									
MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド	112,327百万円																									
MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド	120,000百万円																									
保証先	発行額																									
MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド	265,489百万円																									
MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド	122,535百万円																									
MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド	120,000百万円																									
保証先	発行額																									
MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド	271,515百万円																									
MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド	117,997百万円																									
MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド	120,000百万円																									

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※2 営業外費用のうち主要なもの 借入金利息 9,001百万円 社債利息 2,248百万円 公的資金返 済に係る自 社株売出費 用等 1,105百万円	※1 営業外収益のうち主要なもの 有価証券利息 192百万円 ※2 営業外費用のうち主要なもの 借入金利息 5,580百万円 社債利息 2,248百万円 ※3 特別損失のうち主要なもの 関係会社 84,795百万円 株式評価損	※1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 228百万円 ※2 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 15,797百万円 社債利息 4,493百万円 優先出資証 券関連費用 2,613百万円 ※3 特別損失のうち主要なもの 訴訟和解金 2,500百万円
※4 減価償却実施額 有形固定資産 61百万円 無形固定資産 63百万円	※4 減価償却実施額 有形固定資産 49百万円 無形固定資産 93百万円	※4 減価償却実施額 有形固定資産 120百万円 無形固定資産 143百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
自己株式				
優先株式	—	255	255	—
普通株式	503	189	41	651
合計	503	445	297	651

- (注) 1 優先株式の自己株式数増加は、公的資金返済に係る整理回収機構からの取得請求によるものです。
 2 普通株式の自己株式数増加は、上記1の取得請求により交付した普通株式の、市場取引による取得及び端株の買取りによるものです。
 3 優先株式の自己株式数減少は、消却によるものです。
 4 普通株式の自己株式数減少は、上記2の市場取引により取得した株式の処分及び端株の買増請求に応じたものです。

II 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
自己株式				
普通株式	651	651,555	277,858	374,349

- (注) 1 普通株式の自己株式数増加は、端株の買取請求に応じて0千株取得したものと及び株式分割に伴い651,555千株増加したものです。
 2 普通株式の自己株式数減少は、端株の買増請求に応じて0千株売却したものと及び株式交換に伴い277,857千株譲渡したものです。

III 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
自己株式				
第八種優先株式	—	9	9	—
第九種優先株式	—	79	79	—
第十種優先株式	—	150	150	—
第十二種優先株式	—	96	96	—
普通株式	503	190	42	651
合計	503	525	377	651

- (注) 1 第八種優先株式から第十種優先株式の自己株式数増加は、公的資金返済に係る整理回収機構からの取得請求によるものです。
 2 第十二種優先株式の自己株式数増加は、公的資金返済に係る整理回収機構及びその他の優先株主からの取得請求によるものです。
 3 普通株式の自己株式数増加は、上記1.及び2.の取得請求により交付した普通株式の一部を市場取引により取得を行ったこと及び端株の買取りを行ったことによるものです。
 4 第八種優先株式から第十二種優先株式の自己株式数減少は、消却によるものです。
 5 普通株式の自己株式数減少は、上記3.の市場取引により取得した株式の処分及び端株の買増請求によるものです。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <p>器具及び備品 39百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p>器具及び備品 36百万円</p> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <p>器具及び備品 2百万円</p> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため支払利子込み法によっております。</p> <p>(2) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <p>1年以内 2百万円</p> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため支払利子込み法によっております。</p> <p>(3) 支払リース料(減価償却費相当額) 3百万円</p> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		

(有価証券関係)

I 前中間会計期間末(平成18年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	438,557	657,972	219,415
関連会社株式	139,662	106,620	△33,041
合計	578,219	764,593	186,373

(注) 時価は、中間会計期間末日における市場価格に基づいております。

尚、当社の合併に伴う持株比率の増加により、投資有価証券から関連会社株式への保有目的区分変更によって生じた「繰延税金負債」92百万円及び「その他有価証券評価差額金」135百万円については、改正後の会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)の適用により振り戻し処理をしております。

II 当中間会計期間末(平成19年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	1,792	1,250	△542
関連会社株式	53,074	53,074	—
合計	54,866	54,324	△542

(注) 時価は、中間会計期間末日における市場価格に基づいております。

III 前事業年度末(平成19年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	438,557	598,399	159,841
関連会社株式	139,662	105,959	△33,703
合計	578,219	704,358	126,138

(注) 時価は、当事業年度末における市場価格に基づいております。

尚、当社の合併に伴う持株比率の増加により、投資有価証券から関連会社株式への保有目的区分変更によって生じた「繰延税金負債」92百万円及び「その他有価証券評価差額金」135百万円については、改正後の会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)の適用により振り戻し処理をしております。

(企業結合等関係)

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

平成19年9月30日付で三菱UFJ証券株式会社を株式交換により完全子会社化しておりますが、本件に関する注記事項については、中間連結財務諸表に記載されているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>当社は、当社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行からの借入金のうち、当座貸越契約による借入金2,869億円について、同行および三菱UFJ信託銀行株式会社から受領した平成18年度中間配当金により、平成18年11月21日付で2,295億円を一部返済いたしました。</p>	<p>(三菱UFJニコス株式会社の第三者割当増資引受) 当社は、平成19年9月20日開催の取締役会において、三菱UFJニコス株式会社が行う第三者割当増資を全額引受けることを決議し、平成19年11月6日に同社普通株式400,000,000株を取得いたしました。</p> <p>第三者割当増資の概要 払込期日 平成19年11月6日 払込資金の額 120,000百万円 増資前発行済株式数 1,022,924,559株 当該増資における発行株式数 400,000,000株 増資後発行済株式数 1,422,924,559株</p> <p>割当先 株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ なお、三菱UFJニコス株式会社の株主総会の承認を前提に、当社が株式交換（効力発生日は平成20年8月1日）により三菱UFJニコス株式会社を株式交換完全子会社とすることを予定しております。</p> <p>(自己株式の取得) 当社は、資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、平成19年10月31日開催の取締役会において、自己株式を取得することを決議いたしました。</p> <p>自己株式取得の概要 株式の種類 普通株式 株式の総数 上限150,000,000株 取得価額の総額 上限150,000百万円 取得する期間 平成19年12月3日から平成20年3月24日 なお、上記決議に基づき平成19年12月13日に取得を終了いたしました。取得状況は以下のとおりとなっております。 取得した株式の総数 126,513,900株 取得した株式の取得価額の総額 149,999,921,400円 取得期間 平成19年12月3日から平成19年12月13日</p> <p>(新株予約権証券の発行) 当社は、平成19年11月21日開催の取締役会において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ第1回新株予約権を発行することを決議し、11月29日に諸条件を確定し、12月6日に発行いたしました。新株予約権証券の発行要領は以下のとおりとなっております。</p>	

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>新株予約権証券の発行要領</p> <p>(1) 新株予約権の名称 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ第1回新株予約権</p> <p>(2) 新株予約権の総数 27,980個</p> <p>(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。 ただし、下記(10)に定める新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後 調整前 株式分割 付与 = 付与 × 又は株式 株式数 株式数 併合の比率 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。 また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。</p>	

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 平成19年12月6日から平成49年12月5日まで</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(7) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。</p> <p>(8) 新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、又は三菱UFJ信託銀行株式会社の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。また、新株予約権者は、当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、又は三菱UFJ信託銀行株式会社の監査役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の監査役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。</p>	

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)															
	<p>(9) 新株予約権の払込金額（発行価額） 1株当たり1,032円</p> <p>(10) 新株予約権を割り当てる日 平成19年12月6日</p> <p>(11) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日 払込みの期日は平成19年12月6日とする。</p> <p>(12) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数</p> <table border="1" data-bbox="584 555 997 831"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>人数</th> <th>新株予約権数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社の取締役、監査役及び執行役員</td> <td>59名</td> <td>2,876個</td> </tr> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行の取締役、監査役及び執行役員</td> <td>80名</td> <td>15,908個</td> </tr> <tr> <td>三菱UFJ信託銀行株式会社の取締役、監査役及び執行役員</td> <td>50名</td> <td>9,196個</td> </tr> <tr> <td>上記の合計</td> <td>189名</td> <td>27,980個</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	人数	新株予約権数	当社の取締役、監査役及び執行役員	59名	2,876個	株式会社三菱東京UFJ銀行の取締役、監査役及び執行役員	80名	15,908個	三菱UFJ信託銀行株式会社の取締役、監査役及び執行役員	50名	9,196個	上記の合計	189名	27,980個	
対象者	人数	新株予約権数															
当社の取締役、監査役及び執行役員	59名	2,876個															
株式会社三菱東京UFJ銀行の取締役、監査役及び執行役員	80名	15,908個															
三菱UFJ信託銀行株式会社の取締役、監査役及び執行役員	50名	9,196個															
上記の合計	189名	27,980個															

(2) 【その他】

中間配当(会社法第454条第5項に定める剰余金の配当)

平成19年11月21日開催の取締役会において、当社定款第15条および第51条の規定に基づき、第3期の中間配当金につき次のとおり決議いたしました。

中間配当金の総額	76,745百万円
1株当たりの中間配当金	
普通株式	7円
優先株式	
第一回第三種優先株式	30円
第八種優先株式	7円95銭
第十一種優先株式	2円65銭
第十二種優先株式	5円75銭
効力発生日ならびに支払開始日	
	平成19年12月10日(月)

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を関東財務局長に提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度	期間(事業年度)	提出日
第2期	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	平成19年6月28日

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

事業年度	期間(事業年度)	提出日
第2期	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	平成19年8月30日
第1期	自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日	平成19年5月28日 平成19年9月27日
第4期(注)	自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日	平成19年5月28日
第3期(注)	自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日	平成19年5月28日
第2期(注)	自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日	平成19年5月28日
第1期(注)	自 平成13年4月2日 至 平成14年3月31日	平成19年5月28日

(注) 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ(旧会社名)の事業年度であります。

(3) 臨時報告書

提出理由	提出日
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2 (株式交換の基本合意書の締結)	平成19年9月20日
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第3号 (特定子会社の異動)	平成19年12月13日

(4) 有価証券届出書及びその添付書類

提出理由	提出日
ストックオプション制度に伴う新株予約権の発行	平成19年11月21日

(5) 有価証券届出書の訂正届出書

提出理由	提出日
(4)の有価証券届出書の訂正届出書	平成19年11月22日
(4)の有価証券届出書の訂正届出書	平成19年11月30日

(6) 訂正発行登録書

提出日
平成19年5月28日、平成19年6月28日、平成19年8月30日及び平成19年9月20日

(7) 自己株券買付状況報告書

提出日
平成19年11月14日、平成19年12月14日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田洋	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	荻茂生	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	三澤幸之助	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	園生裕之	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	荻	茂	生	Ⓔ	
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小	暮	和	敏	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	園	生	裕	之	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	百	瀬	和	政	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田	洋	⑩
指定社員 業務執行社員	公認会計士	荻	茂生	⑩
指定社員 業務執行社員	公認会計士	三澤	幸之助	⑩
指定社員 業務執行社員	公認会計士	園生	裕之	⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	荻	茂	生	Ⓔ	
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小	暮	和	敏	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	園	生	裕	之	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	百	瀬	和	政	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

